

社会資本整備審議会建築分科会 第13回基本制度部会 議事次第

日時：平成19年12月19日

10:00～12:00

場所：国土交通省11階特別会議室

1. 開会
2. 挨拶
3. 議事

(1) 改正建築基準法の施行状況について

(2) 改正建築士法の施行に向けた検討について

- ①建築士制度小委員会とりまとめについて（報告）
- ②業務報酬基準・工事監理小委員会とりまとめについて（報告）
- ③一級建築士の試験内容見直しについて（報告）
- ④基本制度部会とりまとめ（案）について

4. その他
5. 閉会

<配付資料>

- | | |
|-------|--------------------------------|
| 資料1 | 構造計算書偽装問題等で明らかになった課題への対応 |
| 資料2 | 改正建築基準法の施行状況について |
| 資料3 | 建築士制度見直しの全体像 |
| 資料4 | 建築士制度小委員会とりまとめ |
| 資料5 | 業務報酬基準・工事監理小委員会とりまとめ |
| 資料6 | 一級建築士試験の試験内容見直しについて |
| 資料7 | 基本制度部会とりまとめ（案） |
| 資料8 | 基本制度部会とりまとめ（概要案） |
| 参考資料1 | 基本制度部会委員名簿 |
| 参考資料2 | 「建築物の安全性確保のための建築行政のあり方について」答申 |
| 参考資料3 | 新しい建築確認手続きの要点（リーフレット） |
| 参考資料4 | 建築関連中小企業に対する金融上の支援について（リーフレット） |
| 参考資料5 | 建築士法等の一部を改正する法律について |
| 参考資料6 | 業務報酬基準（昭和54年建設省告示1206号）と住宅局長通達 |

構造計算書偽装問題等で明らかになった課題

■ 建築確認・検査の課題

- ・ 複数の特定行政庁、指定確認検査機関において偽装が見逃された
- ・ 今回の偽装の一部は、迅速な審査で偽装を見破ることは困難
- ・ 建築士が設計を行うことで審査省略される木造住宅において構造耐力上の違法行為があった

建築行政の課題

■ 指定確認検査機関の課題

- ・ 指定確認検査機関の要件強化が必要
- ・ 指定確認検査機関の監督強化が必要

■ 建築士の資質・能力の課題

- ・ 元請建築士の能力不足 等

■ 建築設計の専門分化の課題

- ・ 構造・設備設計の専門分化が進み、設計者の責任分担が不明確

■ 建築士事務所の課題

- ・ 重層的な業務実施体制が常態化し、建築士事務所の業務適正化が必要

■ 違法行為に対する罰則等の課題

- ・ 違法行為に対する罰則等が不十分

建築士制度の課題

■ 瑕疵担保責任履行の実効性の課題

- ・ 住宅品確法により、売主等に対し、10年間の瑕疵担保責任が義務付けられたが、売主倒産時に、これが履行されず、住宅所有者が極めて不安定な状態におかれた

消費者保護の課題

I. 建築基準法等の一部改正(第164回通常国会)

◆ 建築確認・検査の厳格化[H19.6月施行]

- ・ 高度な構造計算を要する一定高さ以上の建築物について、構造計算適合性判定の義務付け
- ・ 3階建て以上の共同住宅について中間検査の義務付け
- ・ 建築確認・検査の指針の策定及び公表

◆ 指定確認検査機関の業務の適正化

[H19.6月施行]

- ・ 指定要件の強化(損害賠償能力、公正中立要件等)
- ・ 特定行政庁に立入検査権限を付与
- ・ 指定確認検査機関に関する情報開示(監督命令等)

◆ 建築士等の業務の適正化[H19.6月施行]

- ・ 名義貸し、違反行為の指示等の禁止
- ・ 確認申請書等に設計を担当した全ての建築士の氏名等の記載を義務付け
- ・ 建築士事務所の業務実績、所属建築士の氏名等を毎年度知事に報告、知事による当該書類の閲覧

◆ 罰則の強化等[H19.6月施行]

- ・ 建築士等に対する罰則の大幅な強化 等
- ・ 処分を受けた建築士の氏名及び建築士事務所の名称等の公表

◆ 住宅の売主等の瑕疵担保責任の履行に関する情報開示[H18.12月施行]

- ・ 宅建業者等に対し、契約締結前に保険加入の有無等について相手方への説明を義務付け

II. 建築士法等の一部改正(第165回臨時国会)

◆ 小規模木造住宅に係る構造関係規定の審査省略見直し

[今後、設計者等向け講習会を実施。一定の周知期間をおき、設計者等が内容を十分に習熟した後、施行予定]

◆ 建築士の資質・能力の向上

[H20.11月末施行予定]

- ・ 建築士に対する定期講習の受講義務付け 等

◆ 高度な専門能力を有する建築士による構造設計及び設備設計の適正化

[H21.5月末施行予定]

- ・ 構造設計一級建築士等による法適合チェック義務付け

◆ 設計・工事監理業務の適正化等

[H20.11月末施行予定]

- ・ 管理建築士の要件強化、重要事項説明の義務付け等
- ・ 一定の建築設計等について一括再委託の全面的禁止
- ・ 建築士名簿の閲覧

◆ 団体による自律的な監督体制の確立

[H21.5月末までに施行予定]

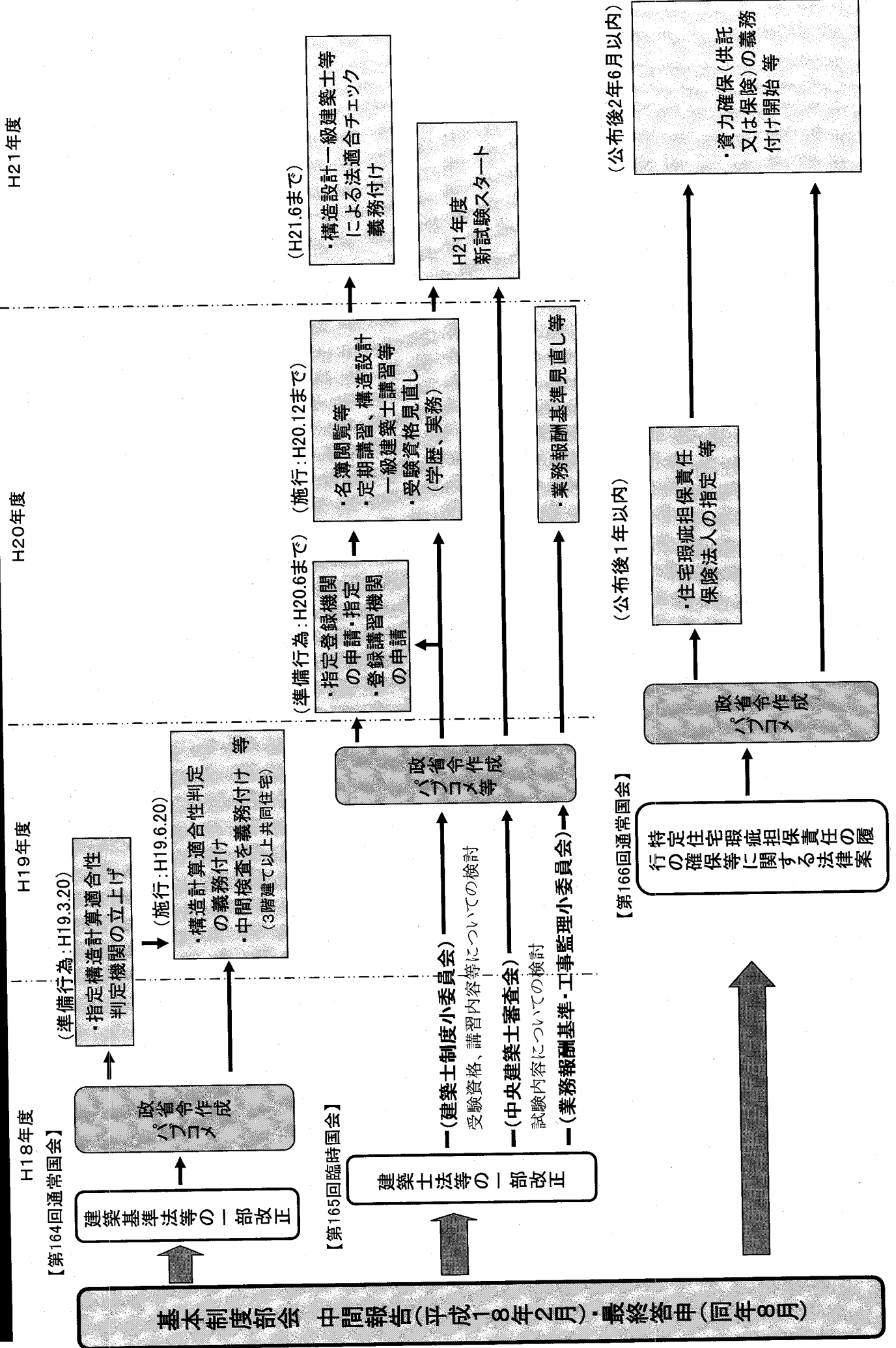
- ・ 建築士事務所協会等の法定化 等

III. 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(第166回通常国会)

住宅の売主等の瑕疵担保責任履行の実効を確保するための資力確保措置の義務付け等

- ・ 保険や供託の仕組みを活用した資力確保の義務付け [H21.10月施行予定]
- ・ 住宅瑕疵担保責任保険法人の指定 [H20.4月施行予定]
- ・ 保険契約に係る住宅の紛争処理体制の整備 [H20.4月施行予定]

今後のスケジュール案



改正建築基準法の施行状況について

建築基準法改正の概要

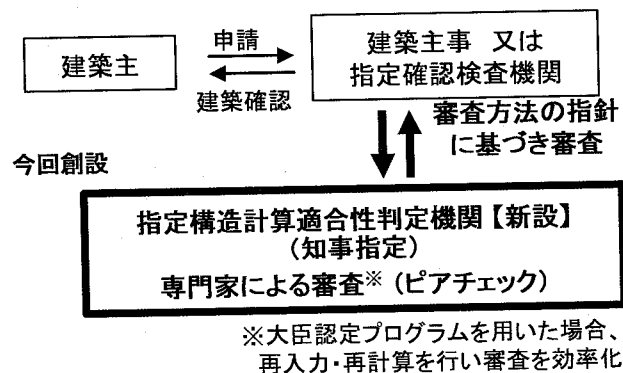
平成17年11月に発覚した構造計算書偽装問題の再発を防止するため、平成18年に建築確認・検査の厳格化を内容とした建築基準法等の一部改正を行い、本年6月20日より施行された。

改正のポイントは、以下のとおりである。

① 構造計算適合性判定制度の導入

通常、建築確認に加え、高度な構造計算を行う建築物*を対象に、都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関による構造審査(ピアチェック)を義務付け

※ 高さ20mを超える鉄筋コンクリート造の建築物など一般的には一定の高さ以上等の建築物が対象となるが、比較的小規模な建築物でも、耐力壁の量が少ないもの、柱の間隔が大きいもの等は対象となる場合がある。



② 確認審査期間の延長

21日間→35日間 (大臣認定プログラムによらない場合等は最大70日間)

※ 木造2階建て住宅等の小規模建築物は、従前通り7日間

③ 確認審査等に関する指針の制定及びそれに基づく審査の実施

ずさんな設計図書を審査段階で補正する不適切な慣行があったため、軽微な不備を除き、補正を認めないこととした。また、これに関連して、申請図書や記載事項の拡充を行うとともに、計画の変更をしようとする場合、原則として、当該変更箇所の工事に着手する前に建築確認を受けなければならない旨を明確にした。

④ 3階建て以上の共同住宅に対する中間検査の義務付け

⑤ 構造基準の見直し

一連の偽装案件等において、一部の構造設計者が恣意的な解釈を行い、危険側の条件設定をしている実態が判明したため、構造基準の見直しを行い、構造設計時の計算方法や条件設定の方法等を明確化した。

住宅着工、建築確認（確認、申請）の動向 (平成19年4月～10月)

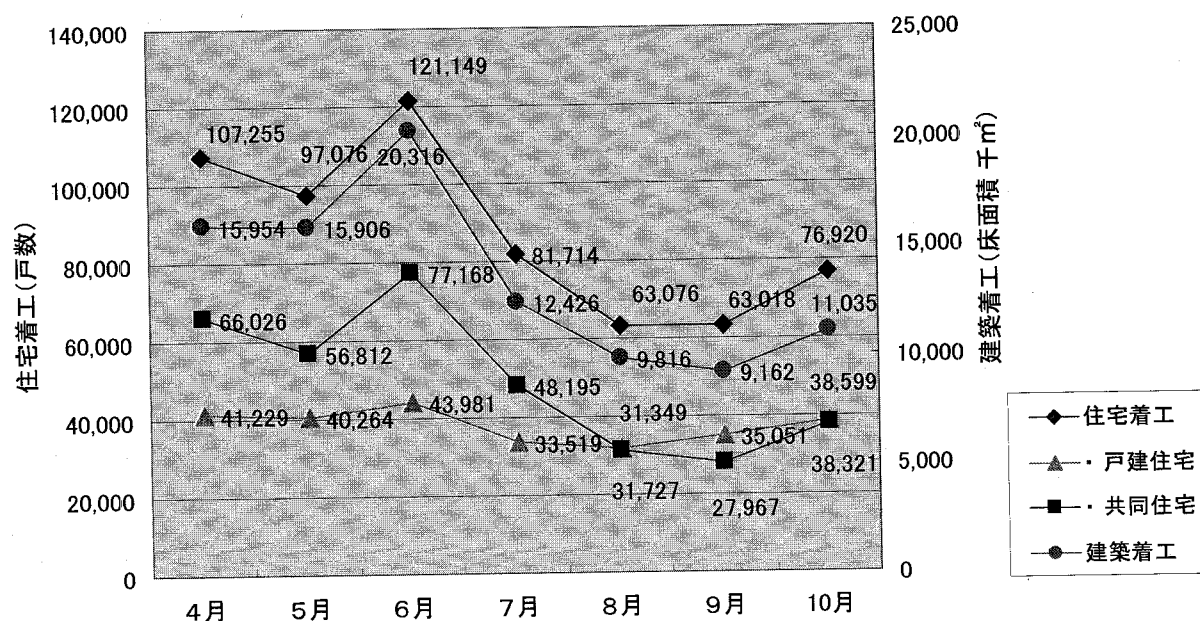
(1) 10月の住宅着工戸数は、9月と比較して全体として増加している。戸建住宅については2ヶ月連続して増加、共同住宅等については、改正法施行後初めて増加している。

【住宅着工（戸数）・建築着工（床面積）の推移】

平成19年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	10月の対前月比
住宅着工(戸数)	107,255	97,076	121,149	81,714	63,076	63,018	76,920	
(対前年度比)	△ 3.6	△ 10.7	6.0	△ 23.4	△ 43.3	△ 44.0	△ 35.0	(+22.1)
戸建住宅	41,229	40,264	43,981	33,519	31,727	35,051	38,599	
(※1)	△ 4.7	△ 10.1	△ 6.3	△ 25.3	△ 31.2	△ 20.6	△ 8.1	(+10.1)
共同住宅等	66,026	56,812	77,168	48,195	31,349	27,967	38,321	
(※2)	△ 2.9	△ 11.0	14.5	△ 22.0	△ 51.8	△ 59.0	△ 49.8	(+37.0)
建築着工(床面積 千㎡)	15,954	15,906	20,316	12,426	9,816	9,162	11,035	
(対前年度比)	△ 4.8	△ 2.5	19.3	△ 22.7	△ 42.1	△ 44.7	△ 31.5	(+20.4)

※1 「戸建住宅」は「一戸建住宅」の着工戸数

※2 「共同住宅等」は「共同住宅」及び「長屋建住宅」の着工戸数の合計



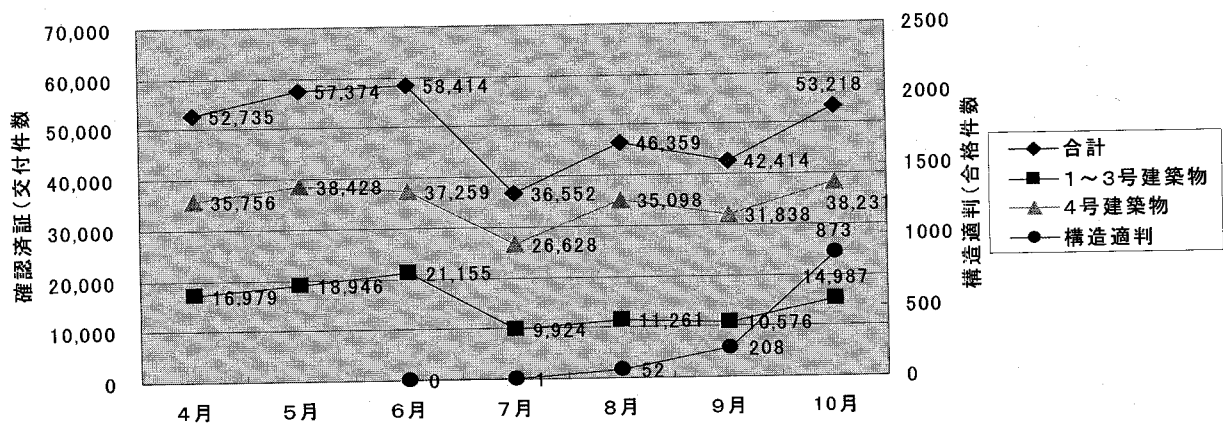
(2) 10月の建築確認件数は、9月と比較して全体として増加している。4号建築物は改正法施行前と同程度まで回復しており、1～3号建築物も増加傾向にある。構造計算適合性判定の合格件数は大きく増加している。

【確認済証（交付件数）の推移】

平成19年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	10月の対前月比
建築確認(交付件数)	52,735	57,374	58,414	36,552	46,359	42,414	53,218	(+25.5)
(対前年度比)	△ 8.5	△ 6.5	△ 9.7	△ 39.4	△ 24.5	△ 27.5	△ 11.1	
1～3号建築物	16,979	18,946	21,155	9,924	11,261	10,576	14,987	(+41.7)
(※1)	△ 5.7	△ 5.3	△ 2.3	△ 49.6	△ 43.8	△ 45.2	△ 25.2	
適判合格件数	-	-	0	1	52	208	873	
4号建築物	35,756	38,428	37,259	26,628	35,098	31,838	38,231	(+20.1)
(※2)	△ 9.8	△ 7.1	△ 13.4	△ 34.5	△ 15.2	△ 18.9	△ 4.0	

※1 特殊建築物、一定規模以上の建築物（建築基準法第6条第1項第1～3号）

※2 1～3号建築物以外の建築物で木造2階建て等の小規模建築物（建築基準法第6条第1項第4号）



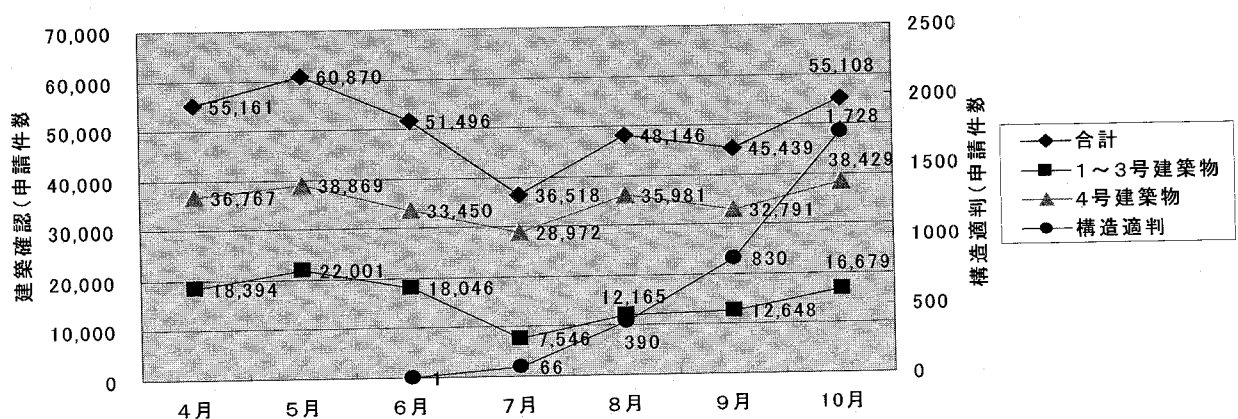
(3) 10月の建築確認申請件数は、9月と比較して全体として増加している。4号建築物は改正法施行前と同程度まで回復しており、1～3号建築物も増加傾向にある。構造計算適合性判定の申請件数は大きく増加している。

【建築確認（申請件数）の推移】

平成19年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	10月の対前月比
建築確認(申請件数)	55,161	60,870	51,496	36,518	48,146	45,439	55,108	(+21.3)
(対前年度比)	△ 8.1	△ 1.6	△ 20.1	△ 40.6	△ 19.9	△ 22.6	△ 7.4	
1～3号建築物	18,394	22,001	18,046	7,546	12,165	12,648	16,679	(+31.9)
(※1)	△ 4.6	7.3	△ 17.1	△ 62.3	△ 38.1	△ 35.1	△ 16.4	
適判申請件数	-	-	1	66	390	830	1,728	
4号建築物	36,767	38,869	33,450	28,972	35,981	32,791	38,429	(+17.2)
(※2)	△ 9.8	△ 6.0	△ 21.6	△ 30.1	△ 11.1	△ 16.5	△ 2.9	

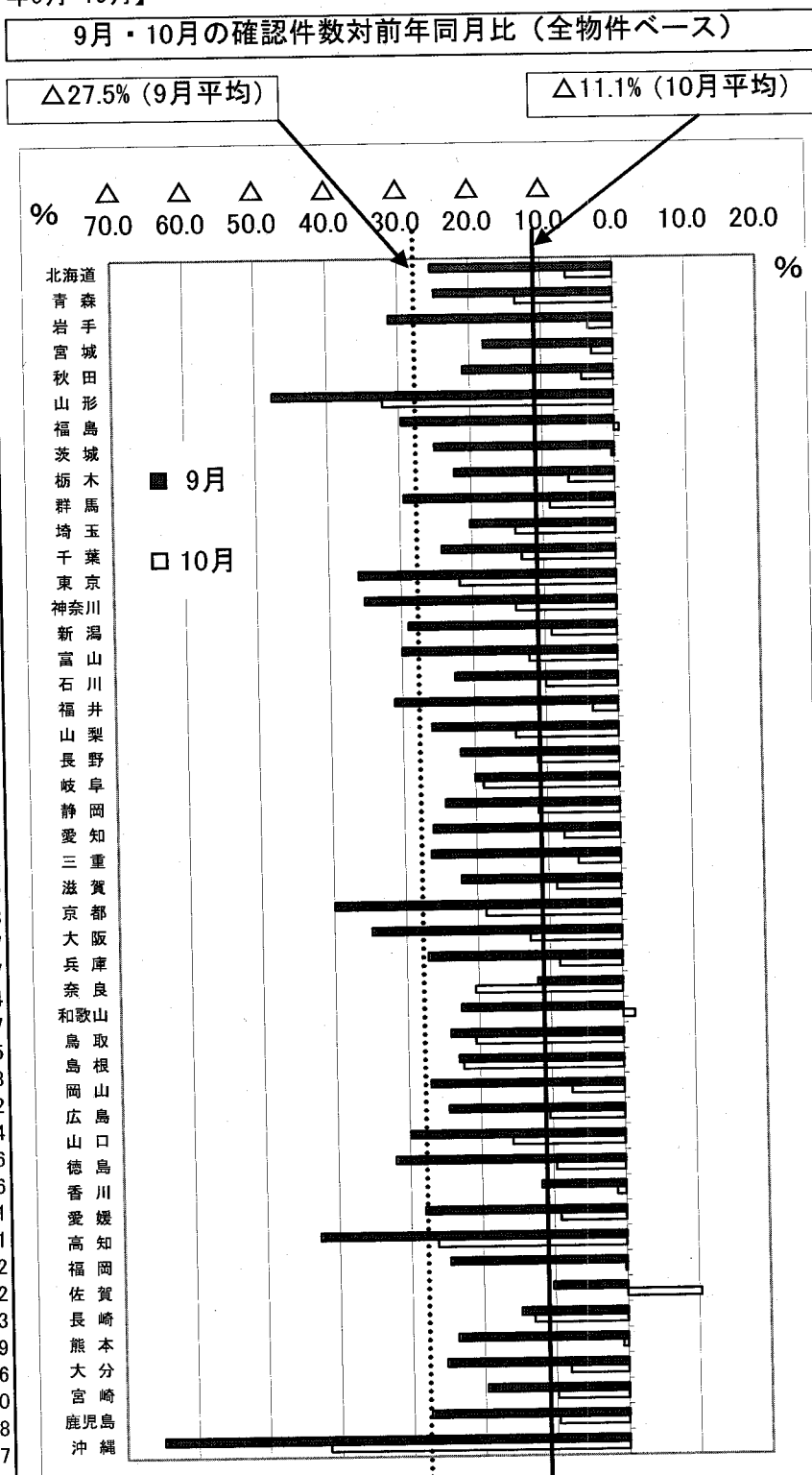
※1 特殊建築物、一定規模以上の建築物（建築基準法第6条第1項第1～3号）

※2 1～3号建築物以外の建築物で木造2階建て等の小規模建築物（建築基準法第6条第1項第4号）



確認件数(計画変更を除く。)
【2007年9月・10月】

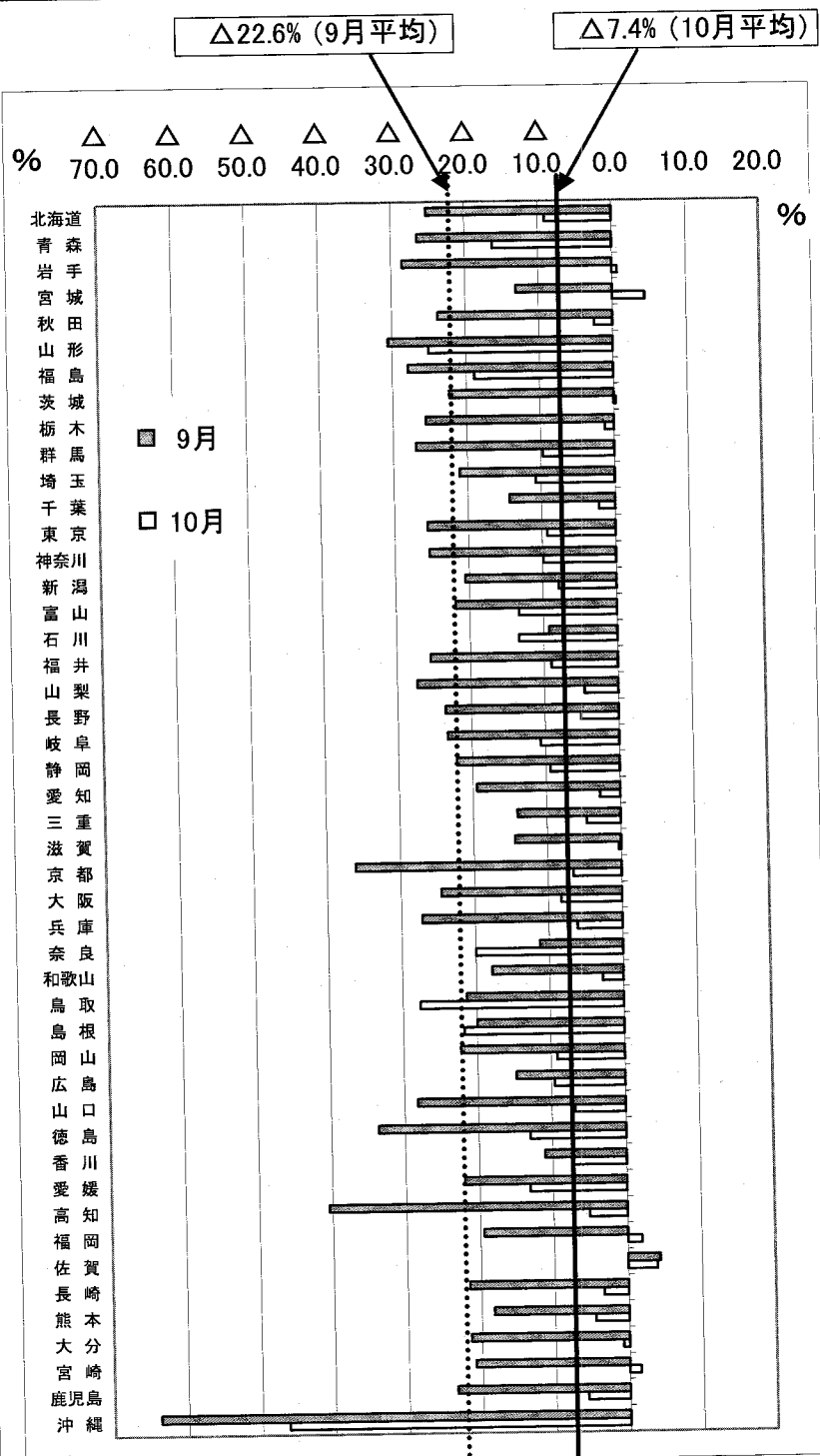
	9月総計	10月総計
	対前年 同月比	対前年 同月比
総 数	% △ 27.5	% △ 11.1
1 北海道	△ 25.3	△ 6.5
2 青森	△ 24.9	△ 13.6
3 岩手	△ 31.3	△ 3.4
4 宮城	△ 18.1	△ 2.9
5 秋田	△ 20.9	△ 4.4
6 山形	△ 47.6	△ 32.2
7 福島	△ 29.6	0.8
8 茨城	△ 25.0	△ 0.3
9 栃木	△ 22.3	△ 6.3
10 群馬	△ 29.4	△ 9.0
11 埼玉	△ 20.2	△ 13.9
12 千葉	△ 24.2	△ 13.1
13 東京都	△ 35.9	△ 21.8
14 神奈川県	△ 35.0	△ 13.9
15 新潟	△ 29.0	△ 9.0
16 富山	△ 30.0	△ 12.3
17 石川	△ 22.6	△ 10.0
18 福井	△ 31.1	△ 3.5
19 山梨	△ 25.9	△ 14.3
20 長野	△ 22.0	△ 11.3
21 岐阜	△ 20.0	△ 18.9
22 静岡県	△ 24.3	△ 11.3
23 愛知県	△ 26.0	△ 7.8
24 三重	△ 26.3	△ 5.8
25 滋賀	△ 22.2	△ 8.9
26 京都府	△ 39.8	△ 18.8
27 大阪府	△ 34.8	△ 12.7
28 兵庫県	△ 26.9	△ 8.7
29 奈良	△ 11.8	△ 20.4
30 和歌山	△ 22.5	1.7
31 鳥取	△ 24.0	△ 20.5
32 島根	△ 22.9	△ 22.3
33 岡山	△ 26.9	△ 7.2
34 広島	△ 24.4	△ 10.4
35 山口	△ 29.9	△ 15.6
36 徳島	△ 32.0	△ 9.6
37 香川県	△ 11.7	△ 1.1
38 愛媛	△ 28.0	△ 9.1
39 高知県	△ 42.6	△ 26.2
40 福岡	△ 24.6	△ 0.2
41 佐賀	△ 10.3	10.3
42 長崎	△ 14.7	△ 12.9
43 熊本	△ 23.6	△ 0.6
44 大分	△ 25.2	△ 8.0
45 宮崎	△ 19.6	△ 9.8
46 鹿児島	△ 27.4	△ 9.7
47 沖縄	△ 64.8	△ 41.5



申請件数(計画変更を除く。)【2007年9月・10月】

	9月総計	10月総計
	対前年 同月比	対前年 同月比
総 数	% △ 22.6	% △ 7.4
1 北 海 道	△ 25.2	△ 9.1
2 青 森 県	△ 26.4	△ 16.2
3 岩 手 県	△ 28.5	0.7
4 宮 城 県	△ 13.0	4.4
5 秋 田 県	△ 23.7	△ 2.5
6 山 形 県	△ 30.5	△ 25.0
7 福 島 県	△ 27.8	△ 18.9
8 茨 城 県	△ 22.3	0.3
9 栃 木 県	△ 25.5	△ 1.3
10 群 馬 県	△ 26.9	△ 9.7
11 埼 玉 県	△ 21.0	△ 10.7
12 千 葉 県	△ 14.3	△ 2.2
13 東 京 都	△ 25.5	△ 9.3
14 神 奈 川 県	△ 25.3	△ 9.9
15 新 潟 県	△ 20.5	△ 7.9
16 富 山 県	△ 21.8	△ 13.3
17 石 川 県	△ 9.2	△ 13.3
18 福 井 県	△ 25.4	△ 9.0
19 山 梨 県	△ 27.2	△ 4.6
20 長 野 県	△ 23.5	△ 5.1
21 岐 阜 県	△ 23.3	△ 10.7
22 静 岡 県	△ 22.1	△ 9.4
23 愛 知 県	△ 19.4	△ 2.8
24 三 重 県	△ 14.0	△ 4.6
25 滋 賀 県	△ 14.4	△ 0.3
26 京 都 府	△ 36.1	△ 6.5
27 大 阪 府	△ 24.5	△ 8.2
28 兵 庫 県	△ 27.2	△ 6.1
29 奈 良 県	△ 11.2	△ 20.0
30 和 歌 山 県	△ 17.7	△ 2.8
31 鳥 取 県	△ 21.3	△ 27.6
32 島 根 県	△ 19.9	△ 21.7
33 岡 山 県	△ 22.2	△ 9.1
34 広 島 県	△ 14.7	△ 9.6
35 山 口 県	△ 28.2	△ 6.9
36 徳 島 県	△ 33.6	△ 13.0
37 香 川 県	△ 11.0	△ 7.3
38 愛 媛 県	△ 22.0	△ 13.1
39 高 知 県	△ 40.4	△ 5.1
40 福 岡 県	△ 19.5	1.9
41 佐 賀 県	4.3	4.0
42 長 崎 県	△ 21.5	△ 3.3
43 熊 本 県	△ 18.2	△ 4.5
44 大 分 県	△ 21.4	△ 0.8
45 宮 崎 県	△ 20.8	1.5
46 鹿 児 島 県	△ 23.4	△ 5.7
47 沖 縄 県	△ 63.7	△ 46.3

9月・10月の申請件数対前年同月比(全物件ベース)



(参考資料)

改正建築基準法施行(6/20)後の建築確認手続の円滑化を図るための取組

6月20日(円滑化を図るための取組)～

- 政府広報の実施(6/20・21(毎日新聞、産経新聞))
- 建築主側、設計・施工者側、確認審査側それぞれに対し説明会を開催
- (財)建築行政情報センターのHPにおけるワンストップサービスの開設(6月29日～)
 - ・改正建築基準法に係る質疑応答集(Q&A集)の掲載
 - ・確認審査・検査の運用解説、構造計算書適合性判定の運用解説(マニュアル)の掲載
- 特定行政庁・指定確認検査機関に対する確認申請手続の円滑化の要請(説明会の開催)(8月6日)
- 8/9付け国住指第1899号により、建築確認等の手続の円滑化について通知
- 2007年版建築物の構造関係技術基準解説書(8/10発刊。9/5～講習会開催)

9月7日(追加対策発表)～

- 電話相談窓口の開設(9月18日～)
- 関係団体等(建築主側、設計・施工側、確認審査側)に対する本省説明会の開催
- 関係団体等に対する地域ブロック毎の説明会の開催
- 9/25付け国住指第2327号により、手続き円滑化に実効性の高いものを通知

9月28日(追加対策発表)～

- 関係団体等に対する都道府県毎の説明会の開催、都道府県における相談窓口設置
- 改正建築基準法アドバイザーの登録と地域研修会への派遣
- 地域の構造設計実務者に対する支援(構造関係技術基準解説書の追加講習会等)
- 指定構造計算適合性判定機関等に対する技術的支援
- 確認審査等に関する苦情の受付

10月9日(追加対策発表)～

- 改正法の円滑な施行に向けて、都道府県知事あてに、総務省・国土交通省で連名通知
- 政府系中小企業金融機関等によるセーフティネット貸付(10/9～)(中小企業庁)
- 民間金融機関による健全な中小企業向けの資金の円滑な供給への配慮と周知(10/16付けで、金融庁に要請し、金融庁から全国銀行協会等の各金融関係団体に通知)

10月30日(追加対策発表)～

- 新しい建築確認手続をわかりやすく説明した「実務者向けのリーフレット」の配布
- 建築確認件数等が依然大幅に落ち込んでいる個別の地域に対するアドバイスの実施
- 建築確認手続きに関する運用面の改善・明確化
 - ・大臣認定書の写しの添付や軽微な変更に関する取扱い等について、事務手続きの合理化や解釈の明確化を図る観点から、建築基準法施行規則等の一部見直し(11/14公布・施行)

11月27日

- 信用保証協会のセーフティネット保証の対象業種について追加指定(中小企業庁)

12月7日(追加対策発表)～

- 建築確認申請支援センターの設置、建築確認円滑化対策連絡協議会の設置
- 計画変更の円滑化のためのガイドラインの策定、間違い事例集の作成
- 構造計算適合性判定機関の業務の効率化、適判員養成講習会の追加実施等
- 建築確認円滑化対策、中小企業の資金繰り対策の関係業界に対する説明会を開催
関係省庁の協力も得て全都道府県で実施

確認申請手続きの円滑化を図るための取組【改正法施行後①*】

* 6月20日の改正建築基準法の施行後、9月6日までに開始した又は実施した取組

(1) (財) 建築行政情報センターのHPにおけるワンストップサービスの開設

(H19. 6. 29~)

○ 改正建築基準法に係る質疑・応答 (Q&A※) H19. 11. 28現在 434問

※ 設計や審査にあたる実務者等から寄せられた質疑を逐次整理し、回答をQ&A形式で公開。

(毎週水曜日を定例の公開日とし、それ以外の日も、作業状況に応じ追加で公開)

- 確認審査・検査の運用解説 (マニュアル)
- 構造計算書適合性判定の運用解説 (マニュアル)
- 構造計算概要書の記載事例 (木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造)
- 確認申請書の作成事例 (戸建木造住宅)
- 確認申請書・通知書等の新様式
- 旧認定プログラムを有効に活用するための注意点

(2) 2007年版建築物の構造関係技術基準解説書

H19. 8. 10 解説書の発刊

H19. 9. 5~ 講習会の開催 (日本建築防災協会、日本建築センター) 【延べ18会場】
<札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡、沖縄>

(3) 特定行政庁・指定確認検査機関に対する確認申請手続き円滑化の要請

H19. 8. 6 都道府県・政令市、指定確認検査機関 説明会 (東京)

H19. 8. 9 住宅局建築指導課長通知 (国住指第1899号)
「改正建築基準法の施行に伴う建築確認等の手続きの円滑化について」

(4) 説明会の開催等

(建築主側)

- H19. 6. 20・21 政府広報 (毎日、産経)
- H19. 7. 23 日本住宅建設産業協会 講習会 (東京)
- H19. 7. 30 改正建築基準法に関する情報提供 (日本経済団体連合会、不動産協会等)
- H19. 8. 8 不動産協会 講習会 (東京)
- H19. 8. 31 中央官庁営繕担当課長会議及び全国営繕主管課長会議の検討会

(設計・施工者側)

- H19. 7. 4 日本建材・住宅設備産業協会 講習会 (東京)
- H19. 7. 30 改正建築基準法に関する情報提供 (日本建築士会連合会、建築業協会等)
- H19. 8. 24 住宅九州新聞社 セミナー (福岡)
- H19. 8. 27 日本建築士事務所協会連合会緊急全国会長会議 (東京)
- H19. 9. 6 日本木造住宅産業協会 セミナー (大阪)

(確認審査側)

- H19. 8. 6 都道府県・政令市、指定確認検査機関 説明会 (東京)

確認申請手続きの円滑化を図るための取組【改正法施行後②*】

* 9月7日（追加対策発表）以降、開始した又は実施した取組

（１）「改正建築基準法電話相談窓口」の開設（9月18日開設）

- （財）建築行政情報センター内に、設計・施工・審査の実務者から電話等による質問や相談を受け付ける相談窓口（電話：０３－５２０６－６１３５）を開設
（一日当たり、数十件程度）

（２）関係団体等に対する周知の徹底（本省主催：9月19日）

- 建築主側の関係団体（代表）に対する説明会
（社）不動産協会、（社）日本ビルディング協会、（社）全国宅地建物取引業協会連合会 等
- 設計・施工側の関係団体（代表）に対する説明会
（社）日本建築士事務所協会連合会、（社）日本建築構造技術者協会、（社）建築業協会 等
- 確認審査側の関係団体に対する説明会
都道府県・政令都市、指定確認検査機関、指定構造計算書適合性判定機関
- 上記全ての関係団体に対して、Q&Aを含め、これまでの全ての関係情報を電子媒体として無料で提供し、各団体のHPへの掲載を依頼するなど、その周知徹底を図る

（３）ブロック毎の関係団体等に対する周知の徹底（整備局等主催：9月18～28日）

- 本省担当課長等を派遣し、各地方整備局等における上記諸団体の都道府県単位会等向け説明会
（北海道：27日、東北地整：26日、関東地整：25日、北陸地整：25日、中部地整：27日、近畿地整：18日、中国地整：25日、四国地整：21日、九州地整：26日、沖縄県：28日）

（４）その他

<地方整備局建政部長会議の開催> 9月11日

- 確認申請手続きの円滑化に向けた特定行政庁及び指定確認検査機関に対する指導の徹底
- 関係団体等に対する改正建築基準法の周知の徹底

<地方整備局長会議の開催> 10月3日

- 今後の対応方針と取り組みの徹底について

<技術的助言通知の発出> 9月25日通知（国住指第2327号）

- Q&Aのうち手続き円滑化の実効性の高いものを取りまとめ、技術的助言として特定行政庁、指定確認検査機関等に通知

<上記以外の説明会の開催>

H19. 9. 14 住宅産業研修財団 セミナー（東京）

H19. 9. 14 日本木造住宅産業協会 セミナー（東京）

確認申請手続きの円滑化を図るための取組【改正法施行後③*】

* 9月28日（追加対策発表）以降、開始した又は実施した取組

（１）都道府県ごとの周知の徹底

- 中央の団体（連合会等）及び地域ブロックごとの説明会と同様に、各都道府県において、建築主側、設計・施工側及び確認審査側の関係団体に対する説明会を実施
(47都道府県で実施済み)
- 改正建築基準法に関する設計・施工側の関係者からの相談にきめ細かく対応するため、各都道府県に相談窓口を設置
(47都道府県で設置済み)

（２）改正建築基準法アドバイザーの登録と地域研修会への派遣

- 改正建築基準法の内容や運用等に習熟した「改正建築基準法アドバイザー」を登録し、関係団体等からの要請に基づき、全国各地で開催される研修会等へ派遣
(全国アドバイザー46名、都道府県アドバイザー149名)
(11/16現在の派遣実績 全国：10回、1,970名 都道府県：70回、9,882名)

（３）地域の構造設計実務者に対する支援

- 「2007年版建築物の構造関係技術基準解説書」の追加講習会を開催
(30都道府県の建築士会・建築士事務所協会の主催により38回開催(10/25～))
- (社)日本建築構造技術者協会等に構造設計実務者向けの研修会・相談会の開催等を要請
(「改正建築基準法による構造計算書作成の要点と事例」講習会(財)日本建築防災協会との共催により、11/5 東京：731名、11/13 大阪：693名、11/22 東京：800名、その他12月にJSCA支部単位の6会場で開催)

（４）指定構造計算適合性判定機関等に対する技術的支援

- 構造計算適合性判定における判定機関の工学的判断等を支援するため、国土技術政策総合研究所及び(独)建築研究所の担当者等を活用した「判定支援ネットワーク」を整備
(10/16～電子メールによる回答サポートを開始 11/22現在の問合せ：30件)

（５）確認審査等に関する苦情の受付

- (財)建築行政情報センターのホームページ (<http://www.icba.or.jp/>) 上に開設している「苦情箱」において、確認審査等に関する苦情を受け付け(10月2日～)
※匿名による苦情も受け付け、対象の審査機関に対しては、国土交通省や都道府県を通じて苦情内容を通知するとともに、必要に応じて助言等を行う。

(10/2～11/30の苦情件数：426件)

確認申請手続きの円滑化を図るための取組【改正法施行後④*】

*10月9日（追加措置発表）以降、開始した又は実施した取組

6月20日に施行された改正建築基準法については、確認申請手続きの円滑化が図られるよう、実務者に対する情報提供等に努めているところであるが、更にその一層の徹底を図るとともに、建築関連中小事業者の資金繰りを支援するため、以下の措置を講じたところ。

（１）都道府県知事あて総務省との連名通知の発出

改正建築基準法の円滑な施行に向けて、国土交通省として、これまで各般の情報提供を行ってきたところであるが、今後は、各都道府県等において、よりきめ細かな情報提供、相談対応等を図っていただくよう、総務省とも相談の上、都道府県知事あてに総務省との連名通知を発出。

（10月9日）

（２）セーフティネット貸付の実施

大工・工務店など関連中小企業等への資金繰りなどの経済的影響が懸念されることから、中小企業庁に対応の要請を行い、10月9日より、政府系中小企業金融機関等に特別相談窓口が設置され、セーフティネット貸付及び既往債務の返済条件の緩和措置が講じられることとなった。

国土交通省においても、地方整備局、地方公共団体、関係事業者団体等に周知を行った。

（12／7現在の融資・保証承諾：596件、約114億円、相談件数：1,513件）

（３）民間金融機関による金融の円滑化

民間金融機関による金融の円滑化を図るため、建築確認・建築着工減少により資金繰りに影響を受ける健全な中小企業向けの資金の円滑な供給への配慮と、全国銀行協会等の各金融関係団体に対する同趣旨の周知徹底を、金融庁に対して要請（10月16日）。

確認申請手続きの円滑化を図るための取組【改正法施行後⑤*】

*10月30日（追加対策発表）以降、開始した又は実施した取組

（１） 実務者向けのリーフレットの配布

従来から行ってきたホームページによる質疑・応答（Q&A）等の公表に加え、新しい建築確認手続きの要点に絞って、設計者、施工者、デベロッパーなど主に事業者側の実務者を念頭に、わかりやすく説明したリーフレットを作成し、関係団体、商工会議所、地方公共団体等を通じて、幅広く、関係者に配布するとともに、確認審査の窓口等に備え置く。

（第1版を30万部作成、規則改正を受けた第2版30万部を11月14日作成し、関係団体等に送付）

（２） きめ細かい個別の地域に対するアドバイスの実施

- 建築確認申請件数、あるいは建築確認件数が依然大幅に落ち込んでいる地域に対して、特定行政庁や指定確認検査機関から個別に状況をヒアリングした上で、具体的な改善策についてアドバイスを行う。

（9月時点における建築確認件数が前年同月に比べて落ち込みが著しい10都府県及びこれ以外で適合性判定の処理状況が遅れている5県に対しヒアリングを実施）

- 建築確認手続きの円滑化に向けて、特定行政庁や指定確認検査機関が講じている効果的な取組事例を整理し、各審査機関に対して周知を図る。

（11月22日特定行政庁、関係団体等向けの説明会において全国の特定行政庁、確認検査機関にアンケートを行った結果を整理した資料を配布し、説明）

- （財）建築行政情報センターのホームページ上に設置している「苦情箱」に寄せられた苦情のうち、特定行政庁や指定確認検査機関の不適切な取扱いの具体的な事例を整理し、各審査機関に対して注意喚起する。

（11月22日特定行政庁、関係団体等向けの説明会において具体事例を整理した資料を配布し、説明）

（３） 建築確認手続きに関する運用面の改善・明確化

大臣認定書の写しの添付や計画変更に係る確認を要しない軽微な変更に関する取扱い等について、事務手続きの合理化や解釈の明確化を図る観点から、建築基準法施行規則等の必要の見直しを行う。（11月14日公布・施行、改正内容について11月22日特定行政庁、関係団体等向けに説明会を開催）

（４） セーフネット保証の対象業種の追加指定

全国的に建築関連業種に属する中小企業者の業況が悪化していることから、建築関連中小企業者への金融の円滑化を図るため、中小企業庁において、セーフネット保証の対象業種を追加指定。（11月27日）

確認申請手続きの円滑化を図るための取組【改正法施行後⑥*】

*12月7日（追加対策発表）以降、開始した又は実施した取組及び取り組むこととしている取組み

（１）建築確認申請支援センターの設置 ～中小事業者への技術的支援～

具体的な物件を手がけている中小建設業者、大工・工務店等のなかで建築確認申請に困難をきたしている状況があることを踏まえ、（社）日本建築構造技術者協会（JSCA）や各都道府県の建築士事務所協会の会員等が、構造基準の見直しへの対応、新しい申請図書の作成方法等を面談方式等で直接アドバイスするサポートセンターを設置する。（相談は無料で受付）

①中小建設業者による鉄筋コンクリート造・鉄骨造の建築物

：各都道府県1カ所を原則に全国的に設置（（社）日本建築構造技術者協会（JSCA））

②大工・中小工務店による木造3階建て・混構造の住宅

：木造3階建ての建設件数の多い10都道府県に設置（建築士事務所協会）（その他の地域は、（財）日本住宅・木材技術センターで一元的に対応）

【12月中旬に全国に展開】

（２）建築確認円滑化対策連絡協議会の設置 ～審査側・設計側の意思疎通の円滑化～

各都道府県ごとに特定行政庁、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関及び建築設計団体（建築士事務所協会等）からなる協議会を設置し、審査側・設計側の意思疎通の徹底を図ることを通じ、建築確認手続きの円滑化を促進する。

【12月上旬】

（３）計画変更の円滑化のためのガイドラインの策定

計画変更手続きを要しない軽微な変更や当初の申請においてあらかじめ幅のある計画内容について確認を受けておくことにより計画変更手続きを不要とする方法について、参考事例や手順等を示すガイドラインを作成。

【12月中】

※テナントビルや先端工場における計画変更、マンションにおけるフリープランへの対応

（４）構造計算適合性判定機関の業務の効率化等

比較的小規模な物件や単純な構造形式の物件についての審査の合理化（判定の実績等を踏まえたうえで、現在、原則として二人の判定員で実施している判定業務を一人の判定員で行う等）、補助員の活用方策等を示し、構造計算適合性判定機関の業務を効率化する。

また、構造計算適合性判定機関における事前相談の実施の徹底を図る。

【12月中旬】

構造計算適合性判定員の講習会の追加実施を行う。

【2月18日】

（５）間違い事例集の作成

確認審査・適合性判定の実態を踏まえ、典型的な間違いの事例等を示すことで、設計者による適正な図書作成を支援するとともに、審査の迅速化を図る。

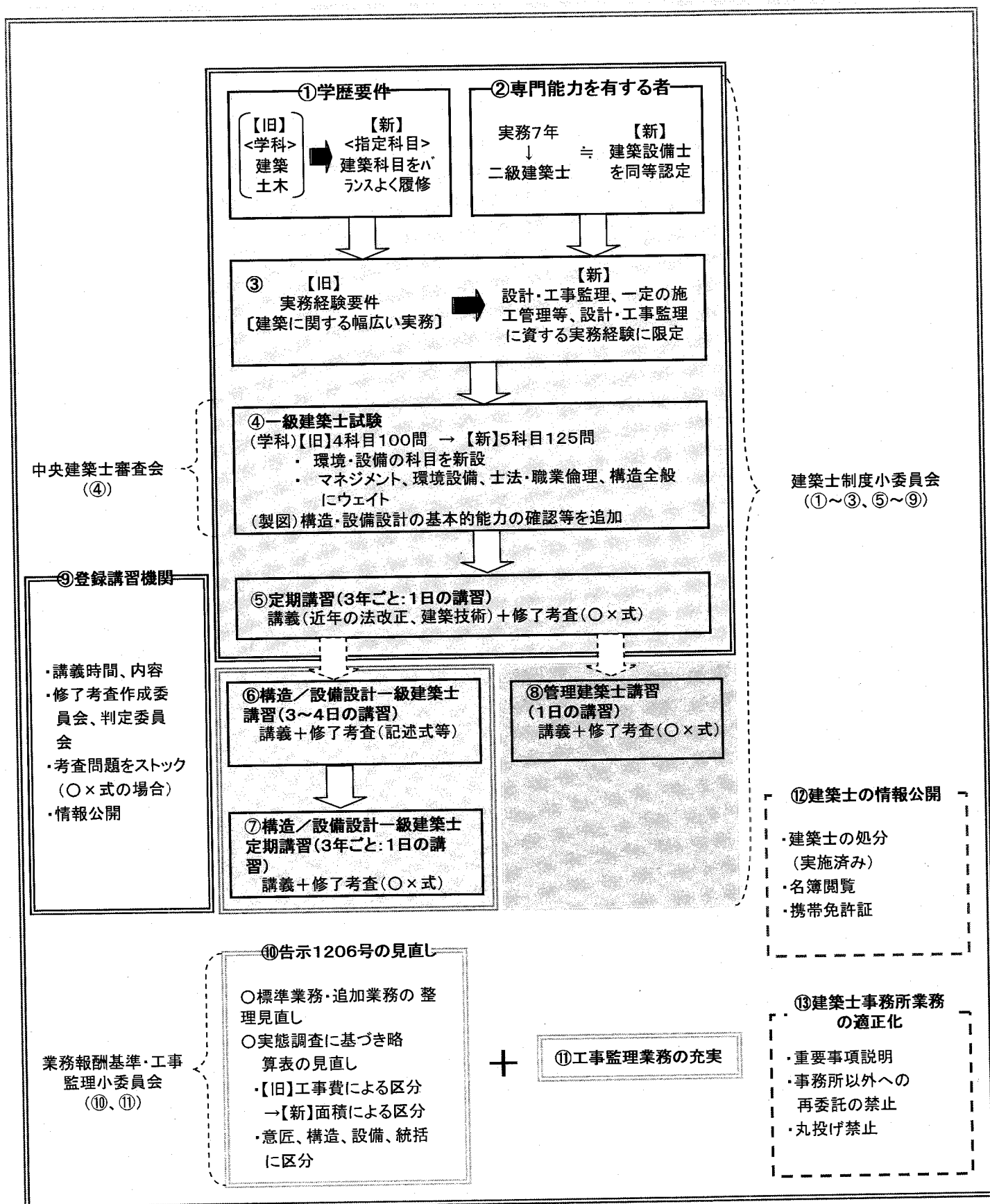
【12月中旬】

（６）都道府県ごとの情報の周知徹底について

建築確認の円滑化に係る各般の対策、中小企業の資金繰り対策（セーフティネット貸付、保証）について、情報の周知徹底を図るため、経済産業省及び林野庁の協力を得て、関係業界に対する説明会を全都道府県において速やかに実施する。

【12月中旬から開始】

建築士制度の見直しの全体像《建築士に必要な資質・能力の確保》



建築士制度小委員会とりまとめ

はじめに

構造計算書偽装問題への対応として、平成18年8月31日に取りまとめられた社会資本整備審議会答申（「建築物の安全性確保のための建築行政のあり方について」）に基づき、第165回臨時国会に提出され、成立した「建築士法等の一部を改正する法律」は、平成18年12月20日に公布され、原則2年以内に施行することとされている。

建築士制度に対する国民の信頼を回復させるためには、この改正建築士法の施行に万全を期す必要がある。このため、政省令等に規定される事項を含む具体的な制度設計について、社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会で引き続き議論を行うこととし、その専門的な検討を行うため、平成19年3月に「建築士制度小委員会」が設置された。

「建築士制度小委員会」での主な検討事項は以下に示すものであり、平成19年12月を目途に基本制度部会に対し、検討内容を報告することとされた。

- ・ 建築士試験の受験資格（学歴要件、実務経験要件、専門能力を有する技術者の建築士試験受験資格）の見直し
- ・ 講習制度（講義・修了考査の内容、構造／設備設計一級建築士の同等認定のあり方等）について

「建築士制度小委員会」では、4月以降12月に至るまで、6回にわたる議論を行い、今般、その成果をとりまとめることとした。今回のとりまとめで示した考え方を踏まえ、今後、具体的な制度設計が行われることを期待するものである。

なお、建築士試験、講習の実施等にあたっては、制度改正の内容について、関係者に十分に周知するとともに、その運用について、実情を踏まえた柔軟な対応をとることで、新たな制度に円滑に移行できるよう留意する必要がある。

建築士試験の受験資格の見直しについて

建築士の資格付与の前提となる建築士試験については、原則として、一定の学歴要件を満たしたうえで、一定期間以上の建築に関する実務経験を有していることを受験資格としている。

社会資本整備審議会答申のなかでは、建築士に本来期待されている設計及び工事監理に必要な能力を的確に検証したうえで資格を付与すべきとの指摘があり、具体的な制度設計について、以下の方向でとりまとめを行った。

1. 学歴要件の見直し（建築に関する指定科目の設定）について

1) 基本的考え方

- 建築士試験の受験資格（学歴要件）となる「建築に関する指定科目」の設定にあたっては、指定された科目を履修することで、建築士の独占業務である設計・工事監理を行うために必要な知識が得られるようなものとして設定すべきである。しかしながら、一方で、建築の教育課程は総じて自由度が高いうえ、大学等に対する社会の要請や設置基準の自由化等の影響でさらに多様化している実態があることから、建築士受験資格のための指定科目を設定することが、こうした建築教育の実態に制約を加えることのないように留意する必要がある。

2) 建築に関する指定科目

- 一定の自由度を確保しつつ、必要不可欠な項目を必ず履修させるために、建築に関する各分野（建築計画、設計製図、環境工学、建築設備、構造力学、建築一般構造、建築材料、建築生産等）ごとに必要単位をバランスよく取得するよう別添資料①及び②を参考に、建築に関する指定科目を設定すべきである。
- なお、今回の見直しは、学科卒業を持って学歴要件としているこれまでの仕組みとは実務的に大きく異なり、所定の科目を履修していることの確認のための業務やこれに伴う費用が増加することが見込まれる。したがって、今後、国土交通省において指定科目を定め、指定試験機関である（財）建築技術教育普及センター等において、この仕組みを運用するにあたり、大学、高等専門学校、工業高校等の実務者と十分に意見交換を行うなど、円滑な制度移行に向け、十分に配慮する必要がある。

3) 指定科目の具体的な内容

○ 指定科目の具体的な内容については、以下の整理とすべきである。

- ・ 以下の考え方を参考に、建築以外の分野との境界領域的な科目との線引きを行う。
 - ① 「建築計画・設計製図」「環境工学・建築設備」等の分野における指定科目は、原則として、当該科目が建築（住宅含む）を主な対象とし題材としているものとする。
 - ② 「構造力学」「建築材料」等の分野における指定科目は、当該科目が特段、建築（住宅を含む）を主な対象としていないものも含める。
- ・ 広く工学全般を対象とするような基礎科目（例：数学、物理学、電気工学）は指定科目の対象としない。

4) 指定科目の確認の方法

- 大学等の個別の科目が基準に該当しているかどうかの確認の方法について、国土交通省・指定試験機関である(財)建築技術教育普及センター等が事前に大学等から取り寄せたシラバスをチェックすることを検討すべきである。また、チェックの結果、確認された科目については、大学等への通知を行うとともに、ホームページに掲載する等の情報提供を行うことを検討すべきである。
- また、受験時に、各々の受験者が基準に該当した科目を履修しているかどうかの確認の方法については、大学等が各々の受験者に関し、指定科目の履修を証明した履修証明証を発行する方向で検討すべきである。

2. 実務経験要件について

1) 基本的考え方

- 建築士試験の受験資格である「建築に関する実務経験」については、建築士として必要な知識及び技能を現実に修得する実務訓練を得る機会として適切に定める必要がある。したがって、建築士の独占業務である設計・工事監理に必要な知識・能力が、その業務の中で獲得できる実務経験とすべきである。
具体的には、「設計・工事監理に際し、意匠・構造・設備等の専門別の業務を理解し、指示し、まとめあげ、チェックできる能力」、すなわち、建築士となった際に、建築物全体を取りまとめ、設計・工事監理を行う能力が獲得できる実務経験とすべきである。

2) 実務経験の具体的な内容

- 「設計・工事監理に際し、意匠・構造・設備等の専門別の業務を理解し、指示し、まとめあげ、チェックできる能力」を獲得できるような実務経験として、設計・工事監理に関する実務経験と同等に評価できるものとして、「設計図書・施工図等の図書と密接に関わりを持ちつつ、建築物全体を取りまとめる又は建築関係法規の整合を確認するような業務」を認めるべきである。[別添資料③参照]
- ・ 設計・工事監理を行う営繕業務や設計図書と建築関係法規の整合を確認する建築確認に関する業務は実務経験として認める。
- ・ 設計図書・施工図等を作成するなど、こうした図書と密接に関わりを持ちつつ、建築物全体をとりまとめる建築工事や大工工事（造作工事等は除く。）における施工管理に関する業務は実務経験として認める。
- ・ 建築士のその他業務のうち、建築工事の指導監督、耐震診断等に関する業務は実務経験として認める。
- ・ 大学院における教育課程においては、設計・工事監理に関する業務についての実務訓練と同等となる内容を充足している教育を受ける場合等に限り、これを実務経験として認める。
- ・ いわゆる各種工事の施工管理や設計図書・施工図等の図書と密接な関わりを持たない営業等の業務、都市計画行政や建築に関する研究・教育の経験等は実務経験とは認めない。

3) 実務経験の確認の方法

- 実務経験の確認の方法については、現在実施している申込時の対面審査を維持しつつ、追加的に管理建築士等の証明を要件とすることで、現在の実務経験審査の精度をより向上させることとすべきである。
- また、原則として、管理建築士等の建築士が証明することとすべきであるが、これが困難な場合は他の責任ある立場の者が証明する、証明がやむを得ずできない場合はその理由を提出する等の工夫を検討すべきである。

3. 専門能力を有する技術者の受験資格見直しについて

- 今回の建築士受験資格の見直しは、建築設計の高度化、専門分化を踏まえ、建築士に本来期待されている設計・工事監理業務に必要な能力を的確に検証した上で資格を付与する方向での見直しとなっている。
こうした見直しの考え方を踏まえ、専門能力を有する技術者として建築士法上位

置付けられている建築設備士について、二級建築士と同等以上の知識及び技能を有する者として、4年の実務経験を要件として、一級建築士の受験資格を付与すべきである。

講習制度について

今回の改正建築士法が施行されると、様々な講習制度が導入されることとなる。適切な設計及び工事監理の業務を遂行できる建築士の資質、能力を確保するとともに、建築設計が高度化・専門分化している実態を踏まえ構造設計・設備設計の適正化を図る観点から、具体的な制度設計について、以下の方向でとりまとめを行った。

1. 講習の基本的枠組みについて

- 建築士の定期講習、構造／設備設計一級建築士講習、構造／設備設計一級建築士定期講習、管理建築士講習の全てについて、講義と修了考査を併せて実施すべきである。
- また、建築士の資質・能力の向上、構造設計・設備設計の適正化等に対応するために厳格な修了考査を実施するなど、登録講習機関ごとの講習水準を適切に確保するため、省令に規定する講習事務の実施基準等において、詳細に規定を行うべきである。

2. 建築士の定期講習について

建築士事務所に所属し、業に携わる建築士に対し、3年ごとの受講を義務付ける予定の定期講習の概要について、以下の方向でとりまとめを行った。

なお、建築士の種別に応じ、一級・二級・木造の3種類の定期講習が実施されることとなるが、例えば、一級建築士定期講習を受講すれば二級建築士定期講習を受講したものとみなす等、弾力的な取扱いとすべきである。

1) 講義・修了考査

- 講義・修了考査については、以下の方向で整理すべきである。

- ・ 1日間の講習とする（講義5時間程度、修了考査1時間程度）。
- ・ 講義内容は、
 - ① 法令に関する科目として、建築基準法・建築士法等の近年の改正内容等
 - ② 設計及び工事監理に関する科目として、最新の建築技術、設計・工事監理の実務の動向、建築物の事故事例、処分事例及びこれを踏まえた職業倫理等とし、具体的な内容は告示等で明確化する。
- ・ 講義内容の理解度を確保するため、1時間程度の〇×方式の修了考査を実施する。
- ・ 修了考査問題は、講義内容に応じバランスよく出題することとし、テキストに類似問題が記載されているような場合を除き、テキストの持込みを特に禁止しないこととする。
- ・ 修了考査問題の問題数については、問題難易度、合格水準等と併せて、1時間で実施可能な出題数に設定するべく、検討する。
- ・ 修了考査に合格できなかった者は、再度、講義・修了考査を受けることとする。

2) 登録講習機関の実施体制等

- 修了考査問題の作成及び結果の判定は、登録講習機関ごとに、建築士を含む合議制の機関（作成委員会）を設置し、行うこととすべきである。
- 年間に複数回、講習を実施する場合に、修了考査問題を過度に反復使用することを制限する観点から、講習実施回数に応じ、修了考査問題をストックさせることを検討すべきである。
- 登録講習機関による講習実施の透明性を高める観点から、講習教材、修了考査問題、修了考査の合格基準点等を公表することとすべきである。

3. 構造／設備設計一級建築士講習について

一定規模以上の建築物の構造／設備設計に関し、設計又は法適合確認を行う構造／設備設計一級建築士となるに際し、受講する構造／設備設計一級建築士講習の概要について、以下の方向でとりまとめを行った。

1) 講義・修了考査

- 講義・修了考査については、以下の方向で整理すべきである。
 - ・ 3日～4日程度の講習とする（講義2日～3日程度、修了考査1日程度）。
 - ・ 講義内容は、
 - ① 構造／設備関係規定に関する科目として、建築基準法等の法規、法適合性確

認 等

- ② 構造／建築設備に関する科目として、設計実務、建築物の事故事例及びこれを踏まえた職業倫理 等

とし、具体的な内容は告示等で明確化する。

- ・ 講義内容に関し、構造については、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、木造等に関し全般的に講義を行うこととし、設備については、空調・換気設備、給排水衛生設備、電気設備等に関し全般的に講義を行うこととする。
- ・ 設計能力と法適合性確認の能力を確認するため、1日程度の修了考査を実施する。修了考査は、択一方式、記述方式、図面作成等により判定する。
- ・ 修了考査に合格できなかった者は、再度、合格できなかった修了考査に関する講義を受講し、修了考査を受けることとする。

2) 登録講習機関の実施体制等

- 修了考査問題の作成及び結果の判定は、登録講習機関ごとに、建築士を含む合議制の機関（作成委員会）を設置し、行うこととすべきである。
- 修了考査の水準を担保するため、修了考査の基準を作成すべきである。

3) 実務経験審査

- 実務経験審査については、建築士として5年間（60ヶ月）の構造／設備設計の実務経験に関し、構造／設備設計を行った建築物ごとに、その内容（建築物の名称、構造、規模、担当業務、業務上の立場、設計等に携わった期間等）を提出させる等により確認すべきである。
- また、建築物ごとの実務経験について、第三者が証明することとすべきである。具体的には、
 - ① 原則として管理建築士が行うこととし、
 - ② 本人が管理建築士である場合は、原則として事務所内の他の建築士が行い、
 - ③ 個人事務所の場合や管理建築士が死亡等の場合で、これらの証明ができない場合は、事務所外の他の建築士が証明を行うこととし、あくまでも、建築士による証明を求めることとすべきである。
なお、上記③のケースでは、建築士関係の団体が面接等を行い、その実務経験を証明することについても、今後検討を行うべきである。

4) 同等認定

- 構造／設備設計の実態や法律に位置付けられた類似の資格があることを踏まえ、実務経験や講習受講に関して、以下のとおり、同等認定を行うべきである。

- ① 法律上の実務経験は「構造／設備設計」となっているが、設計実務の現状に鑑みて、工事監理を行っている場合も、実務経験と認める。
- ② また、これまで実際に構造／設備設計を行った者は記名押印せず、意匠設計者が記名押印することが慣例的に行われてきたことに鑑み、例えば、建築士法施行までに行われた設計の補助業務については、実務経験と認める。（一方で、建築士法施行以降は設計・工事監理業務に限定する。）
- ③ 「建築設備士」が建築設備の設計・工事監理に際し、建築士に意見を述べる業務を行っている場合は、一級建築士となる前に行った業務も含め、これを一級建築士として設備設計を行うことと同等として実務経験と認める。
- ④ 「構造計算適合性判定資格者」について、実務経験の状況を考慮したうえで、構造設計一級建築士講習のうち、職業倫理等に関する講義のみを受講することとし、その他の講義・修了考査を免除する。
- ⑤ 「建築設備士」について、実務経験の状況を考慮したうえで、設備設計一級建築士講習のうち、設備設計に関連する講義・修了考査の部分を免除する。

〔別添資料④参照〕

5) みなし講習の活用など弾力的な取扱い

- 法施行時に、特に地方部において、構造／設備設計一級建築士が不足し、建築設計が停滞するとの懸念があることを踏まえ、法施行までに行われる講習で大臣が定めることとされている、いわゆる「みなし講習」を活用するなどにより、新たな制度に円滑に移行できるよう、必要となる技術者の確保に十分配慮すべきである。また、「みなし講習」においては、既存の関係する資格取得者について、技術者のレベルが担保される範囲で、弾力的な対応を検討すべきである。

4. 構造／設備設計一級建築士定期講習について

構造／設備設計一級建築士に対し、3年ごとの受講を義務付ける予定の構造／設備設計一級建築士定期講習の概要について、以下の方向でとりまとめを行った。

1) 講義・修了考査

- 講義・修了考査については、以下の方向で整理すべきである。
 - ・ 前回講習を受講した後の法令改正等の内容、設計・法適合確認の知識・能力の確認等を行うこととし、1日間の講習（講義5時間程度、修了考査1時間程度）とする。

- ・ 講義内容は、
 - ① 構造／設備関係規定に関する科目として、構造／設備関係規定の近年の改正内容 等
 - ② 構造／設備設計に関する科目として、最新の建築技術、設計・工事監理の実務の動向、建築物の事故事例、処分事例及びこれを踏まえた職業倫理 等とし、具体的な内容は告示等で明確化する。
- ・ 1時間程度、択一方式又は○×方式の修了考査を実施する。

2) 登録講習機関の実施体制等

- 修了考査問題の作成及び結果の判定は、登録講習機関ごとに、建築士を含む合議制の機関（作成委員会）を設置し、行うこととすべきである。
- 修了考査の水準を担保するため、修了考査の基準を作成すべきである。

5. 管理建築士講習について

建築士事務所の技術的総括を行う管理建築士の要件として行う管理建築士講習の概要について、以下の方向でとりまとめを行った。

1) 講義・修了考査

- 講義・修了考査については、以下の方向で整理すべきである。
 - ・ 1日間の講習とする（講義5時間程度、修了考査1時間程度）。
 - ・ 講義内容は、
 - ① 関係法令に関する科目として、建築士法等のうち建築士事務所業務に関連する事項 等
 - ② 建築物の品質管理に関する科目として、業務の進め方や管理方法、経営管理、紛争防止 等
 とし、具体的な内容は告示等で明確化する。
- ・ 講義内容の理解度を確認するため、1時間程度の○×方式の修了考査を実施する。
- ・ 修了考査問題は、講義内容に応じバランスよく出題することとし、テキストに類似問題が記載されているような場合を除き、テキストの持込みを特に禁止しないこととする。
- ・ 修了考査問題の問題数については、問題難易度、合格水準等と併せて、1時間で実施可能な出題数に設定するべく、検討する。
- ・ 修了考査に合格できなかった者は、再度、講義・修了考査を受けることとする。

2) 登録講習機関の実施体制等

- 修了考査問題の作成及び結果の判定は、登録講習機関ごとに、建築士を含む合議制の機関（作成委員会）を設置し、行うこととすべきである。
- 年間に複数回、講習を実施する場合に、修了考査問題を過度に反復使用することを制限する観点から、講習実施回数に応じ、修了考査問題をストックさせることを検討すべきである。
- 登録講習機関による講習実施の透明性を高める観点から、講習教材、修了考査問題、修了考査の合格基準点等を公表することとすべきである。

3) 実務経験審査

- 3年間の実務経験内容は、原則として、建築士事務所における実務経験（建築士法に定める建築士事務所開設が必要となる業務）とし、その具体的内容を提出させることにより確認すべきである。
- 実務経験については、原則として管理建築士が証明を行うこととし、管理建築士が死亡等の場合でこれらの証明が出来ない場合は、他の建築士が証明を行うこととし、あくまでも、建築士による証明を求めることとすべきである。
なお、他の建築士が証明を行う場合は、建築士関係の団体が面接等を行い、その実務経験を証明することについても、今後検討を行うべきである。
- 管理建築士講習に関し、当初3年間は、法施行時点で既に建築士事務所の管理建築士である者が大量に受講することが見込まれ、この場合の実務経験審査について建築士事務所登録の際の資料等を活用するなど、弾力的な対応について検討すべきである。

大臣の指定する建築に関する科目(案)

分類	標準的な授業内容	標準的な科目の例	必要 単位数
建築設計 製図	建築物及び工作物等を設計したり施工したりするために、その形態、材料、構造などを決め、図面などに表示する演習等	図学、基礎製図、建築設計製図、建築 CAD 演習 等	
建築計画	単体建築物や空間の計画のもとになる人間の行動や意識と空間との相互作用に関するもの	建築計画、住宅計画、住宅地計画、建築防災計画、都市計画、地域計画、景観工学、建築意匠、建築史 等	
建築環境 工学	建築等の環境において人体の健康等に及ぼす影響を考察するもの	建築環境工学、建築音響学、建築音環境計画、建築光環境計画、建築熱環境計画、建築環境測定 等	
建築設備	建築物等に設けられる各種の環境形成・維持システムや、各種の利便設備、安全設備及びそれらを運転するために必要なエネルギー供給設備に関するもの	建築設備、建築設備理論、防災設備論、衛生工学 等	
構造力学	構造物の応力や変形を求める構造計算の基礎理論	構造力学、材料力学、土質力学、構造解析、振動解析、構造実験 等	
建築一般 構造	一般に建築物等を実態的に構築する方法に関するもの	建築一般構造、建築構法、構造計画、鉄骨構造、木構造、鉄筋コンクリート構造、耐震構造、建築防火工学 等	
建築材料	建築物及び工作物等に使用される材料及び仮設材に関するもの	建築材料学、建築材料計画、建築材料実験 等	
建築生産	建築又は建設の工事の実施及び建築生産に関するもの	建築施工、建築生産、建築生産管理、建築積算、建築経済学 等	
建築法規	建築物等に関する基準などを定めた法令及び建築行政に関するもの	建築法規、建築都市法規、建築行政 等	
その他	上記分類以外のその他建築に関するもの	建築情報処理演習、建築造形演習、測量学実習、ランドスケープ、建築職能論、建築倫理 等	
合 計			

(注)対象外となる科目の例

交通計画学、上下水道工学、水理工学、河川工学、河川環境工学、海岸環境工学、港湾工学、
鉄道工学、土木振動学、道路工学、橋梁工学、数理解析、情報処理、絵画、彫塑 等

指定科目の必要単位数について（案）

① 分野ごとの必要単位数等

	《一級建築士》	《二級・木造建築士》 大学・短大・高専の場合	《二級・木造建築士》 工業高校の場合
建築設計製図	（7単位以上）	（5単位以上）	（3単位以上）
建築計画	（7単位以上）	（7単位以上）	（2単位以上）
建築環境工学	（2単位以上）		
建築設備	（2単位以上）		
構造力学	（4単位以上）	（6単位以上）	（3単位以上）
建築一般構造	（3単位以上）		
建築材料	（2単位以上）		
建築生産	（2単位以上）	（1単位以上）	（1単位以上）
建築法規	（1単位以上）	（1単位以上）	（1単位以上）
上記の最低単位数	30単位程度	20単位程度	10単位程度
その他	適宜	適宜	適宜
合計最低単位数	<4年制大学> 60単位程度 <短大・高専> 40単位程度	<4年制大学・短大・高専> 40単位程度	<工業高校> 20単位程度

② 大学等の別による必要単位数等

	一級建築士の実務経験			二級・木造建築士の実務経験	
	2年	3年	4年	0年	3年
大学	60(30)	<50(30)>	<40(30)>	40(20)	
短大(3年)		50(30)	<40(30)>	40(20)	
短大(2年)			40(30)	40(20)	
高専			40(30)	40(20)	
工業高校					20(10)

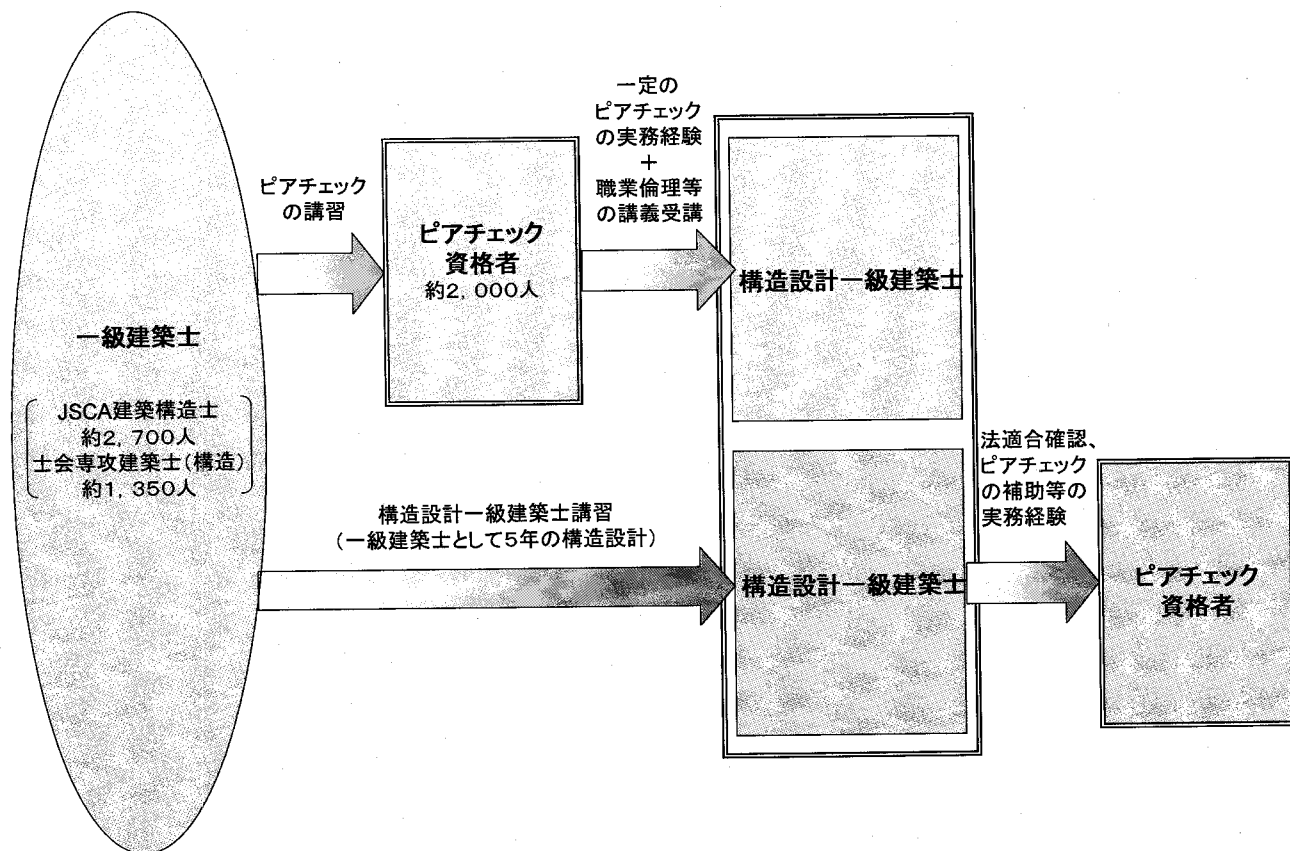
（注）< >書きは、同等認定を行う予定（国土交通大臣による同等認定）。

（ ）書きは、その対以外の9分野の最低単位数を示し、内数である。

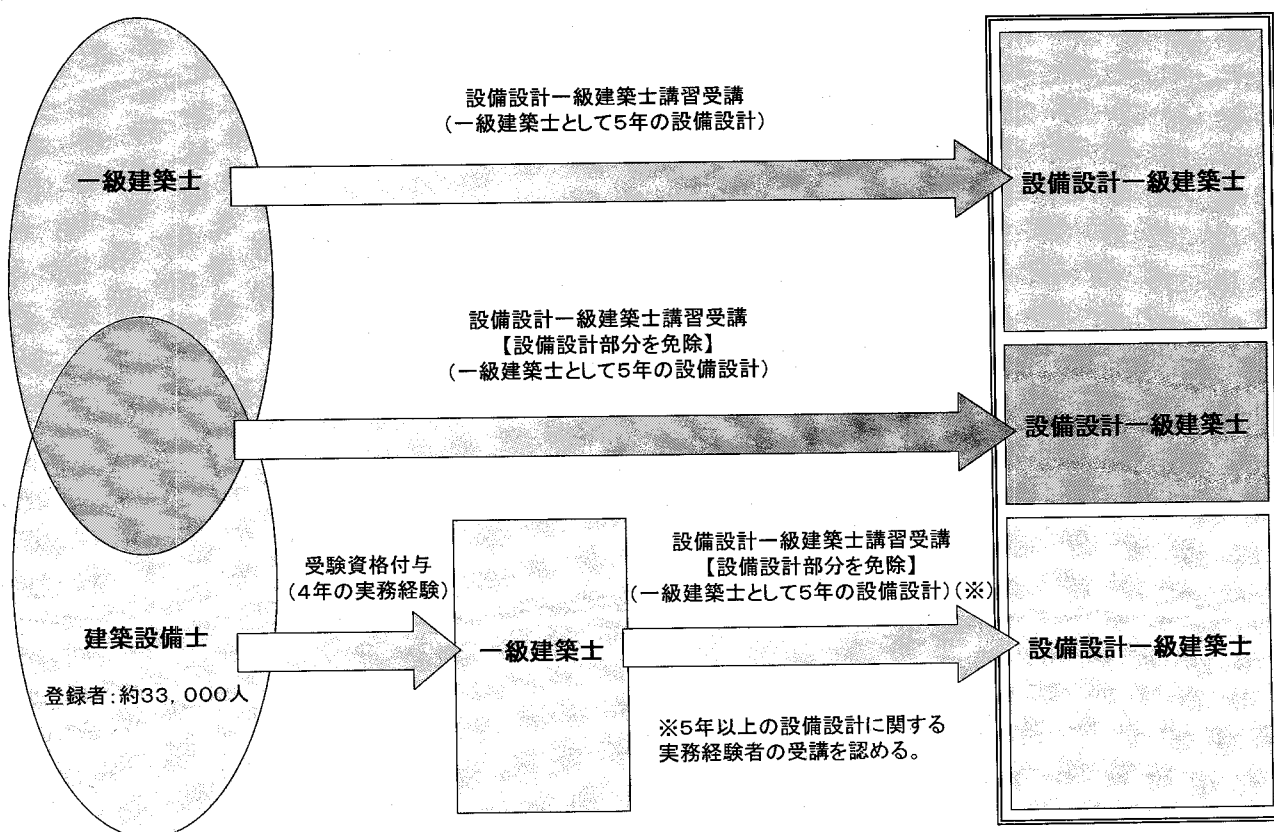
実務経験要件の新旧対照（案）

現行	変更（案）
①建築物の設計・工事監理、施工管理関連 ▽建築物の設計・工事監理…○ ▽建築物の施工管理 ・建築一式工事の施工管理…○ ・大工工事の施工管理…○ ・空調・換気設備、給排水衛生設備、電気設備又は防災設備の施工管理…○ ・型枠工事、鉄筋工事等の施工管理、鋼構造物関係の施工管理、その他の各部工事関係（屋根、防水工事、タイル工事等）の施工管理…○ ・建築材料・部品関係（カーテンウォール、サッシ等）の施工管理…○	①建築物の設計・工事監理、施工管理関連 ▽建築物の設計・工事監理…○ ▽建築物の施工管理 ・建築工事の施工管理…○ ・大工工事（造作工事等を除く。）の施工管理…○ （注：いずれも、設計図書・施工図等を作成するなど、こうした図書と密接に関わりを持ちつつ、建築物全体を取りまとめるものに限る。） ・型枠工事、鉄筋工事等の施工管理、鋼構造物関係の施工管理、その他の各部工事関係（屋根、防水工事、タイル工事等）の施工管理…× ・建築材料・部品関係（カーテンウォール、サッシ等）の施工管理…×
②建築積算関連…○（単なる計算業務を除く。）	②建築積算関連…○（単なる計算業務を除く。）
③建築士のその他業務関連等 ▽ 建築士法第 21 条で規定する建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査又は鑑定及び建築に関する法令又は条例に基づく手続の代理等の業務…○ ▽営業関連（建築に関するセールスエンジニア）…○	③建築士のその他業務関連等 ▽ 建築士法第 21 条で規定する建築工事契約に関する事務、建築物に関する調査又は鑑定及び建築に関する法令又は条例に基づく手続の代理等の業務…× ▽ 建築士法第 21 条で規定する建築工事の指導監督、耐震診断等に関する業務…○ ▽営業関連（建築に関するセールスエンジニア）…×
④官公庁での建築行政・営繕 ▽建築行政…○ ▽建築確認…○ ▽建築営繕…○ ▽都市計画関連 ・都市計画コンサルタント…○ ・区画整理事業補償（建築に係る業務）…○	④官公庁での建築行政・営繕 ▽建築行政…× ▽建築確認…○ ▽建築営繕…○ ▽都市計画関連 ・都市計画コンサルタント…× ・区画整理事業補償（建築に係る業務）…×
⑤建築（工）学関係大学院での建築に関する研究 …条件付きで（課程修了者、研究テーマ、指導教官の証明等）○	⑤建築（工）学関係大学院での建築に関する研究 …通常の大学院での研究×。ただし、設計・工事監理に関する業務についての実務訓練と同等となる内容を充足している教育…○

必要となる技術者の確保のための措置(構造)



必要となる技術者の確保のための措置(設備)



建築士制度小委員会委員名簿

小委員長	村 上 周 三	慶應義塾大学教授
	青 木 宏 之	(社) 全国中小建築工事業団体連合会会長
	金 子 敏 夫	東京都都市整備局市街地建築部長
	木 原 碩 美	(社) 日本建築構造技術者協会会長
	久 保 哲 夫	東京大学大学院教授
	河 野 進	(社) 日本建築家協会元副会長
	笹 田 己 由	全国建設労働組合総連合前住宅対策部長
	戸 田 晴 久	大阪府住宅まちづくり部長
	服 部 岑 生	(社) 日本建築学会 建築教育認定事業委員会委員長
	藤 本 昌 也	(社) 日本建築士会連合会副会長
	牧 村 功	(社) 建築設備技術者協会会長
	町 井 充	(社) 建築業協会生産委員会設計専門部会委員
	三 栖 邦 博	(社) 日本建築士事務所協会連合会会長
	野 城 智 也	東京大学教授

建築士制度小委員会のスケジュール

4月18日(水) 15:30~17:30

○ 第1回小委員会の開催

: 検討事項、検討スケジュールの確認、委員からの論点のプレゼンテーション 等

5月25日(金) 10:00~12:30

○ 第2回小委員会の開催(受験資格に関して集中的に討議)

: 基本的枠組みの整理、委員からの受験資格に関する論点のプレゼンテーション
等

6月

7月27日(金) 13:30~15:30

○ 第3回小委員会の開催(講習制度に関して集中的に討議)

: 基本的枠組みの整理、委員からの講習制度に関する論点のプレゼンテーション
等

8月

9月21日(金) 10:00~12:00

○ 第4回小委員会の開催(講習制度及び受験資格に関して集中的に討議)

: 講習制度に関する論点整理 等

10月

11月6日(火) 15:30~17:30

○ 第5回小委員会の開催(受験資格に関して集中的に討議)

: 建築士受験資格について 等

12月6日(木) 10:00~12:00

○ 第6回小委員会の開催

: 最終とりまとめ

業務報酬基準・工事監理小委員会とりまとめ

はじめに

構造計算書偽装問題への対応として、平成18年8月31日に取りまとめられた社会資本整備審議会答申（「建築物の安全性確保のための建築行政のあり方について」）に基づき、第165回臨時国会に提出され、成立した「建築士法等の一部を改正する法律」は、平成18年12月20日に公布され、原則2年以内に施行することとされている。

建築士制度に対する国民の信頼を回復させるためには、この改正建築士法の施行に万全を期す必要がある。このため、政省令等に規定される事項を含む具体的な制度設計について、社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会で引き続き議論を行うこととされ、その専門的な検討を行うため、平成19年3月に「業務報酬基準・工事監理小委員会」が設置された。

「業務報酬基準・工事監理小委員会」での主な検討事項は以下に示すものであり、平成19年12月を目途に基本制度部会に対し、検討内容を報告することとされた。

- ・ 工事監理業務の適正化について
- ・ 業務報酬基準（告示1206号）の見直しについて
- ・ 建築士事務所が加入する設計賠償責任保険の充実について

「業務報酬基準・工事監理小委員会」では、4月以降12月に至るまで、6回にわたる議論を行い、今般、その成果をとりまとめることとした。今後、業務報酬の実態調査を踏まえた業務報酬基準の見直し、工事監理のガイドライン策定等具体的な施策の遂行にあたっては、今回のとりまとめで示した考え方を踏まえ、細部の検討を進めることを期待するとともに、建築主において、見直し後の業務報酬基準を尊重し、業務報酬算定の適正化が図られることを期待するものである。

工事監理業務の適正化について

社会資本整備審議会答申のなかでは、工事監理に関し、一連の欠陥住宅問題や構造計算書偽装問題等を通じて、工事監理が適切に機能していない実態が明らかになっていることから、工事監理の方法、内容、範囲等を明らかにして、工事監理者の責任の明確化を図る必要があるとの指摘がなされている。

小委員会では、こうした指摘を踏まえ、工事監理業務の課題について議論を行い、工事監理業務を適正化するとともにその実効性を確保する観点から、今後の方向性を取りまとめることとした。

1. 工事監理の定義（規定）について

建築士法において、工事監理とは、「その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりに実施されているかいないかを確認すること（士法第2条第6項）」と定義されている。

なお、同様に、設計図書とは、「建築物の建築工事实施のために必要な図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書（士法第2条第5項）」と定義されており、一定規模以上の建築物に関し、その者の責任において、

- ① 設計図書を作成すること
- ② 工事を設計図書と照合しそれが設計図書のとおりに実施されているかいないかを確認すること

が建築士の独占業務となっている。

また、工事監理を行う場合において、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは、工事監理者である建築士は、「直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘し、当該工事を設計図書のとおりに実施するよう求め、当該工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告する（改正後の士法第18条第3項）」こととされている。

一方、建築士法第25条に規定する業務報酬基準（昭和54年告示1206号）においては、標準業務として、「工事監理」と「工事監理に付随する業務」を定め、これらの業務量を合算して「工事監理等」として標準業務量（人日）を算出している。

(参考) 業務報酬基準における標準業務のうち「工事監理等」について

(1) 工事監理

①設計意図を施工者に正確に伝えるための業務

- ・ 施工者との打合せ
- ・ 図面等の作成

(注：スケッチ等であり、実施設計の延長と考えられる図書は含まない旨の注記あり。)

②施工図等を設計図書に照らして検討及び承諾する業務

- ・ 施工図の検討及び承諾
- ・ 模型、材料及び仕上げ見本の検討及び承諾
- ・ 建築設備の機械器具の検討及び承諾

③工事の確認及び報告

- ・ 工事が設計図書及び請負契約に合致するかどうかの確認及び建築主への報告
- ・ 工事完了検査及び契約条件が遂行されたことの確認

④工事監理業務完了手続

- ・ 契約の目的物の引渡しの立会い
- ・ 業務完了通知書及び関係図書の建築主への提出

(2) 工事の契約及び指導監督

①工事請負契約への協力

(略)

②工事費支払審査及び承諾を行う業務

(略)

③施工計画を検討し、助言する業務

2. 工事監理業務の課題

1) 工事監理段階で生じている課題

業務報酬基準(告示1206号)に標準業務として定める「工事監理等」に基づき、実際に行われている業務は、言い換えれば、工事監理者である建築士が建築主から「工事監理等」の名目で報酬を得て行っている業務であるが、必ずしも、工事を設計図書と照合するという本来の工事監理業務に重点が置かれているわけではないとの指摘がある。

すなわち、建築士法に定める工事監理業務及びこれに附随する業務（工事の契約及び指導監督）のほか、工事施工段階で行われる設計業務が、相当の業務量で混在する実態があるとのことである。なお、こうした設計業務は工事監理業務の課題の要因とはなっている面はあるものの、一方で、こうした設計行為を通じて、建築士が良質な建築物を創っているという実態は十分に尊重すべきとの意見もあるところである。

（工事施工段階で行われる設計業務の例）

- ・ 一部の設備機器のように、工事着手前の設計段階では基本的な条件を満たすように仕様を確定させ、この内容で建築基準法への適合を確認した上で、当該部分の工事着手前までに具体的かつ詳細な設計内容を確定させる場合の設計業務
- ・ 建築基準法への適合は確認されているものの、一部の設計図書において工事内容に未確定部分がある場合に、これを補い、詳細図等において、具体的かつ詳細な設計内容を確定させる場合の設計業務
- ・ 追加業務として行うべき変更設計業務

限られた「工事監理等」の業務報酬のなかで、現実的に必要とされる上記の工事施工段階で行われる設計業務が優先される結果として、工事を設計図書と照合するという建築士法に定める工事監理業務が、残された業務報酬で実施可能な範囲でしか行われていない実態があるとの指摘がある。

なお、こうした実態とは別に、そもそも建築主が工事監理業務の重要性・必要性を理解せず、十分な報酬を支払わないことから、結果として十分な工事監理がなされていない状況も相当数あるとの指摘もある。

2) 原因として考えられる事項

① 業務報酬基準（告示1206号）の課題

業務報酬基準に定める「工事監理等」のうち、「設計意図を施工者に正確に伝えるための業務」と「施工図等を設計図書に照らして検討及び承諾する業務」には、本来であれば、設計行為の一環として設計者が行うことが合理的と思われる業務が含まれている。

昭和54年の業務報酬基準作成当時は、建築士が、設計業務に継続して工事監理業務を行うことを念頭に、設計業務の一部を「工事監理等」に位置付けてきたものと思われるが、これが設計業務と工事監理業務の適切な役割分担や責任関係を混乱させる一つの要因となっているのではないかと指摘がある。すなわち、現在の告示120

6号に規定する「設計業務」・「工事監理業務」と「設計業務を行う者」・「工事監理業務を行う者」が混然としており、整理を行う必要があると考えられる。

② 設計実務上の課題

設計図書（実施設計図書）には、建築主の要求を満たした上で、法適合性に加えて、施工の実現性が求められる。これらの条件を満たした設計図書があれば、工事施工者はこれに基づき施工が可能となり、工事監理者は、「工事と設計図書を照合」することで工事監理業務を遂行することが可能となる。

しかしながら、建築主や施工者の選択肢を確保するために施工の実現性を担保する情報に未確定の部分を残して工事着工し、施工段階で協議しながら確定させていくことが慣行として行われている実態がある。この結果、一部の仕上げ材料、設備機器等のように、工事着手前の設計段階では基本的な条件を満たすように仕様等を確定させ、当該部分の工事着手前までに具体的かつ詳細に設計内容を確定させることに一定の合理性があるものに関する設計行為がある一方で、建築主の要求や法適合性は満足しているものの、施工の実現性を担保する情報が満たされていない、いわば「未確定の設計図書（実施設計図書）」を補うための設計行為もあり、これらに加え、本来であれば追加業務として行うべき設計変更業務も混在している実態がある。

「未確定の設計図書」を補うための設計行為の存在と、本来であれば追加業務として行うべき設計変更業務に十分な報酬が支払われていないことのいずれもが、十分な工事監理が行えない要因となっているとの指摘がある。

3. 工事監理業務の充実に向けた、今後の方向性

工事監理業務の課題を踏まえ、以下の見直しの方向性に従い、具体的な制度設計を行うべきと考える。

ただし、この場合も、設計業務の実態としては建築基準法による法適合性の確認には影響しない範囲で、工事内容の具体的な確定のために行われる補完的な設計業務について、当該部分の工事着手前であれば、工事施工段階における設計行為もあり得るし、立場の異なる複数の設計者が実施設計等を分担して行う設計行為もあり得るとの認識に立つべきである。

1) 業務報酬基準（告示1206号）の見直し（標準業務内容）

- 現在の業務報酬基準に定める「工事監理等」について、工事監理の充実の観点から、以下の3つに区分して整理を行うべきである。この場合、工事施工段階で行われる設計行為のうち、工事施工段階で行うことに合理性がある設計業務については標準業務に位置付け、これも含めて「設計に関する業務」の業務量を算出すべきである。一方で、未確定の設計図書を補う設計行為は実施設計に包含されていると整理すべきであり、また、工事施工段階で行われる設計変更業務については追加業務として明確化すべきである。
 - ・ 建築士法で定める工事監理業務（狭義の工事監理）
 - ・ 工事監理に附随するその他の業務（建築工事の契約に関する事務及び建築工事の指導監督）
 - ・ 工事施工段階で行うことに合理性がある設計業務
- これと併せて、「設計に関する業務」の標準業務とは、「建築主の要求や法適合性のみならず、施工の実現性も満たした実施設計図書を作成すること」と位置づけるべきである。加えて、これに不十分な設計図書を作成した場合については、業務量を補正することを業務報酬基準においても明示すべきである。
- さらに、現行の業務報酬基準における「工事監理等」のうち「(1) 工事監理」に示された「①設計意図を施工者に正確に伝えるための業務」、「②施工図等を設計図書に照らして検討及び承諾する業務」について、設計者が行う業務と工事監理者が行う業務に整理を行うべきである。
- こうした標準業務内容の見直しに併せて、建築士関係の団体により、いわゆる四会連合協定業務委託契約約款・業務委託書の見直しを行うことが望まれる。

2) 業務報酬基準（告示1206号）の見直し（標準業務量）

- 別添資料①を参考に、一定水準の工事監理を行う場合の業務量を実態調査により求め、これをもとに標準業務量を定めるべきである。

3) 工事監理のマニュアル（ガイドライン）の策定

- 工事監理業務における図書と工事の照合に関し、具体的な照合方法の詳細等について定めたマニュアル（ガイドライン）を、別添資料①を参考に策定すべきである。

4) 中間検査・完了検査申請書における工事監理の状況報告の充実

- これらの措置により、工事監理の水準が実態的に向上することを前提に、建築基準法における適合性を確保する観点から、中間検査・完了検査の際に提出される

工事監理の状況報告書の記載を充実させるべきである。

5) その他の見直し

○ なお、これらの他に、

- ・ 建築士試験内容の見直しに際し、工事監理に関する出題を増加させる
 - ・ 建築士受験資格における実務経験見直しに際し、工事監理に資する実務を位置づける
- 等を検討すべきとの指摘があった。

業務報酬基準（告示1206号）の見直しについて

社会資本整備審議会答申のなかでは、業務報酬に関し、特に下請となっている構造設計や設備設計を担当する建築士は契約関係上弱い立場にあり、十分な報酬が得られない等の問題が生じているとの指摘がなされている。また、建築士法第25条に基づき、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（業務報酬基準）は、標準的な業務内容と業務量を示すものであるが、制定当時と比較して、業務内容が質・量ともに変化しており、また、業務量も専門分野別に対応したものとなっていないこと等から、業務実態に合わなくなっているとの指摘がなされている。

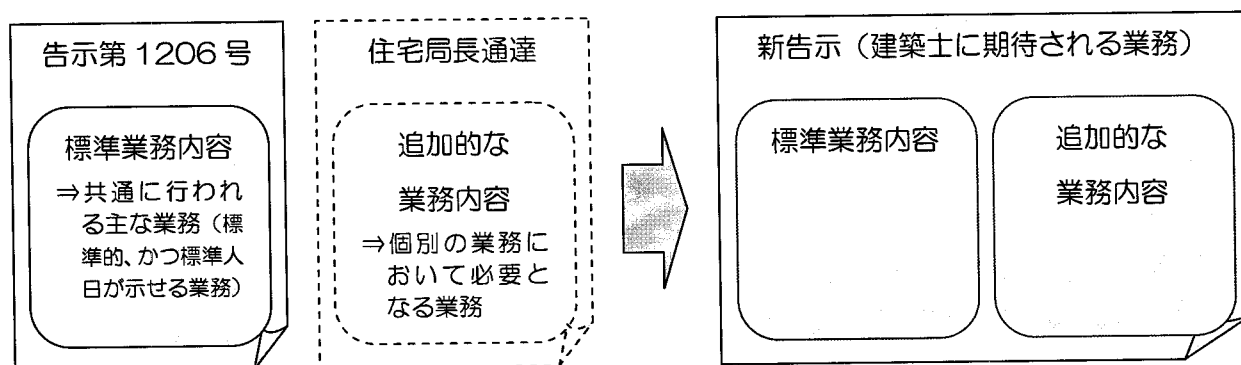
小委員会では、こうした指摘を踏まえ、建築士事務所における業務の適正化を担保するとともに、建築主にとっても委託する設計業務や工事監理業務の報酬決定に際しての目安となるよう、業務報酬基準の見直しについて議論を行い、見直しの方向性をとりまとめることとした。

1. 基本的考え方について

- 業務報酬基準の実効性を高める観点から、「建築主が容易に理解できる業務報酬基準体系とすること」を基本とし、業務報酬基準の見直しを行うべきである。

2. 標準業務内容の見直しについて

- 告示 1206 号と住宅局長通達を融合させ、業務量の略算表の対象となる「標準業務」と対象とならない「追加的な業務」（の例示）を明記する方式に見直すべきである。



【現行】

- 告示の中で標準業務内容が、通達の中で追加的な業務内容が明記。
 - 通達が存在があまり知られておらず、追加的な業務が社会に認識されていない状況。
- この結果として、設計変更等の追加的な業務が業務報酬に反映されていないとの不満の声が多い。

【見直しの方向性】

- 現在の告示と通達を融合させ、新告示の中で、標準業務内容と追加的な業務内容を明記。

- 四会連合協定業務委託契約約款・業務委託書との整合を図りつつ、別添資料②を参考に、告示の標準業務内容を修正する（契約書と報酬基準における標準業務の整合を図る）こととすべきである。併せて、追加的な業務の例示についても別添資料②を参考に修正すべきである。
- こうした標準業務内容の見直しに併せて、建築士関係の団体により、いわゆる四会連合協定業務委託契約約款・業務委託書の見直しを行うことが望まれる。〔再掲〕

3. 業務量の略算表の見直しについて

- 業務量の略算表について、以下の方向で整理を行うべきである。
- 1) 建築物の用途等による類別について〔別添資料③参照〕

- ・ 戸建住宅を除き3類型となっている現行の類別について、施設類型を詳細化し、サンプル抽出、実態調査を行ったうえで、意匠・構造・設備の建物規模（床面積）に応じた業務量の挙動が概ね一致するものを、同じ類別として整理を行うこととする。
- ・ 業務量の略算表について、意匠・構造・設備それぞれの実情に応じた補正を行えるよう、こういった建築物について業務量の補正を行うのか、その考え方を示す。
- 2) 工事費の別を床面積の別に改めることについて
 - ・ どういった類の建築物に関する標準的な業務量を示しているかを明確にするため、業務量の根拠となる建築物のイメージを、施設類型、補正要素の考え方を踏まえ、出来る限りわかりやすく示す。
 - ・ なお、これまでの業務報酬基準との比較を行うため、工事費の別でも業務量が表示するように実態調査を行うとともに、これを併記することについても、実態調査の結果を踏まえ、検討する。
- 3) 構造・設備を区分して示すことについて
 - ・ 設計・工事監理ともに、専門分化に対応して、意匠・構造・設備に分割するとともに、これらを統轄する業務についても業務量を示す方向で実態調査を行う。
 - ・ なお、統轄する業務の取扱いについては、実態調査を踏まえ、検討する。

4. 業務報酬基準（告示1206号）における工事監理業務の充実について

- 別添資料①を参考に、一定水準の工事監理を行う場合の業務量を実態調査により求め、これをもとに標準業務量を定めるべきである。[再掲]

5. その他

- こうした見直しの方向性を踏まえ、業務報酬基準の実態調査を行ったうえで、業務報酬基準の改訂を行うべきである。なお、この場合、今回の改正建築基準法の施行に伴う業務量の影響についても考慮すべきである。また、業務量の示し方については、人日ではなく、詳細に人時で示す方向で検討すべきである。
- また、業務報酬基準は今後、定期的に見直しを行うべきであり、これに備え、業務実態（標準業務・追加的業務の業務量等）のデータ収集方法等について検討を行うべきとの指摘があった。国土交通省のみならず、建築士関係の各団体が積極

的に実態調査を行い、業務実態の分析を行うことで、業務報酬基準が建築主にとってさらにわかりやすく、使いやすいものとなることを大いに期待するものである。

建築士事務所が加入する設計賠償責任保険の充実について

1. 現行の保険制度の課題

現行の建築士事務所が加入する設計賠償責任保険は、設計・工事監理業務に関する賠償事故をカバーするものであるが、保険料は設計料等（賠償責任額）の0.1%程度となっており、継続加入することで、加入期間中の設計・工事監理に起因する、加入期間中の賠償事故について保険金が支払われる仕組みとなっている。

しかしながら、保険金支払いの対象事故が、原則として建築物の滅失・毀損に限定されている（設計ミスが明白でも建築物に滅失・毀損が生じていない場合は支払われない）こと、近年、事故件数・保険金支払いともに増加し、保険収支が悪化し、保険料引き上げ等の措置が講じられていること、責任の範囲等が必ずしも明確でないものが多いこと、などの課題が指摘されている。

2. 今後の方向性

- 建築主保護の観点から、設計・工事監理契約締結前の重要事項の説明時に交付する書面や設計・工事監理契約締結時に交付する書面において、建築士事務所の賠償責任に関する保険についてその加入の有無を記載することを義務付けるべきである。
- 建築物の滅失・毀損に限定されている現行の保険の商品性の向上について、各団体とも協力の上、検討を進めるべきである。

工事監理業務の具体的内容(木造戸建住宅以外の場合)

工事区分	項目	工事監理要領	工事監理内容	備考
① 工事着工前及び当初業務	設計図書 ※(工事施工体制)	設計図書の検討 書類の受理・確認	設計図書の説明(特に設計上重要な事項) 施工計画書(安全・衛生・近隣公害への考慮)、総合工程表(関連工事との調整)、見積内訳明細書、工事着手届、現場代理人、主任技術者届、現場員配置届、下請リスト等	設計者との打合せ 建築主への提出
	総合打合せ会	打合せ会出席(随時)、記録の受理	部分工程、各工事間の調整	着工時には工事監理に関する業務の実行方式についての確認
② 工事期間中の共通業務	官庁検査 ※(工事報告書)	検査立会 報告書の受理	中間検査、竣工検査 出来高、工事内容、検査、打合内容	建築主への提出
	※(工事費請求)	書類の受理・確認	出来高調書、請求書	建築主への提出
	竣工検査	検査及び検査立会	建築主	建築主検査・立会
	引き渡し関係書類	書類の受理・確認	竣工検査願、竣工届、引き渡し書	
	引き渡し	引き渡し立会		
	監理業務完了報告書	書類の提出		建築主へ提出
	※(設計変更)	設計変更の指示、見積書の受理	建築主と打合せ、設計図書、指示書	設計者との打合せ
③ 仮設工事	施工計画	施工計画書の受理	仮設計画書(敷地境界、仮囲い、ベンチマーク、足場、揚重機、仮設建物、仮設動力等)、安全・衛生・近隣公害対策、関連工事との調整	
	なわ張り	検査立会・確認	建築基準線と敷地境界線との距離・角度、建物の大きさ、方位	
	ベンチマーク	検査立会・確認	位置、高さ(設計GLとの関係)築造方法(沈下・移動防止)、養生	周辺構築物(沈下・移動のない物)に予備のベンチマークを設けておく
	遣り方	検査立会・確認	高さ(設計GLとの関係)柱芯、壁芯、敷地境界との関係、逃げ墨	
	仮囲い足場	—	—	—
④ 土工事	施工計画	施工計画書の受理・助言	[山止め]工法、構造計算、施工図(建築外壁線・柱・梁との関係)、計測管理計画 [根切り]工法、施工図 [排水]工法、施工図	
	山止め	検査・測定記録の受理・確認	山至架構の施工精度、山止め壁の変形、切りばりの軸力、周辺地盤、建物・埋設管の沈下	
	根切り	検査立ち合い・確認、根切り深さの変更の有無の指示	基準高からの深さ、平面形状、根切り底の土質確認(直接基礎の場合、支持地盤の有無確認)	
	埋め戻し、盛土	検査立会・確認(ぬきとり)	埋め戻し土、締め固め状況	
⑤ 地業工事	施工計画	施工計画書の受理・承諾	杭配置図、杭頭処理法 [既成杭]杭打ち工法、支持力の算定法 [場所打ち杭]掘削工法、スライムの処理方法、コンクリートの調合、鉄筋かごの組立て・継手方法	設計条件を満足し、近隣公害対策を配慮した適正工法の選定
	施工業者選定	選定案の受理・確認	経歴書、施工実績、溶接工の資格	施工及び管理能力を有する業者の選定
	杭材料	検査立会・確認(ぬきとり)、検査記録の受理・確認	[既成杭]杭材の規格、JIS マーク、径と長さ、製造年月日 [場所打ち杭]鉄筋の規格・径・長さ、コンクリートのスランプと圧縮強度	
	試験杭	試験杭の立ち合い・確認、記録の受理・確認、変更の有無の指示	[既成杭]打ち止り深さ、支持力 [場所打ち杭]支持層の探さ	

工事区分	項目	工事監理要領	工事監理内容	備考
⑤ 地業工事	本杭	施工記録の受理・確認、変更の有無の指示	杭の位置と深度、障害物の有無 〔既成杭〕最終貫入量、リバウンド量、推定支持力、杭体破損の有無 〔場所打ち杭〕孔径、深さ	設計支持力を満足するための最終貫入量（既成杭）と支持地盤（場所打ち杭）の確認
	載荷試験計画	計画書の受理・承諾	載荷装置、載荷重、載荷方法、試験杭・反力杭の位置	設計図書に指示ある場合
	載荷試験	試験立ち会い・確認、試験記録の受理・確認、変更の有無の指示	降伏荷重、極限荷重、支持力	
	杭頭処理	杭頭処理の検査・確認（抜き取り）	基礎中へのアンカー方法	
	直接基礎の地業	—	—	
⑥ 鉄筋コンクリート工事	コンクリート施工図	施工図の受理・承諾、断面・位置変更の有無の指示	階高、スパン、基礎・柱・梁・床板・壁等の位置と寸法、開口部の位置と寸法、貫通孔・埋め込み器具・アンカーボルト・インサート・差し筋の位置と寸法、防水立ち上りの納まり、外壁伸縮目地の位置と寸法、屋根床板の勾配、木レンガの位置、建築図（仕上げしろ）・構造図（必要断面）・設備図（配管、ダクト、機器）との照合による増し打ち・断面大損・躯体位置変更等の有無接計	建築図、構造図、整備図との照合
	型枠工事施工計画	施工計画書の受理・承諾	型枠材料、存置期間	躯体精度を確保する型枠構成と所要コンクリート強度発現までの存置期間
	配筋要領図	配筋要領図の受理・承諾	基礎・柱・梁・床板・壁等の鉄筋種別・径・長さ・位置・間隔・本数・継手位置、継手長さ、ベンド位置、定着長さ、フックの形状、被り、開口、貫通孔廻りの補強筋の径・長さ・本数・柱と梁取合部（パネルゾーン）等重要部位の配筋納まり	配筋要領図の作成
	コンクリート工事施工計画	施工計画書の受理・承諾	〔製造工場〕JIS表示許可の有無 〔調合〕調合強度、有害成分の対策、計画調合表 〔打ち込み〕締め固め方法、打ち継ぎ位置、養生方法 〔試験〕テストピース採取要領（採取位置、個数、養生方法）、圧縮試験要領、スランプ、空気量・比重の現場試験要領	設計強度を満足し、ワーカビリティが良く、収縮率の低いコンクリート調合とジャンカ・コールドジョイントのない密実なコンクリート打ち込み方法
	鉄筋・型枠の材料	鉄筋の証明書・試験記録の受理・確認	〔鉄筋〕JIS規格証明書、試験記録	
	配筋	検査立ち会い・確認（抜き取り）	鉄筋径・位置・間隔・本数・定着位置と長さ、継手の位置と長さ、被りとスペーサー位置、スターラップ・フープの位置と形状、ベンド位置、フックの形状、差筋・補強筋の位置と本数、結束と保持 〔圧接〕圧接工の資格、圧接面の処理、圧接位置、コアの形状	
	圧接試験	試験記録の受理・確認	引っ張り強度（切断部位置）	
	墨出し	検査立ち会い・確認（抜き取り）	基準墨	
	型枠組み立て解体	検査立ち会い・確認（抜き取り）	〔組み立て〕基礎・柱・梁・壁・床接の位置と寸法 〔解体〕存置期間	躯体精度を確保する型枠構成と、所要コンクリート強度発現までの存置期間の確認
	コンクリート打ち込み	—	—	
	コンクリート試験	試験記録の受理・確認	軽量コンクリートの比重、圧縮強度	
	打ち上りコンクリート	コンクリートの検査（抜き取り）、補修方法の承諾	表面状態・補修場所・補修方法	
事 骨 ⑦ 工 鉄	製作工場選定	選定案の受理・承諾	経歴書、施工実績、工場規模、所有設備、生産能力、管理能力、溶接工、製品運搬経路	施工および管理能力を有する工場選定

工事 区分	項目	工事監理要領	工事監理内容	備考
	工場製作要領	要領書の受理・承諾	製作工程、管理体制、鋼材、高力ボルト、溶接棒の種別と使用部位、現寸要領、加工・組み立て方法、溶接方法、各種検査要領、錆止め塗装、記号	鉄骨の品質を確保するための製作・管理・検査方法の決定
	材料	証明書・試験記録の受理・確認	鋼材・高力ボルトの JIS 規格証明書、試験記録	
	溶接工技量付加試験(溶接部の重要度が高い場合)	試験立ち会い・確認	溶接姿勢、溶接部の目視・非破壊試験曲げ・引っ張り試験	
	工作図	工作図の受理・承諾	建物の基準線と鉄骨基準線との関係、スパン、階高等の基準寸法、柱・梁・筋違い等の位置と断面寸法、継手位置と部材間のクリアランス、アンカーボルトの材種・径・長さ・位置、本数、高力ボルトの材種・径・本数、ボルト孔の径・間隔・へりあき、溶接記号と溶接部の形状・寸法、接合部の詳細寸法、鉄筋貫通孔の位置・径、設備配管貫通孔・コンクリート充填孔の位置・形状・寸法・補強、その他工事(内外装・建具等の下地との取り扱い)との関連、キャンパーの大きさ、各部材の使用材種、部材記号	仕上げ工事・設備工事との関連及び仮設金物の取り付け等について確認する
	現寸図(必要力所のみ)	検査立ち会い・確認(抜き取り)	現場用と現寸図用のスチールテープ照合、建物基準線と鉄骨基準線との関係、スパン、階高等の基準寸法、柱・梁・筋違い等の位置と断面寸法、継手位置と部材間のクリアランス、アンカーボルトの材種・径・長さ・位置・本数、高力ボルトの材種・径・本数・ボルト孔の径・間隔・へりあき、溶接記号と溶接部の形状・寸法、接合部の詳細寸法、鉄筋貫通孔の位置・径、設備配管貫通孔・コンクリート充填孔の位置・形状・寸法・補強、その他工事(内外装・建具等の下地との取り扱い)との関連、キャンパーの大きさ、各部材の使用材種、部材記号、現寸図作成場所	工作図と照合
	製品	検査立ち会い・確認(抜き取り)、検査記録の受理・確認	鉄骨業者の社内検査結果確認、各部材の加工精度(階高・部材長さ・材断面・仕口の寸法・水平・垂直・角度、曲り・ねじれ・まくれの有無)、溶接部目視検査(アンダーカット・ピット・オーバーラップ・ビードの不整・すみ肉の脚長不足・突き合わせの余盛り不足・われ・クレーター・スラグ除去不良の有無)、溶接部非破壊検査(ブローホール・溶け込み不足・われ・スラグ巻き込み等の有無)、高ボルト摩擦面の処理、各種貫通孔の位置と寸法、錆止め塗装、部材記号	寸法精度と仕上げの程度の確認
	現場施工計画	計画書の受理・承諾	建方順序、アンカーボルトのセット方法、建方補強方法、本締めボルトの施工と検査方法、現場溶接の施工と検査方法	
	建方	検査立ち会い・確認(抜き取り)	アンカーボルトのセット状況、柱・梁の位置と方向、仮締めボルトの本数、建方補強、歪み直し、建入れ測定	
	高力ボルト接合	検査立ち会い・確認(抜き取り)、検査記録の受理・確認	本締め後のトルク値	
	現場溶接	検査立ち会い・確認(抜き取り)、検査記録の受理・確認	溶接部目視検査(アンダーカット・ピット・オーバーラップ・ビードの不整・すみ肉の脚長不足・突き合わせの余盛り不足・われ・クレーター・スラグ除去不良等の有無)、溶接部非破壊検査(ブローホール・溶け込み不足・われ・スラグ巻き込み等の状況)	
ツク 工 事 ⑧ コン クリ ート プ ロ	施工図	施工図の受理・承諾	材種、寸法、割り付け、控え壁・開口部・貫通部の位置・補強、基礎・躯体との定着	特に補強筋と充てんモルタルの効果に注目
	施工要領書	施工要領書の受理・承諾	1 日の積み上げ高さ、検査要領	
	検査	—	—	目視による

工事区分	項目	工事監理要領	工事監理内容	備考
⑨ クリート板工事 ALC及び有孔PCコン	施工図	施工図の受理・承諾	割り付け、躯体との取り付け、開口部まわりの補強、モルタル充填	特に層間変位への追随性、漏水に対する対応に注目
	施工要領書	施工要領書の受理・承諾	取り付け、モルタル充填、検査要領	
	検査	—	—	必要により溶接部の非破壊試験
⑩ 木工事	施工図	施工図の受理・承諾	躯体との取り付け、取り合い	
	施工要領書	—	—	
	検査	—	—	目視による
⑪ 防水工事	施工図	施工図の受理・承諾	材種ごとの防水保護層・下地との納まり(防水層貫通部、防水層立ち上り部、防水端部、出隅・入隅部、シーリング部、エクспанション部、ドレイン等取り付け部、伸縮目地部など)	
	施工要領書	施工要領書の受理・承諾	重要部位・重要作業ことの工法・養生・検査要領(次項「検査」の内容に同じ)	
	下地検査	検査記録の受理・確認	下地の平坦度・水勾配・乾燥・作業面および周辺環境の清浄程度	
	防水層施工と仕上り	検査記録の受理・確認	出隅・入隅部、立ち上り部、端末部、取り付け品まわり、防水層貫通部、シーリング部、目地部	
	水張り試験	試験記録の受理・確認	防水層の漏水	必要により水張り試験
⑫ 石工事	施工図	施工図の受理・承諾	緊結方法、取り付け金物、防錆	
	施工要領書	—	—	
	検査	—	—	目視による
⑬ タイル工事	施工図	施工図の受理・承諾	伸縮目地、特殊部分の取り付け金物	
	施工要領書	—	—	
	検査	—	—	目視および叩きによる
⑭ 屋根及び樋工事	施工図	施工図の受理・承諾	主要部(軒・棟・けらば、谷)、壁・樋などとの取り合い、仕上げ材・下地材の躯体への取り付け、防錆・防食・シーリング	
	施工要領書	—	—	
	検査	—	—	目視による
⑮ 金属工事	施工図	施工図の受理・承諾	部材寸法、部材相互・躯体との固定、防錆・防食	
	施工要領書	—	—	
	検査	—	—	目視による
⑯ 左官工事	施工図	施工図の受理・承諾	線型など特殊部分、異種下地との接合部	
	施工要領書	—	—	
	検査	—	—	目視による
⑰ 木製建具工事	施工図	施工図の受理・承諾	取り付け方法	
	検査	—	—	
⑱ 金属製建具工事(金属カーテンウォールシャッターを含む)	施工図	施工図の受理・承諾	取り付け金物との取り合い、躯体との取り合い	
	施工要領書	施工要領書の受理・承諾	躯体との取り付け方法、検査要領	
	製品検査	検査記録の受理・承諾	防水性能、取り付け部材	
	取り付け検査	—	—	目視による

工事 区分	項目	工事監理要領	工事監理内容	備考
⑱ PCカー テンウ オール 工事	施工図	施工図の受理・承諾	躯体との取り合い、接合部の取り合い、シーリング	特に層間変位への追 随性、漏水に対する 対応に注目
	製作要領書	製作要領書の受理・承 諾	製作工程、管理体制、形枠、配筋、コンクリート強度、 取り付け金物、検査要領	
	製品検査	検査記録の受理・承諾	寸法、鉄筋被覆、表面仕上げ	
	施工要領書	施工要領書の受理・承 諾	躯体との取り付け方法、検査要領	
	取り付け検査	—	—	目視による
⑳ エ 工 事 ガラス	施工要領書	—	—	
	取り付け検査	—	—	目視による
㉑ 工 事 塗装	施工要領書	—	—	
	検査	—	—	目視による
㉒ 工 事 その他	類似の項目区分に準じて その都度定める			

注 1) 出典：「建築の工事監理」社団法人 日本建築士会連合会

付 1. 工事監理業務のモデルより抜粋

注 2) 設備工事の工事監理業務内容を含め、今後精査が必要である。

工事監理業務の具体的内容(木造戸建住宅の場合)

工事区分	項目	工事監理要領	工事監理内容	備考
① 着工前	建築主との工事監理実施計画の協議	協議 作成及び確認	・工事監理実施計画の協議 ・工事監理実施計画書の作成	建築主立会 建築主確認
	設計意図把握のための業務	設計図書確認	・設計図書の確認	
② 着工時の確認	着工時の敷地、建物位置及び高さ	立会(目視及び計測) 立会(目視及び計測) 立会(目視及び計測) 立会(目視及び計測)	・敷地形状、境界の確認 ・方位の確認 ・建築物の敷地内の位置の確認 ・前面道路中心線からの地盤高さの確認	建築主立会 建築主立会
	地耐力	立会又は調査報告書確認	・データの出所と確認	
	擁壁の設置状況の確認	立会(目視)		
③ 基礎配筋時・基礎完了時の確認	地業	立会(目視及び計測)	・地業、形状、寸法、配置の確認	
	基礎配筋	立会(目視及び計測)	・基礎形状、寸法、配置の確認	
		立会(目視及び計測)	・基礎配筋、床下換気口周りの補強の確認	
		立会(目視及び計測)	・鉄筋・アンカーボルトの材質の確認	
		立会(目視及び計測)	・アンカーボルトの位置・本数の確認	
	床下換気と床下防湿	立会(目視) 立会(目視)	・床下換気口又はこれに代わるものの確認 ・床下防湿方法の確認	
④ 屋根荷重が構造躯体にかかった時点の確認	土台	立会(目視) 立会(目視) 立会(目視)	・アンカーボルトの緊結及び継手等の確認 ・土台の品質・樹種・形状・寸法の確認 ・防腐・防蟻措置の確認	
	耐力壁の壁量	立会(目視及び設計図書の照合)	・耐力壁の位置・長さ・規格の確認	
	構造材(柱・横架材、小屋組等)	立会(目視) 立会(目視)	・品質・樹種・形状・寸法の確認 ・構造耐力上支障のある断面欠損の有無の確認	
	筋かい等	立会(目視) 立会(目視) 立会(目視)	・配置、品質・樹種・形状・寸法の確認 ・構造耐力上支障のある断面形状の有無の確認 ・代替工法(構造用合板等)の場合の確認	
	接合方法(継手・仕口)	立会(目視)	・接合部、継手・仕口の適・不適の確認	
	使用接合金物の敵・不適	立会(目視)	・使用接合金物の敵・不適の確認	
	構造用木材の含水率	立会(計測)又は材料メーカーの品質保証確認(納品時)	・構造用木材の含水率の確認	
	建物高さの再確認	立会(目視及び計測)	・道路斜線・隣地斜線・北側斜線の照合	
⑤ 仕上げ前の下地の確認	軒裏、外壁	立会(目視)	・防火上の措置の確認	
	壁体内結露防止対策	立会(目視)又は工事施工者からの検査書等の確認	・壁体内部結露防止対策の確認	
	屋根(バルコニー)・外壁・防水・開口部・シーリング状況	立会(目視) 立会(目視)	・屋根(バルコニー)・下地材料・形状の確認 ・外壁・防水・開口部・シーリング状況の確認	
	軸組防腐・防蟻処理	立会(目視)又は工事施工者からの検査書等の確認	・軸組の防腐・防蟻処理の確認	
⑥ 設備類の確認	設備類の確認	立会(目視)又は工事施工者からの検査書等の確認 立会(目視)又は工事施工者からの検査書等の確認	・排水管の排水状況の確認 ・排気管の排気状況の確認(室内の煙突工事を伴う場合)	
⑦ 工事完了の確認	開口部	立会(目視)	・防火設備の種類の確認	
	シーリング状況の確認	立会(目視)	・シーリング状況の確認	
	設計内容の最終確認	立会(目視と設計図書と照合)	・設計図書との照合	

工事 区分	項目	工事監理要領	工事監理内容	備考
	不具合工事の有無	立会(目視)	・不具合工事の有無の確認	建築主立会
	官公庁等の検査の立会い等	立会	・官公庁等の検査の立会い等	
⑧ 工事 完了 手続き	工事監理業務完了の手続き	立会 工事監理報告書提出	・工事請負契約の目的物の引渡し立会い ・工事監理報告書等の提出	建築主立会 建築主へ提出

注 1) 出典：「工事監理調査委員会報告書」財団法人 日本建築センター
2-4. 工事監理業務項目（案）（別表）より抜粋

注 2) 設備工事の工事監理業務内容を含め、今後精査が必要である。

標準業務内容、追加的な業務の例示の構成案

標準業務内容（案）

1. 設計に関する業務

(1) 基本設計に関する業務

【定義】 建築主から提示された要求条件を設計条件に置き換えたうえで、建築物の平面と空間の構成、各部の寸法や面積、建築・設備として備えるべき機能、主な使用材料や設備機器の種別と品質、予算とのバランス等を検討し、それらを総合して建築物の内外のデザインを立案し、基本設計図書としてまとめる業務

ア) 設計条件の整理

- ① 条件整理
- ② 条件変更等の場合の措置

イ) 法令上の諸条件の調査・打合せ

- ① 法令上の諸条件の調査
- ② 建築確認申請に係わる打合せ

ウ) 上下水道・ガス等の供給状況の調査・折衝

エ) 基本設計方針の策定

- ① 総合検討
- ② 基本計画案の策定と建築主への説明等

オ) 基本設計と基本設計図書の作成

- ① 基本設計（詳細な検討）
- ② 基本設計図書の作成

カ) 工事費概算書の作成

キ) 基本設計内容の建築主への説明等

(2) 実施設計に関する業務

【定義】 設計意図を専門的知識及び技術をもって具体化し、施工者がそれを正確に理解し得る形の情報にしていくための作業を行い、その結果を実施設計図書（建築・構造・設備・外構の図面・仕様書及び計算書から成り、互いに補い合って施工者が施工すべき建築物及びその細部の形状・寸法、構成材料・機器等の種別・品質、工法、施工に関する情報を具体的に表現したもの）としてまとめる業務

ア) 建設意図と要求条件の確認

- ① 建築主の建設意図と要求条件の確認
- ② 条件変更等の場合の協議

イ) 法令上の諸条件の調査

ウ) 官公庁との打合せ・折衝

- ① 建築確認申請に係わる打合せ等

エ) 実施設計方針の策定

- ① 総合検討
- ② 実施設計のための基本事項の確定
- ③ 実施設計方針の承認

オ) 実施設計と実施設計図書の作成

- （（3）に揚げるものを除く。）
- ① 実施設計（技術的な検討）
- ② 実施設計図書の作成
- ③ 建築確認申請図書の作成

カ) 工事費概算書の作成

キ) 実施設計内容の建築主への説明等

(3) 工事施工段階で行うことに合理性がある実施設計に関する業務等

- ① 設計意図及び設計内容を正確に伝えるための質疑応答等の業務
- ② 工事施工段階において必要となる実施設計に関する業務
（工事施工段階で設計を行うことに合理性があるもの（工事材料・設備機器及び仕上げ見本等）に関する検討・実施設計図書の作成等）

2.工事監理に関する業務

ア)工事監理業務方針の協議等

- ①工事監理方針の協議
- ②工事監理方針変更の場合の協議
- ③施工者との協議等

イ)設計意図の把握等のための業務

- ①設計図書の検討
- ②質疑書・提案書の検討・報告

ウ)施工図等を設計図書に照らして検討及び承認する業務

- ①施工図等の検討・承認

エ)工事の確認及び報告

- ①工事と設計図書・工事請負契約との照合・確認・報告
- ②工事の完了検査等

オ)官公庁等の検査の立会い等

カ)監理業務完了手続き

- ①工事請負契約の目的物の引渡し立会い
- ②工事監理報告書等の提出

3.工事監理に付随するその他の業務

ア)施工計画の検討、助言

イ)請負代金内訳書・工程表の承認

ウ)工事費支払いの審査

- ①工事費支払い請求の審査
- ②最終支払い請求の審査

追加的な業務の例示(案)

1. 調査・企画等設計前業務

- (1) 建設プロジェクト企画に係わる条件の調査、把握、手続き等
- (2) 事業計画・維持管理計画についての調査・検討
 - ① 共同事業などの事業推進ルール作成
 - ② テナントリーシングへの協力
 - ③ 管理区分の検討及び維持管理計画の立案
 - ④ その他の事業計画・維持管理計画に関する業務
- (3) 建設プロジェクト企画案の作成
 - ① 敷地利用計画についての調査・検討
 - ② 施設計画についての調査・検討・建築設計ブリーフの作成
 - ③ 建設プロジェクト企画資料の作成
 - ④ 工事費略概算書の作成
 - ⑤ 建設プロジェクト日程計画の作成
 - ⑥ その他の建設プロジェクト企画案に関する業務
- (4) 既存建物、敷地及び周辺に関する調査等
 - ① 敷地測量・地盤調査又はそれに関する立案等
 - ② 既存建物・インフラ・設備等の調査及び図化・資料化
 - ③ 地域環境調査及び環境への影響に関する調査
 - ④ その他の敷地及び周辺に関する調査業務
- (5) ワークショップへの出席・準備
- (6) プロポーザル・コンペティション等に係る業務
- (7) その他特別な調査や資料の作成(例:埋蔵物調査、電波障害調査など)

2. 設計周辺業務及び関連業務

(1) 設計一般に係わる追加的な業務

- ① 近隣構造物の調査又はそれに関する指導・助言
- ② 与条件の変更に伴う設計変更(施工段階に行われるものを含む)
- ③ 特殊技術の開発
- ④ 別途発注工事との調整に係る業務
- ⑤ 防災に関する評価、評定
- ⑥ 敷地特性(傾斜地、崖地、軟弱地盤等)により増加する業務
- ⑦ 省エネルギー対策への対応業務
- ⑧ 建築物総合環境性能評価システムを用いた建築物の格付け評価業務
- ⑨ 竣工後の建物性能を検証する業務
- ⑩ その他設計一般に関する業務で標準業務内容に含まれない業務

(2) 構造設計に係わる追加的な業務

- ① 土質調査・構造試験等に関する指導・助言
- ② 構造評価、評定に係る業務
- ③ その他特殊な解析及び特殊な構造設計

例)

- ・時刻歴解析等を伴う高度な構造設計の仕様の検討及び構造設計(超高層、免震、制震等)
- ・特殊荷重の調査と設計条件への組み入れ及び構造設計(政令・学会指針等にはない特殊の荷重、巨大な重量、特殊な振動体、移動荷重等)
- ・構造体に特殊な効果が求められるものの仕様の検討及び構造設計(熱環境対策、電磁・放射線等の遮断対策、微振動の遮断対策等)
- ・特殊な地盤解析、風力解析
- ・建築基準法施行令第80条の3に規定される土砂災害特別警戒区域における居室を有する建築物の構造方法、同令第138条に指定する工作物

(3) 設備設計に係わる追加的な業務

- ① インフラ整備に関する調査・折衝等
- ② その他の特殊設備等により増加する業務

例)

- ・舞台装置、情報通信網、搬送設備等を伴う設計業務
- ・太陽光、風力、排熱利用等を利用した設計業務
- ・建物の耐震性能に伴う高度設計・免震設計業務等
- ・省エネルギー(環境負荷削減)対策を伴う設計業務
- ・シミュレーションツールによるエネルギー消費量検証業務
- ・ビルディング(エネルギー)マネジメントシステムの設計業務
- ・更新性能対策により増加する業務
- ・ランドスケープ、インテリアのライトアップ等の演出照明設計業務
- ・高度映像システムの構築、音響解析を要する高度の設計業務

- ・コンピューターシステム、高度情報通信網の構築及び設計業務
- ・電源安定性、空調信頼性等の設計業務
- ・設備の災害対策・信頼性能・バックアップ対策(BCP機能)を伴う設計業務
- ・高度な防災機能を要求される設備設計業務
- ・自然採光シミュレーション検証業務
- ・監視機能(快適・利便性能)対策を伴う設計業務
- ・体感温度、標準有効温度等による室内環境設計業務
- ・自然換気方式採用に伴うシミュレーション検証業務
- ・3次元熱流体解析手法を用いた検証業務
- ・大空間、ガラス外壁などに対する環境設計業務
- ・クリーンルーム、恒常恒湿、冷蔵冷凍等の高度技術を要する設計業務

(4) 法令上の諸条件の調査・手続き等の追加的な業務

- ① 建築確認申請手続きの代行(建築確認申請図書の作成は標準業務内容に含む)
- ② 特別の法令上の手続き(都市計画法、消防法、バリアフリー法等による通常の建築確認申請以外の法令手続き及び総合設計制度等の建築基準法令に基づく特別な手続きを含む)
- ③ 計画変更確認申請図書の作成及び申請手続き(申請手数料は別途)
- ④ その他の評価・補助金・認定・許可・認証申請報告等の業務

(5) 通常の建築設計業務以外の設計業務

- ① 土木設計・ランドスケープデザイン等
- ② 音響設計
- ③ 特別なインテリアデザイン
- ④ その他の通常の建築設計以外の設計業務

(6) その他の追加的な業務

- ① 工事費内訳明細書・数量調書の作成
- ② 透視図・模型等の作成
- ③ パンフレット・モデルルーム対応
- ④ 設計変更に伴う工事費変更の検証
- ⑤ 設計図書等の電子データ納品
- ⑥ コンストラクションマネジメント業務
- ⑦ ファシリティマネジメント業務
- ⑧ その他の設計周辺業務で標準業務内容に含まれない業務

3. 工事監理周辺業務及び関連業務

(1) 工事監理に係わる追加的な業務

- ① 別途発注関連工事の調整を行う業務
- ② 部分使用・部分引き渡しの手続きを行う業務
- ③ 現場に常駐して行う工事監理のために増加する業務
- ④ 工期及び工区を分割するために増加する業務

(2) その他の追加的な業務

- ① 見積徴収事務への協力及び見積書内容の検討
- ② 代替案(VE)の評価
- ③ 竣工図の作成
- ④ その他の工事監理周辺業務で標準業務内容に含まれない業務

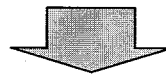
注) 上記の追加的な業務の例示(案)に関しては、今後精査が必要である。

用途等による類別及び難易度

1.『別表第1 建築物の用途等による類別』の見直しに向けた実態調査の方向性

類型	建築物の用途等
第1類	工場、車庫、市場、倉庫等
第2類	体育館、観覧場、学校、研究所、庁舎、事務所、駅舎、百貨店、店舗、共同住宅、寄宿舍等
第3類	銀行、美術館、博物館、図書館、公会堂、劇場、映画館、集会所（オーディトリウムを有するものに限る。）、ナイトクラブ、ホテル、旅館、料理店、放送局、病院、診療所、複合建築物等
第4類	1 戸建住宅（一般的な戸建住宅を除く。）
	2 一般的な戸建住宅

【現行の類別】



建築物の施設類型	建築物の代表的な用途例
①物流施設	・倉庫、立体駐車場等
②生産施設	・一般組立工場、化学工場、薬品工場等
③運動施設	・体育館、武道館、屋内プール等
④行政施設	・合同庁舎、議事堂、警察署、消防署等
⑤業務施設	・事務所、銀行、放送局等
⑥商業施設	・店舗、百貨店、ショールーム等
⑦共同住宅	・賃貸共同住宅、社宅、分譲共同住宅等
⑧教育施設	・幼稚園、小・中学校、高等学校等
⑨専門的教育・研究施設	・大学、専門学校、研究所等
⑩宿泊施設	・ホテル、旅館、保養所等
⑪医療施設	・病院、診療所、高度医療施設等
⑫福祉・厚生施設	・老人ホーム、老人保健施設、福祉施設等
⑬文化・交流・娯楽施設	・公民館、集会場、図書館、劇場、美術館等
⑭戸建住宅（詳細設計及び構造計算を必要とするもの）	—
⑮戸建住宅（詳細設計を必要とするもの）	—
⑯上記以外の戸建住宅	—

注1)施設類型を16に詳細化し、業務量(人・時間)に関する実態調査を実施。

注2)実態調査の結果、意匠・構造・設備の建物規模(床面積)に応じた業務量の挙動が概ね一致するものを、同じ類別として整理する予定。

2. 難易度に係る要素（案）

①意匠：施設類型をさらに細分化することにより示す。

標準的な建物用途以外の建築物を設計又は工事監理する場合は、下表の用途の例示を考慮すること。

建築物の施設類型 〔標準的な難易度の用途〕	用途の例示	
	標準より難	高度の技術を要するもの
①物流施設 〔一般的倉庫、立体駐車場等〕	立体倉庫等	冷蔵倉庫等、特殊設備を付帯する倉庫等
②生産施設 〔一般組立工場等〕	化学工場、薬品工場、食品工場等	クリーンルーム、バイオ等、特殊設備を付帯する工場等
③運動施設 〔一般体育館、武道館、スポーツジム等〕	屋内プール、スケート場、スタジアム、複合体育館等	国際競技用体育館、特別な施設設備を有する施設等
④行政施設 〔合同庁舎、出張所等の一般庁舎等〕	議事堂、警察署、消防署、郵便局、中央庁舎等、特殊施設が附帯するもの、	超高層庁舎等
⑤業務施設 〔一般事務所、賃貸事務所等〕	銀行、本社ビル等に類する事務所等	放送局、TVスタジオ等の特殊用途ビル、超高層事務所等
⑥商業施設 〔一般店舗、スーパーマーケット等〕	ショールーム、百貨店、ショッピングセンター等	複合商業施設等、
⑦共同住宅 〔公営住宅、社宅、一般賃貸共同住宅等〕	分譲共同住宅、複雑な賃貸共同住宅等	超高層共同住宅等
⑧教育施設 〔一般の幼稚園、小・中学校、高等学校等〕	私立学校、特殊なプログラムを有する公立学校等	—
⑨専門的教育・研究施設 〔文科系大学、文科系専門学校等〕	理工系大学、理工系専門学校、一般研究所等	バイオ、放射線等特殊な研究施設等
⑩宿泊施設 〔一般ビジネスホテル、旅館等の宿泊専用施設等〕	宴会場を有するシティホテル、保養所等	超高層ホテル、国際級ホテル等
⑪医療施設 〔一般病院、診療所等〕	総合病院等	高度医療施設等
⑫福祉・厚生施設 〔一般的な老人ホーム、老人保健施設、リハビリセンター等〕	複合福祉施設、高度な対応を必要とする施設等	—
⑬文化・交流・娯楽施設 〔公民館、集会場、コミュニティセンター等〕	映画館、劇場、コンサートホール、美術館、博物館、図書館等	文化複合施設等

②構造：敷地特性や建物形状により難易度を示す。

標準的な敷地・建物形状以外の建築物を設計又は工事監理する場合は、下表の要素を考慮すること。

a. 敷地特性	傾斜地、崖地、軟弱地盤等
b. 建物形状	平面が不整形なもの（スパンの著しい不均一、大規模吹抜け、平面形状のくびれ）
	立面形状（建物断面）が不整形なもの（階高の著しい不均一、上下階の平面形状の相違）
	平面、立面形状ともに不整形なもの

③設備：設備の機能レベルにより示す。

標準的な設備の機能レベル以外の建築物を設計又は工事監理する場合は、下表の要素を考慮すること。

a. 設備の機能レベル	考慮すべき要素⇒設備の災害対策・バックアップ対策（BCP性能）、室内環境のレベル、部分制御性、監視機能（快適・利便性能）、省エネルギー対策（地球環境性能）等
-------------	--

業務報酬基準・工事監理小委員会委員名簿

小委員長	久保哲夫	東京大学大学院教授
	秋山哲一	東洋大学教授
	大宇根弘司	(社)日本建築家協会元会長
	大森文彦	東洋大学教授・弁護士
	岡本賢	(社)日本建築士事務所協会連合会建築設計制度等対応特別委員会副委員長
	金箱温春	(社)日本建築構造技術者協会理事
	北泰幸	(社)建築業協会生産委員会設計部会副部会長
	平野吉信	広島大学大学院教授
	古阪秀三	京都大学大学院准教授
	牧村功	(社)建築設備技術者協会会長
	松村秀一	東京大学教授
	松本光平	明海大学名誉教授
	峰政克義	(社)日本建築士会連合会副会長
	村上周三	慶應義塾大学教授

業務報酬基準・工事監理小委員会のスケジュール

4月13日（金）10:00～12:00

○ 第1回小委員会の開催

：検討事項、検討スケジュールの確認、委員からの論点のプレゼンテーション 等

6月1日（金）13:00～15:00

○ 第2回小委員会の開催

：委員からの論点のプレゼンテーション 等

6月22日（金）15:30～17:30

○ 第3回小委員会の開催

：委員からの論点のプレゼンテーション、業務報酬基準見直しの方向性 等

7月

8月22日（水）13:30～15:30

○ 第4回小委員会の開催

：業務報酬基準見直しの方向性 等

9月

10月3日（水）13:30～15:30

○ 第5回小委員会の開催

：工事監理業務について、業務報酬基準見直しの方向性 等

11月

12月12日（水）10:00～12:00

○ 第6回小委員会の開催

：最終とりまとめ

一級建築士試験の試験内容見直しについて
(中央建築士審査会とりまとめ)

構造計算書偽装問題を踏まえ、建築士の資質、能力の向上等を目的とした建築士制度全体の見直しの一環として、中央建築士審査会において、一級建築士の試験内容の見直しについて、以下の通り、とりまとめを行った。

国土交通省及び(財)建築技術教育普及センターにおいては、平成21年度試験からの見直しが円滑に進むよう、実務的な準備を進めて頂きたいと考える。

[見直しの基本的考え方]

- 建築設計の高度化・専門分化に留意した上で、建築設計全般に関する基本的な知識・能力等を確認するとともに、専門分化している建築設計を調整し、取りまとめていく基本的な知識・能力等についても確認できる試験内容とする。
- 建築設計の実態からみて、出題分野のバランス、出題内容を見直す。
- 現在の試験内容と比較して、受験生に過度な負担を強いることのないように留意する。
- 試験内容見直しは平成21年試験からとする。

[見直しの方向性]

1) 学科試験

- マネジメント、環境・設備、建築士法や職業倫理、構造全般に関する出題を増加させる等の見直しを行う。
- そのうえで、現行の学科Ⅰ(計画)について、「計画」と「環境・設備」の2つの科目に分離する。
- 具体的な科目及び科目ごとの設問数は、
①計画：20問程度、②環境・設備：20問程度、③法規：30問程度、
④構造：30問程度、⑤施工：25問程度
とし、これまでの五枝択一方式を四枝択一方式に変更する。
- なお、試験時間は現在の合計6時間から、30分～1時間程度延長させる。

2) 設計製図試験

- 現行の設計課題における要求内容は概ね維持したうえで、周辺環境に配慮した建築計画、配置計画等を要求することとする。
- 現行の設計課題に加え、記述・図的表現等の手段により、構造設計や設備設計の基本的な能力を確認する出題を行う。
- なお、試験時間は現在の合計5時間30分から、30分～1時間程度延長させる。
- 今回の試験内容見直しに併せ、学科試験に合格したものの設計製図試験に不合格となった者に対し、次回試験においてのみ認めている学科試験免除について、次々回までの免除を認めることとする。

社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会とりまとめ（案）

はじめに

構造計算書偽装問題への対応として、平成18年8月31日に取りまとめられた社会資本整備審議会答申（「建築物の安全性確保のための建築行政のあり方について」）に基づき、第165回臨時国会に提出され、成立した「建築士法等の一部を改正する法律」は、平成18年12月20日に公布され、原則2年以内に施行することとされている。

建築士制度に対する国民の信頼を回復させるためには、この改正建築士法の施行に万全を期す必要がある。このため、政省令等に規定される事項を含む具体的な制度設計について、社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会で引き続き議論を行うこととし、その専門的な検討を行うため、平成19年3月に「建築士制度小委員会」及び「業務報酬基準・工事監理小委員会」が設置された。

「建築士制度小委員会」及び「業務報酬基準・工事監理小委員会」での主な検討事項は以下に示すものであり、平成19年12月を目途に基本制度部会に対し、検討内容を報告することとされた。

<建築士制度小委員会>

- ・ 建築士試験の受験資格（学歴要件、実務経験要件、専門能力を有する技術者の建築士試験受験資格）の見直し
- ・ 講習制度（講義・修了考査の内容、構造／設備設計一級建築士の同等認定のあり方等）について

<業務報酬基準・工事監理小委員会>

- ・ 工事監理業務の適正化について
- ・ 業務報酬基準（告示1206号）の見直しについて
- ・ 建築士事務所が加入する設計賠償責任保険の充実について

「建築士制度小委員会」・「業務報酬基準・工事監理小委員会」いずれも、4月以降

12月に至るまで、6回にわたる議論を行い、今般、その成果を基本制度部会として、とりまとめることとした。今回のとりまとめで示した考え方を踏まえ、今後、具体的な制度設計が行われることを期待するものである。

なお、建築士試験、講習の実施等にあたっては、制度改正の内容について、関係者に十分に周知するとともに、その運用について、実情を踏まえた柔軟な対応をとることで、新たな制度に円滑に移行できるよう留意する必要がある。また、今後、業務報酬の実態調査を踏まえた業務報酬基準の見直し、工事監理のガイドライン策定等具体的な施策の遂行にあたっては、今回のとりまとめで示した考え方を踏まえ、細部の検討を進めることを期待するとともに、建築主において、見直し後の業務報酬基準を尊重し、業務報酬算定の適正化が図られることを期待するものである。

建築士試験の受験資格の見直しについて

建築士の資格付与の前提となる建築士試験については、原則として、一定の学歴要件を満たしたうえで、一定期間以上の建築に関する実務経験を有していることを受験資格としている。

社会資本整備審議会答申のなかでは、建築士に本来期待されている設計及び工事監理に必要な能力を的確に検証したうえで資格を付与すべきとの指摘があり、具体的な制度設計について、以下の方向でとりまとめを行った。

1. 学歴要件の見直し（建築に関する指定科目の設定）について

1) 基本的考え方

- 建築士試験の受験資格（学歴要件）となる「建築に関する指定科目」の設定にあたっては、指定された科目を履修することで、建築士の独占業務である設計・工事監理を行うために必要な知識が得られるようなものとして設定すべきである。しかしながら、一方で、建築の教育課程は総じて自由度が高いうえ、大学等に対する社会の要請や設置基準の自由化等の影響でさらに多様化している実態があることから、建築士受験資格のための指定科目を設定することが、こうした建築教育の実態に制約を加えることのないように留意する必要がある。

2) 建築に関する指定科目

- 一定の自由度を確保しつつ、必要不可欠な項目を必ず履修させるために、建築に関する各分野（建築計画、設計製図、環境工学、建築設備、構造力学、建築一般構造、建築材料、建築生産等）ごとに必要単位をバランスよく取得するよう別添資料①及び②を参考に、建築に関する指定科目を設定すべきである。
- なお、今回の見直しは、学科卒業を持って学歴要件としているこれまでの仕組みとは実務的に大きく異なり、所定の科目を履修していることの確認のための業務やこれに伴う費用が増加することが見込まれる。したがって、今後、国土交通省において指定科目を定め、指定試験機関である（財）建築技術教育普及センター等において、この仕組みを運用するにあたり、大学、高等専門学校、工業高校等の実務者と十分に意見交換を行うなど、円滑な制度移行に向け、十分に配慮する必要がある。

3) 指定科目の具体的な内容

- 指定科目の具体的な内容については、以下の整理とすべきである。
 - ・ 以下の考え方を参考に、建築以外の分野との境界領域的な科目との線引きを行う。
 - ① 「建築計画・設計製図」「環境工学・建築設備」等の分野における指定科目は、原則として、当該科目が建築（住宅含む）を主な対象とし題材としているものとする。
 - ② 「構造力学」「建築材料」等の分野における指定科目は、当該科目が特段、建築（住宅を含む）を主な対象としていないものも含める。
 - ・ 広く工学全般を対象とするような基礎科目（例：数学、物理学、電気工学）は指定科目の対象としない。

4) 指定科目の確認の方法

- 大学等の個別の科目が基準に該当しているかどうかの確認の方法について、国土交通省・指定試験機関である（財）建築技術教育普及センター等が事前に大学等から取り寄せたシラバスをチェックすることを検討すべきである。また、チェックの結果、確認された科目については、大学等への通知を行うとともに、ホームページに掲載する等の情報提供を行うことを検討すべきである。
- また、受験時に、各々の受験者が基準に該当した科目を履修しているかどうかの確認の方法については、大学等が各々の受験者に関し、指定科目の履修を証明した履修証明証を発行する方向で検討すべきである。

2. 実務経験要件について

1) 基本的考え方

- 建築士試験の受験資格である「建築に関する実務経験」については、建築士として必要な知識及び技能を現実に修得する実務訓練を得る機会として適切に定める必要がある。したがって、建築士の独占業務である設計・工事監理に必要な知識・能力が、その業務の中で獲得できる実務経験とすべきである。
具体的には、「設計・工事監理に際し、意匠・構造・設備等の専門別の業務を理解し、指示し、まとめあげ、チェックできる能力」、すなわち、建築士となった際に、建築物全体を取りまとめ、設計・工事監理を行う能力が獲得できる実務経験とすべきである。

2) 実務経験の具体的内容

- 「設計・工事監理に際し、意匠・構造・設備等の専門別の業務を理解し、指示し、まとめあげ、チェックできる能力」を獲得できるような実務経験として、設計・工事監理に関する実務経験と同等に評価できるものとして、「設計図書・施工図等の図書と密接に関わりを持ちつつ、建築物全体を取りまとめる又は建築関係法規の整合を確認するような業務」を認めるべきである。具体的には、以下の取扱いとすべきである。[別添資料③参照]
 - ・ 設計・工事監理を行う営繕業務や設計図書と建築関係法規の整合を確認する建築確認に関する業務は実務経験として認める。
 - ・ 設計図書・施工図等を作成するなど、こうした図書と密接に関わりを持ちつつ、建築物全体をとりまとめる建築工事や大工工事（造作工事等は除く。）における施工管理に関する業務は実務経験として認める。
 - ・ 建築士のその他業務のうち、建築工事の指導監督、耐震診断等に関する業務は実務経験として認める。
 - ・ 大学院における教育課程においては、設計・工事監理に関する業務についての実務訓練と同等となる内容を充足している教育を受ける場合等に関し、これを実務経験として認める。
 - ・ いわゆる各種工事の施工管理や設計図書・施工図等の図書と密接な関わりを持たない営業等の業務、都市計画行政や建築に関する研究・教育の経験等は実務経験とは認めない。

3) 実務経験の確認の方法

- 実務経験の確認の方法については、現在実施している申込時の対面審査を維持しつつ、追加的に管理建築士等の証明を要件とすることで、現在の実務経験審査の

精度をより向上させることとすべきである。

- また、原則として、管理建築士等の建築士が証明することとすべきであるが、これが困難な場合は他の責任ある立場の者が証明する、証明がやむを得ずできない場合はその理由を提出する等の工夫を検討すべきである。

3. 専門能力を有する技術者の受験資格見直しについて

- 今回の建築士受験資格の見直しは、建築設計の高度化、専門分化を踏まえ、建築士に本来期待されている設計・工事監理業務に必要な能力を的確に検証した上で資格を付与する方向での見直しとなっている。

こうした見直しの考え方を踏まえ、専門能力を有する技術者として建築士法上位置付けられている建築設備士について、二級建築士と同等以上の知識及び技能を有する者として、4年の実務経験を要件として、一級建築士の受験資格を付与すべきである。

講習制度について

今回の改正建築士法が施行されると、様々な講習制度が導入されることとなる。適切な設計及び工事監理の業務を遂行できる建築士の資質、能力を確保するとともに、建築設計が高度化・専門分化している実態を踏まえ構造設計・設備設計の適正化を図る観点から、具体的な制度設計について、以下の方向でとりまとめを行った。

1. 講習の基本的枠組みについて

- 建築士の定期講習、構造／設備設計一級建築士講習、構造／設備設計一級建築士定期講習、管理建築士講習の全てについて、講義と修了考査を併せて実施すべきである。
- また、建築士の資質・能力の向上、構造設計・設備設計の適正化等に対応するために厳格な修了考査を実施するなど、登録講習機関ごとの講習水準を適切に確保するため、省令に規定する講習事務の実施基準等において、詳細に規定を行うべきである。

2. 建築士の定期講習について

建築士事務所に所属し、業に携わる建築士に対し、3年ごとの受講を義務付ける予定の定期講習の概要について、以下の方向でとりまとめを行った。

なお、建築士の種別に応じ、一級・二級・木造の3種類の定期講習が実施されることとなるが、例えば、一級建築士定期講習を受講すれば二級建築士定期講習を受講したものとみなす等、弾力的な取扱いとすべきである。

1) 講義・修了考査

○ 講義・修了考査については、以下の方向で整理すべきである。

- ・ 1日間の講習とする（講義5時間程度、修了考査1時間程度）。
- ・ 講義内容は、
 - ① 法令に関する科目として、建築基準法・建築士法等の近年の改正内容等
 - ② 設計及び工事監理に関する科目として、最新の建築技術、設計・工事監理の実務の動向、建築物の事故事例、処分事例及びこれを踏まえた職業倫理等とし、具体的な内容は告示等で明確化する。
- ・ 講義内容の理解度を確認するため、1時間程度の○×方式の修了考査を実施する。
- ・ 修了考査問題は、講義内容に応じバランスよく出題することとし、テキストに類似問題が記載されているような場合を除き、テキストの持込みを特に禁止しないこととする。
- ・ 修了考査問題の問題数については、問題難易度、合格水準等と併せて、1時間で実施可能な出題数に設定するべく、検討する。
- ・ 修了考査に合格できなかった者は、再度、講義・修了考査を受けることとする。

2) 登録講習機関の実施体制等

- 修了考査問題の作成及び結果の判定は、登録講習機関ごとに、建築士を含む合議制の機関（作成委員会）を設置し、行うこととすべきである。
- 年間に複数回、講習を実施する場合に、修了考査問題を過度に反復使用することを制限する観点から、講習実施回数に応じ、修了考査問題をストックさせることを検討すべきである。
- 登録講習機関による講習実施の透明性を高める観点から、講習教材、修了考査問題、修了考査の合格基準点等を公表することとすべきである。

3. 構造／設備設計一級建築士講習について

一定規模以上の建築物の構造／設備設計に関し、設計又は法適合確認を行う構造／設備設計一級建築士となるに際し、受講する構造／設備設計一級建築士講習の概要について、以下の方向でとりまとめを行った。

1) 講義・修了考査

○ 講義・修了考査については、以下の方向で整理すべきである。

- ・ 3日～4日程度の講習とする（講義2日～3日程度、修了考査1日程度）。
- ・ 講義内容は、
 - ① 構造／設備関係規定に関する科目として、建築基準法等の法規、法適合性確認等
 - ② 構造／建築設備に関する科目として、設計実務、建築物の事故事例及びこれを踏まえた職業倫理等とし、具体的な内容は告示等で明確化する。
- ・ 講義内容に関し、構造については、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、木造等に関し全般的に講義を行うこととし、設備については、空調・換気設備、給排水衛生設備、電気設備等に関し全般的に講義を行うこととする。
- ・ 設計能力と法適合性確認の能力を確認するため、1日程度の修了考査を実施する。修了考査は、択一方式、記述方式、図面作成等により判定する。
- ・ 修了考査に合格できなかった者は、再度、合格できなかった修了考査に関する講義を受講し、修了考査を受けることとする。

2) 登録講習機関の実施体制等

- 修了考査問題の作成及び結果の判定は、登録講習機関ごとに、建築士を含む合議制の機関（作成委員会）を設置し、行うこととすべきである。
- 修了考査の水準を担保するため、修了考査の基準を作成すべきである。

3) 実務経験審査

- 実務経験審査については、建築士として5年間（60ヶ月）の構造／設備設計の実務経験に関し、構造／設備設計を行った建築物ごとに、その内容（建築物の名称、構造、規模、担当業務、業務上の立場、設計等に携わった期間等）を提出させる等により確認すべきである。
- また、建築物ごとの実務経験について、第三者が証明することとすべきである。

具体的には、

- ① 原則として管理建築士が行うこととし、
 - ② 本人が管理建築士である場合は、原則として事務所内の他の建築士が行い、
 - ③ 個人事務所の場合や管理建築士が死亡等の場合で、これらの証明ができない場合は、事務所外の他の建築士が証明を行うこととし、
- あくまでも、建築士による証明を求めることとすべきである。
- なお、上記③のケースでは、建築士関係の団体が面接等を行い、その実務経験を証明することについても、今後検討を行うべきである。

4) 同等認定

- 構造／設備設計の実態や法律に位置付けられた類似の資格があることを踏まえ、実務経験や講習受講に関して、以下のとおり、同等認定を行うべきである。
- ① 法律上の実務経験は「構造／設備設計」となっているが、設計実務の現状に鑑みて、工事監理を行っている場合も、実務経験と認める。
 - ② また、これまで実際に構造／設備設計を行った者は記名押印せず、意匠設計者が記名押印することが慣例的に行われてきたことに鑑み、例えば、建築士法施行までに行われた設計の補助業務については、実務経験と認める。（一方で、建築士法施行以降は設計・工事監理業務に限定する。）
 - ③ 「建築設備士」が建築設備の設計・工事監理に際し、建築士に意見を述べる業務を行っている場合は、一級建築士となる前に行った業務も含め、これを一級建築士として設備設計を行うことと同等として実務経験と認める。
 - ④ 「構造計算適合性判定資格者」について、実務経験の状況を考慮したうえで、構造設計一級建築士講習のうち、職業倫理等に関する講義のみを受講することとし、その他の講義・修了考査を免除する。
 - ⑤ 「建築設備士」について、実務経験の状況を考慮したうえで、設備設計一級建築士講習のうち、設備設計に関連する講義・修了考査の部分を免除する。
- [別添資料④参照]

5) みなし講習の活用など弾力的な取扱い

- 法施行時に、特に地方部において、構造／設備設計一級建築士が不足し、建築設計が停滞するとの懸念があることを踏まえ、法施行までに行われる講習で大臣が定めることとされている、いわゆる「みなし講習」を活用するなどにより、新たな制度に円滑に移行できるよう、必要となる技術者の確保に十分配慮すべきである。また、「みなし講習」においては、既存の関係する資格取得者について、技術者のレベルが担保される範囲で、弾力的な対応を検討すべきである。

4. 構造／設備設計一級建築士定期講習について

構造／設備設計一級建築士に対し、3年ごとの受講を義務付ける予定の構造／設備設計一級建築士定期講習の概要について、以下の方向でとりまとめを行った。

1) 講義・修了考査

- 講義・修了考査については、以下の方向で整理すべきである。
 - ・ 前回講習を受講した後の法令改正等の内容、設計・法適合確認の知識・能力の確認等を行うこととし、1日間の講習（講義5時間程度、修了考査1時間程度）とする。
 - ・ 講義内容は、
 - ① 構造／設備関係規定に関する科目として、構造／設備関係規定の近年の改正内容 等
 - ② 構造／設備設計に関する科目として、最新の建築技術、設計・工事監理の実務の動向、建築物の事故事例、処分事例及びこれを踏まえた職業倫理 等とし、具体的な内容は告示等で明確化する。
 - ・ 1時間程度、択一方式又は○×方式の修了考査を実施する。

2) 登録講習機関の実施体制等

- 修了考査問題の作成及び結果の判定は、登録講習機関ごとに、建築士を含む合議制の機関（作成委員会）を設置し、行うこととすべきである。
- 修了考査の水準を担保するため、修了考査の基準を作成すべきである。

5. 管理建築士講習について

建築士事務所の技術的総括を行う管理建築士の要件として行う管理建築士講習の概要について、以下の方向でとりまとめを行った。

1) 講義・修了考査

- 講義・修了考査については、以下の方向で整理すべきである。
 - ・ 1日間の講習とする（講義5時間程度、修了考査1時間程度）。
 - ・ 講義内容は、

① 関係法令に関する科目として、建築士法等のうち建築士事務所業務に関連する事項 等

② 建築物の品質管理に関する科目として、業務の進め方や管理方法、経営管理、紛争防止 等

とし、具体的な内容は告示等で明確化する。

- ・ 講義内容の理解度を確保するため、1 時間程度の○×方式の修了考査を実施する。
- ・ 修了考査問題は、講義内容に応じバランスよく出題することとし、テキストに類似問題が記載されているような場合を除き、テキストの持込みを特に禁止しないこととする。
- ・ 修了考査問題の問題数については、問題難易度、合格水準等と併せて、1 時間で実施可能な出題数に設定するべく、検討する。
- ・ 修了考査に合格できなかった者は、再度、講義・修了考査を受けることとする。

2) 登録講習機関の実施体制等

- 修了考査問題の作成及び結果の判定は、登録講習機関ごとに、建築士を含む合議制の機関（作成委員会）を設置し、行うこととすべきである。
- 年間に複数回、講習を実施する場合に、修了考査問題を過度に反復使用することを制限する観点から、講習実施回数に応じ、修了考査問題をストックさせることを検討すべきである。
- 登録講習機関による講習実施の透明性を高める観点から、講習教材、修了考査問題、修了考査の合格基準点等を公表することとすべきである。

3) 実務経験審査

- 3 年間の実務経験内容は、原則として、建築士事務所における実務経験（建築士法に定める建築士事務所開設が必要となる業務）とし、その具体的内容を提出させることにより確認すべきである。
- 実務経験については、原則として管理建築士が証明を行うこととし、管理建築士が死亡等の場合でこれらの証明が出来ない場合は、他の建築士が証明を行うこととし、あくまでも、建築士による証明を求めることとすべきである。

なお、他の建築士が証明を行う場合は、建築士関係の団体が面接等を行い、その実務経験を証明することについても、今後検討を行うべきである。

- 管理建築士講習に関し、当初 3 年間は、法施行時点で既に建築士事務所の管理建築士である者が大量に受講することが見込まれ、この場合の実務経験審査について建築士事務所登録の際の資料等を活用するなど、弾力的な対応について検討す

べきである。

工事監理業務の適正化について

社会資本整備審議会答申のなかでは、工事監理に関し、一連の欠陥住宅問題や構造計算書偽装問題等を通じて、工事監理が適切に機能していない実態が明らかになっていることから、工事監理の方法、内容、範囲等を明らかにして、工事監理者の責任の明確化を図る必要があるとの指摘がなされている。

小委員会では、こうした指摘を踏まえ、工事監理業務の課題について議論を行い、工事監理業務を適正化するとともにその実効性を確保する観点から、今後の方向性をとりまとめることとした。

1. 工事監理の定義（規定）について

建築士法において、工事監理とは、「その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりに実施されているかいないかを確認すること（士法第2条第6項）」と定義されている。

なお、同様に、設計図書とは、「建築物の建築工事実施のために必要な図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書（士法第2条第5項）」と定義されており、一定規模以上の建築物に関し、その者の責任において、

- ① 設計図書を作成すること
- ② 工事を設計図書と照合しそれが設計図書のとおりに実施されているかいないかを確認すること

が建築士の独占業務となっている。

また、工事監理を行う場合において、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは、工事監理者である建築士は、「直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘し、当該工事を設計図書のとおりに実施するよう求め、当該工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告する（改正後の士法第18条第3項）」こととされている。

一方、建築士法第25条に規定する業務報酬基準（昭和54年告示1206号）に

においては、標準業務として、「工事監理」と「工事監理に付随する業務」を定め、これらの業務量を合算して「工事監理等」として標準業務量（人日）を算出している。

（参考）業務報酬基準における標準業務のうち「工事監理等」について

（１）工事監理

①設計意図を施工者に正確に伝えるための業務

- ・施工者との打合せ
- ・図面等の作成

（注：スケッチ等であり、実施設計の延長と考えられる図書は含まない旨の注記あり。）

②施工図等を設計図書に照らして検討及び承諾する業務

- ・施工図の検討及び承諾
- ・模型、材料及び仕上げ見本の検討及び承諾
- ・建築設備の機械器具の検討及び承諾

③工事の確認及び報告

- ・工事が設計図書及び請負契約に合致するかどうかの確認及び建築主への報告
- ・工事完了検査及び契約条件が遂行されたことの確認

④工事監理業務完了手続

- ・契約の目的物の引渡し立会い
- ・業務完了通知書及び関係図書の建築主への提出

（２）工事の契約及び指導監督

①工事請負契約への協力

（略）

②工事費支払審査及び承諾を行う業務

（略）

③施工計画を検討し、助言する業務

２．工事監理業務の課題

１）工事監理段階で生じている課題

業務報酬基準（告示１２０６号）に標準業務として定める「工事監理等」に基づき、実際に行われている業務は、言い換えれば、工事監理者である建築士が建築主から「工事監理等」の名目で報酬を得て行っている業務であるが、必ずしも、工事を設計図書と照合するという本来の工事監理業務に重点が置かれているわけではないとの指摘

がある。

すなわち、建築士法に定める工事監理業務及びこれに附随する業務（工事の契約及び指導監督）のほか、工事施工段階で行われる設計業務が、相当の業務量で混在する実態があるとのことである。なお、こうした設計業務は工事監理業務の課題の要因とはなっている面はあるものの、一方で、こうした設計行為を通じて、建築士が良質な建築物を創っているという実態は十分に尊重すべきとの意見もあるところである。

（工事施工段階で行われる設計業務の例）

- ・ 一部の設備機器のように、工事着手前の設計段階では基本的な条件を満たすように仕様を確定させ、この内容で建築基準法への適合を確認した上で、当該部分の工事着手前までに具体的かつ詳細な設計内容を確定させる場合の設計業務
- ・ 建築基準法への適合は確認されているものの、一部の設計図書において工事内容に未確定部分がある場合に、これを補い、詳細図等において、具体的かつ詳細な設計内容を確定させる場合の設計業務
- ・ 追加業務として行うべき変更設計業務

限られた「工事監理等」の業務報酬のなかで、現実的に必要とされる上記の工事施工段階で行われる設計業務が優先される結果として、工事を設計図書と照合するという建築士法に定める工事監理業務が、残された業務報酬で実施可能な範囲でしか行われていない実態があるとの指摘がある。

なお、こうした実態とは別に、そもそも建築主が工事監理業務の重要性・必要性を理解せず、十分な報酬を支払わないことから、結果として十分な工事監理がなされていない状況も相当数あるとの指摘もある。

2) 原因として考えられる事項

① 業務報酬基準（告示1206号）の課題

業務報酬基準に定める「工事監理等」のうち、「設計意図を施工者に正確に伝えるための業務」と「施工図等を設計図書に照らして検討及び承諾する業務」には、本来であれば、設計行為の一環として設計者が行うことが合理的と思われる業務が含まれている。

昭和54年の業務報酬基準作成当時は、建築士が、設計業務に継続して工事監理業務を行うことを念頭に、設計業務の一部を「工事監理等」に位置付けてきたものと思われるが、これが設計業務と工事監理業務の適切な役割分担や責任関係を混乱させる一つの要因となっているのではないかと指摘がある。すなわち、現在の告示120

6号に規定する「設計業務」・「工事監理業務」と「設計業務を行う者」・「工事監理業務を行う者」が混然としており、整理を行う必要があると考えられる。

② 設計実務上の課題

設計図書（実施設計図書）には、建築主の要求を満たした上で、法適合性に加えて、施工の実現性が求められる。これらの条件を満たした設計図書があれば、工事施工者はこれに基づき施工が可能となり、工事監理者は、「工事と設計図書を照合」することで工事監理業務を遂行することが可能となる。

しかしながら、建築主や施工者の選択肢を確保するために施工の実現性を担保する情報に未確定の部分を残して工事着工し、施工段階で協議しながら確定させていくことが慣行として行われている実態がある。この結果、一部の仕上げ材料、設備機器等のように、工事着手前の設計段階では基本的な条件を満たすように仕様等を確定させ、当該部分の工事着手前までに具体的かつ詳細に設計内容を確定させることに一定の合理性があるものに関する設計行為がある一方で、建築主の要求や法適合性は満足しているものの、施工の実現性を担保する情報が満たされていない、いわば「未確定の設計図書（実施設計図書）」を補うための設計行為もあり、これらに加え、本来であれば追加業務として行うべき設計変更業務も混在している実態がある。

「未確定の設計図書」を補うための設計行為の存在と、本来であれば追加業務として行うべき設計変更業務に十分な報酬が支払われていないことのいずれもが、十分な工事監理が行えない要因となっているとの指摘がある。

3. 工事監理業務の充実に向けた、今後の方向性

工事監理業務の課題を踏まえ、以下の見直しの方向性に従い、具体的な制度設計を行うべきと考える。

ただし、この場合も、設計業務の実態としては建築基準法による法適合性の確認には影響しない範囲で、工事内容の具体的な確定のために行われる補完的な設計業務について、当該部分の工事着手前であれば、工事施工段階における設計行為もあり得るし、立場の異なる複数の設計者が実施設計等を分担して行う設計行為もあり得るとの認識に立つべきである。

1) 業務報酬基準（告示1206号）の見直し（標準業務内容）

○ 現在の業務報酬基準に定める「工事監理等」について、工事監理の充実の観点か

ら、以下の3つに区分して整理を行うべきである。この場合、工事施工段階で行われる設計行為のうち、工事施工段階で行うことに合理性がある設計業務については標準業務に位置付け、これも含めて「設計に関する業務」の業務量を算出すべきである。一方で、未確定の設計図書を補う設計行為は実施設計に包含されていると整理すべきであり、また、工事施工段階で行われる設計変更業務については追加業務として明確化すべきである。

- ・ 建築士法で定める工事監理業務（狭義の工事監理）
 - ・ 工事監理に附随するその他の業務（建築工事の契約に関する事務及び建築工事の指導監督）
 - ・ 工事施工段階で行うことに合理性がある設計業務
- これと併せて、「設計に関する業務」の標準業務とは、「建築主の要求や法適合性のみならず、施工の実現性も満たした実施設計図書を作成すること」と位置づけるべきである。加えて、これに不十分な設計図書を作成した場合については、業務量を補正することを業務報酬基準においても明示すべきである。
- さらに、現行の業務報酬基準における「工事監理等」のうち「(1) 工事監理」に示された「①設計意図を施工者に正確に伝えるための業務」、「②施工図等を設計図書に照らして検討及び承諾する業務」について、設計者が行う業務と工事監理者が行う業務に整理を行うべきである。
- こうした標準業務内容の見直しに併せて、建築士関係の団体により、いわゆる四会連合協定業務委託契約約款・業務委託書の見直しを行うことが望まれる。

2) 業務報酬基準（告示1206号）の見直し（標準業務量）

- 別添資料⑤を参考に、一定水準の工事監理を行う場合の業務量を実態調査により求め、これをもとに標準業務量を定めるべきである。

3) 工事監理のマニュアル（ガイドライン）の策定

- 工事監理業務における図書と工事の照合に関し、具体的な照合方法の詳細等について定めたマニュアル（ガイドライン）を、別添資料⑤を参考に策定すべきである。

4) 中間検査・完了検査申請書における工事監理の状況報告の充実

- これらの措置により、工事監理の水準が実態的に向上することを前提に、建築基準法における適合性を確保する観点から、中間検査・完了検査の際に提出される工事監理の状況報告書の記載を充実させるべきである。

5) その他の見直し

○ なお、これらの他に、

- ・ 建築士試験内容の見直しに際し、工事監理に関する出題を増加させる
 - ・ 建築士受験資格における実務経験見直しに際し、工事監理に資する実務を位置づける
- 等を検討すべきとの指摘があった。

業務報酬基準（告示1206号）の見直しについて

社会資本整備審議会答申のなかでは、業務報酬に関し、特に下請となっている構造設計や設備設計を担当する建築士は契約関係上弱い立場にあり、十分な報酬が得られない等の問題が生じているとの指摘がなされている。また、建築士法第25条に基づき、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（業務報酬基準）は、標準的な業務内容と業務量を示すものであるが、制定当時と比較して、業務内容が質・量ともに変化しており、また、業務量も専門分野別に対応したものとなっていないこと等から、業務実態に合わなくなってきたとの指摘がなされている。

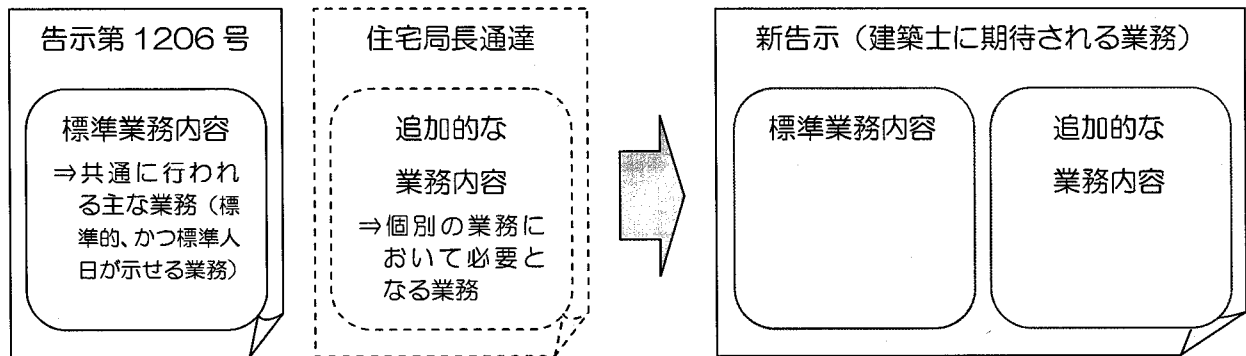
小委員会では、こうした指摘を踏まえ、建築士事務所における業務の適正化を担保するとともに、建築主にとっても委託する設計業務や工事監理業務の報酬決定に際しての目安となるよう、業務報酬基準の見直しについて議論を行い、見直しの方向性をとりまとめることとした。

1. 基本的考え方について

- 業務報酬基準の実効性を高める観点から、「建築主が容易に理解できる業務報酬基準体系とすること」を基本とし、業務報酬基準の見直しを行うべきである。

2. 標準業務内容の見直しについて

- 告示1206号と住宅局長通達を融合させ、業務量の略算表の対象となる「標準業務」と対象とならない「追加的な業務」（の例示）を明記する方式に見直すべきである。



【現行】

- 告示の中で標準業務内容が、通達の中で追加的な業務内容が明記。
- 通達が存在があまり知られておらず、追加的な業務が社会に認識されていない状況。

→ この結果として、設計変更等の追加的な業務が業務報酬に反映されていないとの不満の声が多い。

【見直しの方向性】

- 現在の告示と通達を融合させ、新告示の中で、標準業務内容と追加的な業務内容を明記。

- 四会連合協定業務委託契約約款・業務委託書との整合を図りつつ、別添資料⑥を参考に、告示の標準業務内容を修正する（契約書と報酬基準における標準業務の整合を図る）こととすべきである。併せて、追加的な業務の例示についても別添資料⑥を参考に修正すべきである。
- こうした標準業務内容の見直しに併せて、建築士関係の団体により、四会連合協定業務委託契約約款・業務委託書の見直しを行うことが望まれる。〔再掲〕

3. 業務量の略算表の見直しについて

- 業務量の略算表について、以下の方向で整理を行うべきである。
 - 1) 建築物の用途等による類別について〔別添資料⑦参照〕
 - ・ 戸建住宅を除き3類型となっている現行の類別について、施設類型を詳細化し、サンプル抽出、実態調査を行ったうえで、意匠・構造・設備の建物規模（床面積）に応じた業務量の挙動が概ね一致するものを、同じ類別として整理を行うこととする。
 - ・ 業務量の略算表について、意匠・構造・設備それぞれの実情に応じた補正を行え

るよう、こういった建築物について業務量の補正を行うのか、その考え方を示す。

2) 工事費の別を床面積の別に改めることについて

- ・ こういった類の建築物に関する標準的な業務量を示しているかを明確にするため、業務量の根拠となる建築物のイメージを、施設類型、補正要素の考え方を踏まえ、出来る限りわかりやすく示す。
- ・ なお、これまでの業務報酬基準との比較を行うため、工事費の別でも業務量が示せるように実態調査を行うとともに、これを併記することについても、実態調査の結果を踏まえ、検討する。

3) 構造・設備を区分して示すことについて

- ・ 設計・工事監理ともに、専門分化に対応して、意匠・構造・設備に分割するとともに、これらを統轄する業務についても業務量を示す方向で実態調査を行う。
- ・ なお、統轄する業務の取扱いについては、実態調査を踏まえ、検討する。

4. 業務報酬基準（告示1206号）における工事監理業務の充実について

- 別添資料⑤を参考に、一定水準の工事監理を行う場合の業務量を実態調査により求め、これをもとに標準業務量を定めるべきである。[再掲]

5. その他

- こうした見直しの方向性を踏まえ、業務報酬基準の実態調査を行ったうえで、業務報酬基準の改訂を行うべきである。なお、この場合、今回の改正建築基準法の施行に伴う業務量の影響についても考慮すべきである。また、業務量の示し方については、人日ではなく、詳細に人時で示す方向で検討すべきである。
- また、業務報酬基準は今後、定期的に見直しを行うべきであり、これに備え、業務実態（標準業務・追加的業務の業務量等）のデータ収集方法等について検討を行うべきとの指摘があった。国土交通省のみならず、建築士関係の各団体が積極的に実態調査を行い、業務実態の分析を行うことで、業務報酬基準が建築主にとってさらにわかりやすく、使いやすいものとなることを大いに期待するものである。

建築士事務所が加入する設計賠償責任保険の充実について

1. 現行の保険制度の課題

現行の建築士事務所が加入する設計賠償責任保険は、設計・工事監理業務に関する賠償事故をカバーするものであるが、保険料は設計料等（賠償責任額）の0.1%程度となっており、継続加入することで、加入期間中の設計・工事監理に起因する、加入期間中の賠償事故について保険金が支払われる仕組みとなっている。

しかしながら、保険金支払いの対象事故が、原則として建築物の滅失・毀損に限定されている（設計ミスが明白でも建築物に滅失・毀損が生じていない場合は支払われない）こと、近年、事故件数・保険金支払いともに増加し、保険収支が悪化し、保険料引き上げ等の措置が講じられていること、責任の範囲等が必ずしも明確でないものが多いこと、などの課題が指摘されている。

2. 今後の方向性

- 建築主保護の観点から、設計・工事監理契約締結前の重要事項の説明時に交付する書面や設計・工事監理契約締結時に交付する書面において、建築士事務所の賠償責任に関する保険についてその加入の有無を記載することを義務付けるべきである。
- 建築物の滅失・毀損に限定されている現行の保険の商品性の向上について、各団体とも協力の上、検討を進めるべきである。

大臣の指定する建築に関する科目(案)

分類	標準的な授業内容	標準的な科目の例	必要 単位数
建築設計 製図	建築物及び工作物等を設計したり施工したりするために、その形態、材料、構造などを決め、図面などに表示する演習等	図学、基礎製図、建築設計製図、建築 CAD 演習 等	
建築計画	単体建築物や空間の計画のもとになる人間の行動や意識と空間との相互作用に関するもの	建築計画、住宅計画、住宅地計画、建築防災計画、都市計画、地域計画、景観工学、建築意匠、建築史 等	
建築環境 工学	建築等の環境において人体の健康等に基づき影響を考察するもの	建築環境工学、建築音響学、建築音環境計画、建築光環境計画、建築熱環境計画、建築環境測定 等	
建築設備	建築物等に設けられる各種の環境形成・維持システムや、各種の利便設備、安全設備及びそれらを運転するために必要なエネルギー供給設備に関するもの	建築設備、建築設備理論、防災設備論、衛生工学 等	
構造力学	構造物の応力や変形を求める構造計算の基礎理論	構造力学、材料力学、土質力学、構造解析、振動解析、構造実験 等	
建築一般 構造	一般に建築物等を実態的に構築する方法に関するもの	建築一般構造、建築構法、構造計画、鉄骨構造、木構造、鉄筋コンクリート構造、耐震構造、建築防火工学 等	
建築材料	建築物及び工作物等に使用される材料及び仮設材に関するもの	建築材料学、建築材料計画、建築材料実験 等	
建築生産	建築又は建設の工事の実施及び建築生産に関するもの	建築施工、建築生産、建築生産管理、建築積算、建築経済学 等	
建築法規	建築物等に関する基準などを定めた法令及び建築行政に関するもの	建築法規、建築都市法規、建築行政 等	
その他	上記分類以外のその他建築に関するもの	建築情報処理演習、建築造形演習、測量学実習、ランドスケープ、建築職能論、建築倫理 等	
合 計			

(注) 対象外となる科目の例

交通計画学、上下水道工学、水理工学、河川工学、河川環境工学、海岸環境工学、港湾工学、鉄道工学、土木振動学、道路工学、橋梁工学、数理解析、情報処理、絵画、彫塑 等

指定科目の必要単位数について（案）

① 分野ごとの必要単位数等

	《一級建築士》	《二級・木造建築士》 大学・短大・高専の場合	《二級・木造建築士》 工業高校の場合
建築設計製図	(7単位以上)	(5単位以上)	(3単位以上)
建築計画	(7単位以上)	(7単位以上)	(2単位以上)
建築環境工学	(2単位以上)		
建築設備	(2単位以上)		
構造力学	(4単位以上)	(6単位以上)	(3単位以上)
建築一般構造	(3単位以上)		
建築材料	(2単位以上)		
建築生産	(2単位以上)	(1単位以上)	(1単位以上)
建築法規	(1単位以上)	(1単位以上)	(1単位以上)
上記の最低単位数	30単位程度	20単位程度	10単位程度
その他	適宜	適宜	適宜
合計最低単位数	<4年制大学> 60単位程度 <短大・高専> 40単位程度	<4年制大学・短大・高専> 40単位程度	<工業高校> 20単位程度

② 大学等の別による必要単位数等

	一級建築士の実務経験			二級・木造建築士の実務経験	
	2年	3年	4年	0年	3年
大学	60(30)	<50(30)>	<40(30)>	40(20)	
短大(3年)		50(30)	<40(30)>	40(20)	
短大(2年)			40(30)	40(20)	
高専			40(30)	40(20)	
工業高校					20(10)

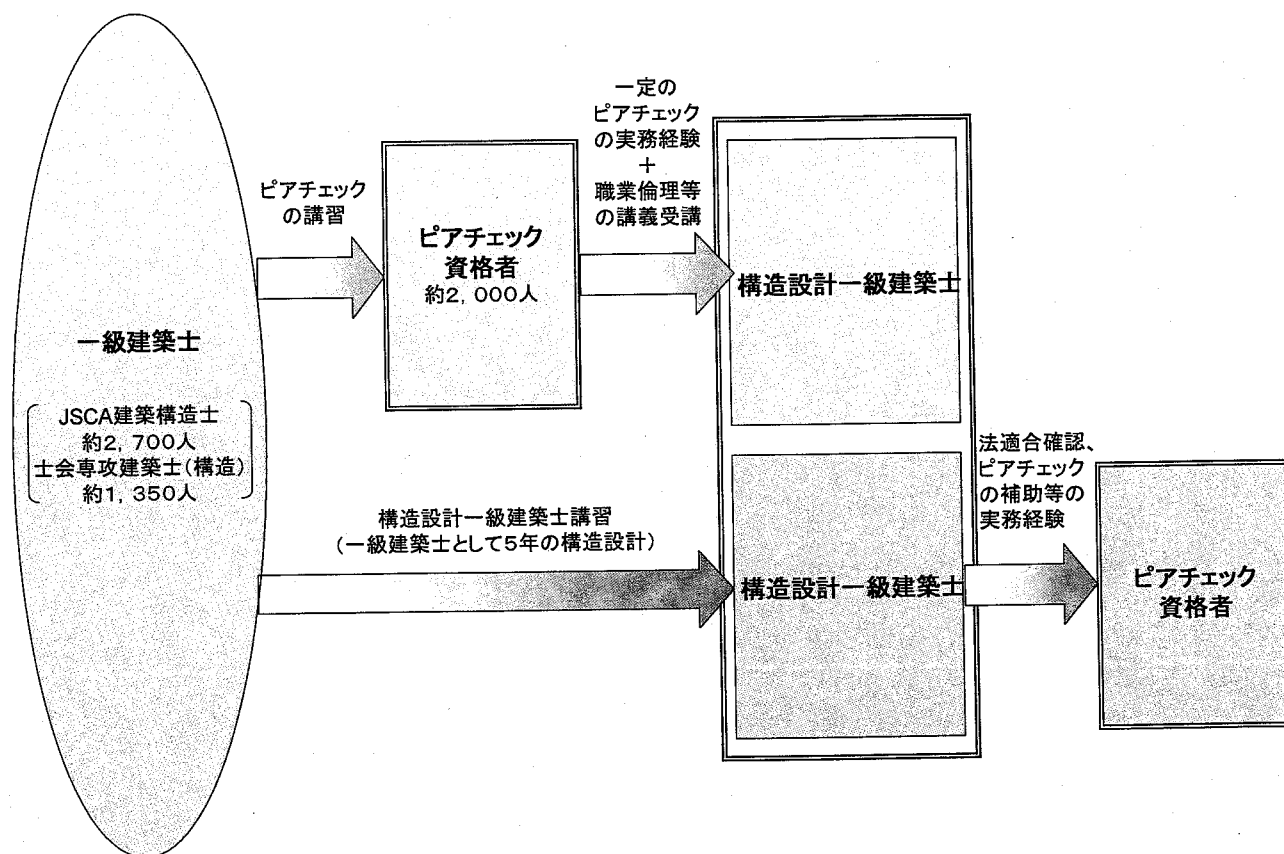
(注) < >書きは、同等認定を行う予定(国土交通大臣による同等認定)。

()書きは、その対以外の9分野の最低単位数を示し、内数である。

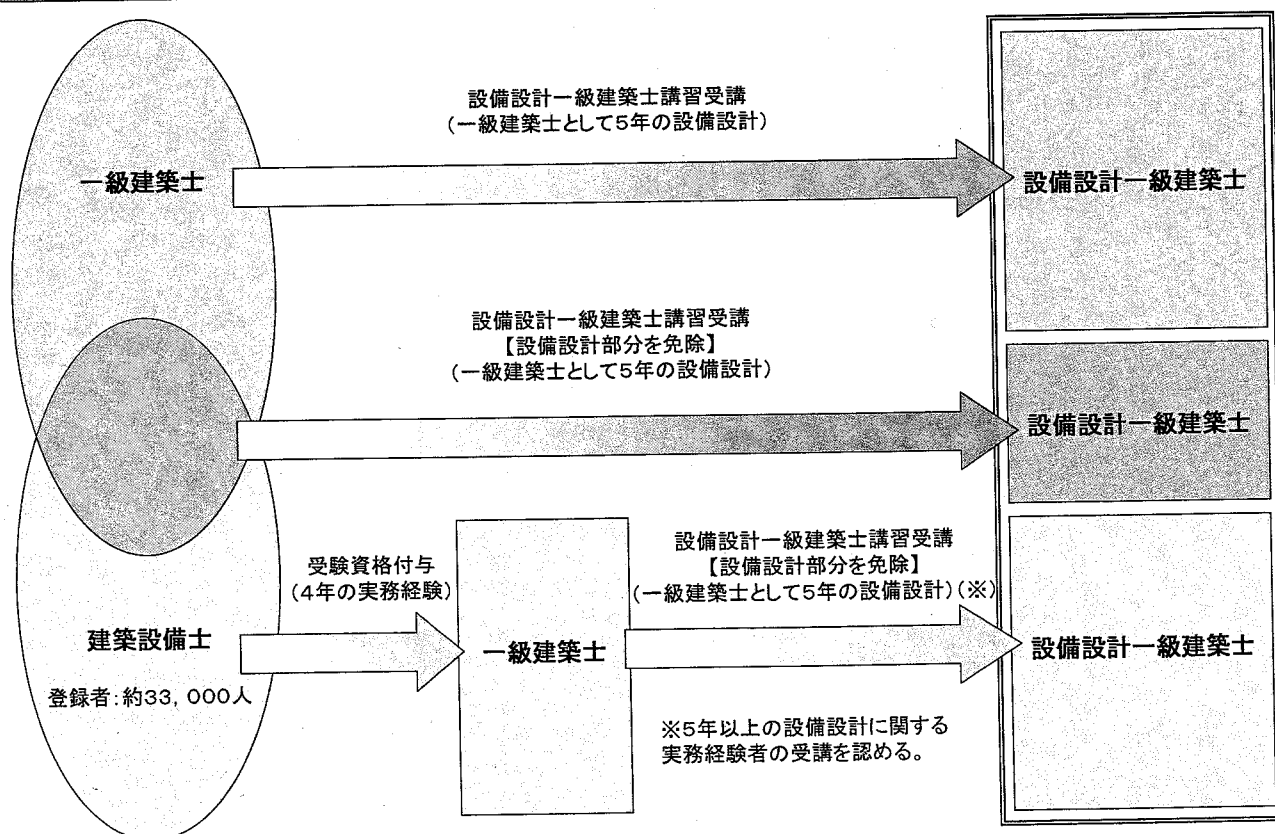
実務経験要件の新旧対照（案）

現行	変更（案）
①建築物の設計・工事監理、施工管理関連 ▽建築物の設計・工事監理…○ ▽建築物の施工管理 ・建築一式工事の施工管理…○ ・大工工事の施工管理…○ ・空調・換気設備、給排水衛生設備、電気設備又は防災設備の施工管理…○ ・型枠工事、鉄筋工事等の施工管理、鋼構造物関係の施工管理、その他の各部工事関係（屋根、防水工事、タイル工事等）の施工管理…○ ・建築材料・部品関係（カーテンウォール、サッシ等）の施工管理…○	①建築物の設計・工事監理、施工管理関連 ▽建築物の設計・工事監理…○ ▽建築物の施工管理 ・建築工事の施工管理…○ ・大工工事（造作工事等を除く。）の施工管理…○ （注：いずれも、設計図書・施工図等を作成するなど、こうした図書と密接に関わりを持ちつつ、建築物全体を取りまとめるものに限る。） ・型枠工事、鉄筋工事等の施工管理、鋼構造物関係の施工管理、その他の各部工事関係（屋根、防水工事、タイル工事等）の施工管理…× ・建築材料・部品関係（カーテンウォール、サッシ等）の施工管理…×
②建築積算関連…○（単なる計算業務を除く。）	②建築積算関連…○（単なる計算業務を除く。）
③建築士のその他業務関連等 ▽ 建築士法第 21 条で規定する建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査又は鑑定及び建築に関する法令又は条例に基づく手続の代理等の業務…○ ▽営業関連（建築に関するセールスエンジニア）…○	③建築士のその他業務関連等 ▽ 建築士法第 21 条で規定する建築工事契約に関する事務、建築物に関する調査又は鑑定及び建築に関する法令又は条例に基づく手続の代理等の業務…× ▽ 建築士法第 21 条で規定する建築工事の指導監督、耐震診断等に関する業務…○ ▽営業関連（建築に関するセールスエンジニア）…×
④官公庁での建築行政・営繕 ▽建築行政…○ ▽建築確認…○ ▽建築営繕…○ ▽都市計画関連 ・都市計画コンサルタント…○ ・区画整理事業補償（建築に係る業務）…○	④官公庁での建築行政・営繕 ▽建築行政…× ▽建築確認…○ ▽建築営繕…○ ▽都市計画関連 ・都市計画コンサルタント…× ・区画整理事業補償（建築に係る業務）…×
⑤建築（工）学関係大学院での建築に関する研究 …条件付きで（課程修了者、研究テーマ、指導教官の証明等）○	⑤建築（工）学関係大学院での建築に関する研究 …通常の大学院での研究×。ただし、設計・工事監理に関する業務についての実務訓練と同等となる内容を充足している教育…○

必要となる技術者の確保のための措置(構造)



必要となる技術者の確保のための措置(設備)



工事監理業務の具体的内容(木造戸建住宅以外の場合)

工事区分	項目	工事監理要領	工事監理内容	備考
① 工事着工前及び当初業務	設計図書	設計図書の検討	設計図書の説明(特に設計上重要な事項)	設計者との打合せ
	※(工事施工体制)	書類の受理・確認	施工計画書(安全・衛生・近隣公害への考慮)、総合工程表(関連工事との調整)、見積内訳明細書、工事着手届、現場代理人、主任技術者届、現場員配置届、下請リスト等	建築主への提出
② 工事期間中の共通業務	総合打合せ会	打合せ会出席(随時)、記録の受理	部分工程、各工事間の調整	着工時には工事監理に関する業務の実行方式についての確認
	官庁検査	検査立会	中間検査、竣工検査	
	※(工事報告書)	報告書の受理	出来高、工事内容、検査、打合内容	建築主への提出
	※(工事費請求)	書類の受理・確認	出来高調書、請求書	建築主への提出
	竣工検査	検査及び検査立会い	建築主	建築主検査・立会い
	引き渡し関係書類	書類の受理・確認	竣工検査願、竣工届、引き渡し書	
	引き渡し	引き渡し立会い		
	監理業務完了報告書	書類の提出		建築主へ提出
	※(設計変更)	設計変更の指示、見積書の受理	建築主と打合せ、設計図書、指示書	設計者との打合せ
③ 仮設工事	施工計画	施工計画書の受理	仮設計図書(敷地境界、仮囲い、ベンチマーク、足場、揚重機、仮設建物、仮設動力等)、安全・衛生・近隣公害対策、関連工事との調整	
	なわ張り	検査立会い・確認	建築基準線と敷地境界線との距離・角度、建物の大きさ、方位	
	ベンチマーク	検査立会い・確認	位置、高さ(設計GLとの関係)築造方法(沈下・移動防止)、養生	周辺構築物(沈下・移動のない物)に予備のベンチマークを設けておく
	遣り方	検査立会い・確認	高さ(設計GLとの関係)柱芯、壁芯、敷地境界との関係、逃げ墨	
	仮囲い足場	—	—	—
④ 土工事	施工計画	施工計画書の受理・助言	[山止め]工法、構造計算、施工図(建築外壁線・柱・梁との関係)、計測管理計画 [根切り]工法、施工図 [排水]工法、施工図	
	山止め	検査・測定記録の受理・確認	山至架構の施工精度、山止め壁の変形、切りばりの軸力、周辺地盤、建物・埋設管の沈下	
	根切り	検査立ち合い・確認、根切り深さの変更の有無の指示	基準高からの深さ、平面形状、根切り底の土質確認(直接基礎の場合、支持地盤の有無確認)	
	埋め戻し、盛土	検査立会い・確認(ぬきとり)	埋め戻し土、締め固め状況	
⑤ 地業工事	施工計画	施工計画書の受理・承諾	杭配置図、杭頭処理法 [既成杭]杭打ち工法、支持力の算定法 [場所打ち杭]掘削工法、スライムの処理方法、コンクリートの調合、鉄筋かごの組立て・継手方法	設計条件を満足し、近隣公害対策を配慮した適正工法の選定
	施工業者選定	選定案の受理・確認	経歴書、施工実績、溶接工の資格	施工及び管理能力を有する業者の選定
	杭材料	検査立会い・確認(ぬきとり)、検査記録の受理・確認	[既成杭]杭材の規格、JIS マーク、径と長さ、製造年月日 [場所打ち杭]鉄筋の規格・径・長さ、コンクリートのスランプと圧縮強度	
	試験杭	試験杭の立ち合い・確認、記録の受理・確認、変更の有無の指示	[既成杭]打ち止り深さ、支持力 [場所打ち杭]支持層の探さ	

工事区分	項目	工事監理要領	工事監理内容	備考
⑤地業工事	本杭	施工記録の受理・確認、変更の有無の指示	杭の位置と深度、障害物の有無 〔既成杭〕最終貫入量、リバウンド量、推定支持力、杭体破損の有無 〔場所打ち杭〕孔径、深さ	設計支持力を満足するための最終貫入量（既成杭）と支持地盤（場所打ち杭）の確認
	載荷試験計画	計画書の受理・承諾	載荷装置、載荷重、載荷方法、試験杭・反力杭の位置	設計図書に指示ある場合
	載荷試験	試験立ち会い・確認、試験記録の受理・確認、変更の有無の指示	降伏荷重、極限荷重、支持力	
	杭頭処理	杭頭処理の検査・確認（抜き取り）	基礎中へのアンカー方法	
	直接基礎の地業	—	—	
⑥鉄筋コンクリート工事	コンクリート施工図	施工図の受理・承諾、断面・位置変更の有無の指示	階高、スパン、基礎・柱・梁・床板・壁等の位置と寸法、開口部の位置と寸法、貫通孔・埋め込み器具・アンカーボルト・インサート・差し筋の位置と寸法、防水立ち上りの納まり、外壁伸縮目地の位置と寸法、屋根床板の勾配、木レンガの位置、建築図（仕上げしろ）・構造図（必要断面）・設備図（配管、ダクト、機器）との照合による増し打ち・断面大損・躯体位置変更等の有無接計	建築図、構造図、整備図との照合
	型枠工事施工計画	施工計画書の受理・承諾	型枠材料、存置期間	躯体精度を確保する型枠構成と所要コンクリート強度発現までの存置期間
	配筋要領図	配筋要領図の受理・承諾	基礎・柱・梁・床板・壁等の鉄筋種別・径・長さ・位置・間隔・本数・継手位置、継手長さ、ベンド位置、定着長さ、フックの形状、被り、開口、貫通孔廻りの補強筋の径・長さ・本数・柱と梁取合部（パネルゾーン）等重要部位の配筋納まり	配筋要領図の作成
	コンクリート工事施工計画	施工計画書の受理・承諾	〔製造工場〕JIS表示許可の有無 〔調合〕調合強度、有害成分の対策、計画調合表 〔打ち込み〕締め固め方法、打ち継ぎ位置、養生方法 〔試験〕テストピース採取要領（採取位置、個数、養生方法）、圧縮試験要領、スランプ、空気量・比重の現場試験要領	設計強度を満足し、ワーカビリティが良く、収縮率の低いコンクリート調合とジャンカ・コールドジョイントのない密実なコンクリート打ち込み方法
	鉄筋・型枠の材料	鉄筋の証明書・試験記録の受理・確認	〔鉄筋〕JIS規格証明書、試験記録	
	配筋	検査立ち会い・確認（抜き取り）	鉄筋径・位置・間隔・本数・定着位置と長さ、継手の位置と長さ、被りとスペーサー位置、スターラップ・フープの位置と形状、ベンド位置、フックの形状、差筋・補強筋の位置と本数、結束と保持 〔圧接〕圧接工の資格、圧接面の処理、圧接位置、コアの形状	
	圧接試験	試験記録の受理・確認	引っ張り強度（切断部位置）	
	墨出し	検査立ち会い・確認（抜き取り）	基準墨	
	型枠組み立て解体	検査立ち会い・確認（抜き取り）	〔組み立て〕基礎・柱・梁・壁・床接の位置と寸法 〔解体〕存置期間	躯体精度を確保する型枠構成と、所要コンクリート強度発現までの存置期間の確認
	コンクリート打ち込み	—	—	
	コンクリート試験	試験記録の受理・確認	軽量コンクリートの比重、圧縮強度	
	打ち上りコンクリート	コンクリートの検査（抜き取り）、補修方法の承諾	表面状態・補修場所・補修方法	
事 骨 ⑦ 工 鉄	製作工場選定	選定案の受理・承諾	経歴書、施工実績、工場規模、所有設備、生産能力、管理能力、溶接工、製品運搬経路	施工および管理能力を有する工場選定

工事区分	項目	工事監理要領	工事監理内容	備考
	工場製作要領	要領書の受理・承諾	製作工程、管理体制、鋼材、高力ボルト、溶接棒の種類と使用部位、現寸要領、加工・組み立て方法、溶接方法、各種検査要領、錆止め塗装、記号	鉄骨の品質を確保するための製作・管理・検査方法の決定
	材料	証明書・試験記録の受理・確認	鋼材・高力ボルトの JIS 規格証明書、試験記録	
	溶接工技量付加試験(溶接部の重要度が高い場合)	試験立ち会い・確認	溶接姿勢、溶接部の目視・非破壊試験曲げ・引っ張り試験	
	工作図	工作図の受理・承諾	建物の基準線と鉄骨基準線との関係、スパン、階高等の基準寸法、柱・梁・筋違い等の位置と断面寸法、継手位置と部材間のクリアランス、アンカーボルトの材種・径・長さ・位置、本数、高力ボルトの材種・径・本数、ボルト孔の径・間隔・へりあき、溶接記号と溶接部の形状・寸法、接合部の詳細寸法、鉄筋貫通孔の位置・径、設備配管貫通孔・コンクリート充填孔の位置・形状・寸法・補強、その他工事(内外装・建具等の下地との取り合い)との関連、キャンパーの大きさ、各部材の使用材種、部材記号	仕上げ工事・設備工事との関連及び仮設金物の取り付け等について確認する
	現寸図(必要力所のみ)	検査立ち会い・確認(抜き取り)	現場用と現寸図用のスチールテープ照合、建物基準線と鉄骨基準線との関係、スパン、階高等の基準寸法、柱・梁・筋違い等の位置と断面寸法、継手位置と部材間のクリアランス、アンカーボルトの材種・径・長さ・位置・本数、高力ボルトの材種・径・本数・ボルト孔の径・間隔・へりあき、溶接記号と溶接部の形状・寸法、接合部の詳細寸法、鉄筋貫通孔の位置・径、設備配管貫通孔・コンクリート充填孔の位置・形状・寸法・補強、その他工事(内外装・建具等の下地との取り合い)との関連、キャンパーの大きさ、各部材の使用材種、部材記号、現寸図作成力所	工作図と照合
	製品	検査立ち会い・確認(抜き取り)、検査記録の受理・確認	鉄骨業者の社内検査結果確認、各部材の加工精度(階高・部材長さ・材断面・仕口の寸法・水平・垂直・角度、曲り・ねじれ・まくれの有無)、溶接部目視検査(アンダーカット・ピット・オーバーラップ・ビードの不整・すみ肉の脚長不足・突き合わせの余盛り不足・われ・クレーター・スラグ除去不良の有無)、溶接部非破壊検査(ブローホール・溶け込み不足・われ・スラグ巻き込み等の有無)、高ボルト摩擦面の処理、各種貫通孔の位置と寸法、錆止め塗装、部材記号	寸法精度と仕上げの程度の確認
	現場施工計画	計画書の受理・承諾	建方順序、アンカーボルトのセット方法、建方補強方法、本締めボルトの施工と検査方法、現場溶接の施工と検査方法	
	建方	検査立ち会い・確認(抜き取り)	アンカーボルトのセット状況、柱・梁の位置と方向、仮締めボルトの本数、建方補強、歪み直し、建入れ測定	
	高力ボルト接合	検査立ち会い・確認(抜き取り)、検査記録の受理・確認	本締め後のトルク値	
	現場溶接	検査立ち会い・確認(抜き取り)、検査記録の受理・確認	溶接部目視検査(アンダーカット・ピット・オーバーラップ・ビードの不整・すみ肉の脚長不足・突き合わせの余盛り不足・われ・クレーター・スラグ除去不良等の有無)、溶接部非破壊検査(ブローホール・溶け込み不足・われ・スラグ巻き込み等の状況)	
ツク⑧ コンクリート 工事	施工図	施工図の受理・承諾	材種、寸法、割り付け、控え壁・開口部・貫通部の位置・補強、基礎・躯体との定着	特に補強筋と充てんモルタルの効果に注目
	施工要領書	施工要領書の受理・承諾	1日の積み上げ高さ、検査要領	
	検査	—	—	目視による

工事区分	項目	工事監理要領	工事監理内容	備考
⑨ ALC及び有孔PCコンクリート板工事	施工図	施工図の受理・承諾	割り付け、躯体との取り付け、開口部まわりの補強、モルタル充填	特に層間変位への追随性、漏水に対する対応に注目
	施工要領書	施工要領書の受理・承諾	取り付け、モルタル充填、検査要領	
	検査	—	—	必要により溶接部の非破壊試験
⑩ 木工事	施工図	施工図の受理・承諾	躯体との取り付け、取り合い	
	施工要領書	—	—	
	検査	—	—	目視による
⑪ 防水工事	施工図	施工図の受理・承諾	材種ごとの防水保護層・下地との納まり(防水層貫通部、防水層立ち上り部、防水端部、出隅・入隅部、シーリング部、エクspansion部、ドレイン等取り付け部、伸縮目地部など)	
	施工要領書	施工要領書の受理・承諾	重要部位・重要作業ことの工法・養生・検査要領(次項「検査」の内容に同じ)	
	下地検査	検査記録の受理・確認	下地の平坦度・水勾配・乾燥・作業面および周辺環境の清浄程度	
	防水層施工と仕上り	検査記録の受理・確認	出隅・入隅部、立ち上り部、端末部、取り付け品まわり、防水層貫通部、シーリング部、目地部	
	水張り試験	試験記録の受理・確認	防水層の漏水	必要により水張り試験
⑫ 石工事	施工図	施工図の受理・承諾	緊結方法、取り付け金物、防錆	
	施工要領書	—	—	
	検査	—	—	目視による
⑬ タイル工事	施工図	施工図の受理・承諾	伸縮目地、特殊部分の取り付け金物	
	施工要領書	—	—	
	検査	—	—	目視および叩きによる
⑭ 屋根及び樋工事	施工図	施工図の受理・承諾	主要部(軒・棟・けらば、谷)、壁・樋などとの取り合い、仕上げ材・下地材の躯体への取り付け、防錆・防食・シーリング	
	施工要領書	—	—	
	検査	—	—	目視による
⑮ 金属工事	施工図	施工図の受理・承諾	部材寸法、部材相互・躯体との固定、防錆・防食	
	施工要領書	—	—	
	検査	—	—	目視による
⑯ 左官工事	施工図	施工図の受理・承諾	縁型など特殊部分、異種下地との接合部	
	施工要領書	—	—	
	検査	—	—	目視による
⑰ 木製建具工事	施工図	施工図の受理・承諾	取り付け方法	
	検査	—	—	
⑱ 金属製建具工事(金属カーテンウォールシャッターを含む)	施工図	施工図の受理・承諾	取り付け金物との取り合い、躯体との取り合い	
	施工要領書	施工要領書の受理・承諾	躯体との取り付け方法、検査要領	
	製品検査	検査記録の受理・承諾	防水性能、取り付け部材	
	取り付け検査	—	—	目視による

工事 区分	項目	工事監理要領	工事監理内容	備考
①9 PCカー テンウオール 工事	施工図	施工図の受理・承諾	躯体との取り合い、接合部の取り合い、シーリング	特に層間変位への追 随性、漏水に対する 対応に注目
	製作要領書	製作要領書の受理・承 諾	製作工程、管理体制、形枠、配筋、コンクリート強度、 取り付け金物、検査要領	
	製品検査	検査記録の受理・承諾	寸法、鉄筋被覆、表面仕上げ	
	施工要領書	施工要領書の受理・承 諾	躯体との取り付け方法、検査要領	
	取り付け検査	—	—	目視による
②0 ガラス 工事	施工要領書	—	—	
	取り付け検査	—	—	目視による
21 工事 塗装	施工要領書	—	—	
	検査	—	—	目視による
工事 その他	類似の項目区分に準じて その都度定める			

注 1) 出典：「建築の工事監理」社団法人 日本建築士会連合会

付 1. 工事監理業務のモデルより抜粋

注 2) 設備工事の工事監理業務内容を含め、今後精査が必要である。

工事監理業務の具体的内容(木造戸建住宅の場合)

工事区分	項目	工事監理要領	工事監理内容	備考
①着工前	建築主との工事監理実施計画の協議	協議 作成及び確認	・工事監理実施計画の協議 ・工事監理実施計画書の作成	建築主立会 建築主確認
	設計意図把握のための業務	設計図書確認	・設計図書の確認	
②着工時の確認	着工時の敷地、建物位置及び高さ	立会(目視及び計測) 立会(目視及び計測) 立会(目視及び計測) 立会(目視及び計測)	・敷地形状、境界の確認 ・方位の確認 ・建築物の敷地内の位置の確認 ・前面道路中心線からの地盤高さの確認	建築主立会 建築主立会
	地耐力	立会又は調査報告書確認	・データの出所と確認	
	擁壁の設置状況の確認	立会(目視)		
③基礎配筋時の確認	地業	立会(目視及び計測)	・地業、形状、寸法、配置の確認	
	基礎配筋	立会(目視及び計測) 立会(目視及び計測) 立会(目視及び計測) 立会(目視及び計測)	・基礎形状、寸法、配置の確認 ・基礎配筋、床下換気口周りの補強の確認 ・鉄筋・アンカーボルトの材質の確認 ・アンカーボルトの位置・本数の確認	
	床下換気と床下防湿	立会(目視) 立会(目視)	・床下換気口又はこれに代わるものの確認 ・床下防湿方法の確認	
④屋根荷重が構造躯体にかかった時点の確認	土台	立会(目視) 立会(目視) 立会(目視)	・アンカーボルトの緊結及び継手等の確認 ・土台の品質・樹種・形状・寸法の確認 ・防腐・防蟻措置の確認	
	耐力壁の壁量	立会(目視及び設計図書の照合)	・耐力壁の位置・長さ・規格の確認	
	構造材(柱・横架材、小屋組等)	立会(目視) 立会(目視)	・品質・樹種・形状・寸法の確認 ・構造耐力上支障のある断面欠損の有無の確認	
	筋かい等	立会(目視) 立会(目視) 立会(目視)	・配置、品質・樹種・形状・寸法の確認 ・構造耐力上支障のある断面形状の有無の確認 ・代替工法(構造用合板等)の場合の確認	
	接合方法(継手・仕口)	立会(目視)	・接合部、継手・仕口の適・不適の確認	
	使用接合金物の敵・不適	立会(目視)	・使用接合金物の敵・不適の確認	
	構造用木材の含水率	立会(計測)又は材料メーカーの品質保証確認(納品時)	・構造用木材の含水率の確認	
	建物高さの再確認	立会(目視及び計測)	・道路斜線・隣地斜線・北側斜線の照合	
⑤仕上げ前の下地の確認	軒裏、外壁	立会(目視)	・防火上の措置の確認	
	壁体内結露防止対策	立会(目視)又は工事施工者からの検査書等の確認	・壁体内部結露防止対策の確認	
	屋根(バルコニー)・外壁・防水・開口部・シーリング状況	立会(目視) 立会(目視)	・屋根(バルコニー)・下地材料・形状の確認 ・外壁・防水・開口部・シーリング状況の確認	
	軸組防腐・防蟻処理	立会(目視)又は工事施工者からの検査書等の確認	・軸組の防腐・防蟻処理の確認	
⑥設備類の確認	設備類の確認	立会(目視)又は工事施工者からの検査書等の確認 立会(目視)又は工事施工者からの検査書等の確認	・排水管の排水状況の確認 ・排気管の排気状況の確認(室内の煙突工事を伴う場合)	
⑦工事完了の確認	開口部	立会(目視)	・防火設備の種類の確認	
	シーリング状況の確認	立会(目視)	・シーリング状況の確認	
	設計内容の最終確認	立会(目視と設計図書と照合)	・設計図書との照合	

工事 区分	項目	工事監理要領	工事監理内容	備考
	不具合工事の有無	立会(目視)	・不具合工事の有無の確認	建築主立会
	官公庁等の検査の立会い等	立会	・官公庁等の検査の立会い等	
⑧ 工事監理業務完了手続き	工事監理業務完了の手続き	立会 工事監理報告書提出	・工事請負契約の目的物の引渡し立会い ・工事監理報告書等の提出	建築主立会 建築主へ提出

注 1) 出典：「工事監理調査委員会報告書」財団法人 日本建築センター
2-4. 工事監理業務項目（案）（別表）より抜粋

注 2) 設備工事の工事監理業務内容を含め、今後精査が必要である。

標準業務内容、追加的な業務の例示の構成案

標準業務内容（案）

1. 設計に関する業務

(1) 基本設計に関する業務

【定義】 建築主から提示された要求条件を設計条件に置き換えたうえで、建築物の平面と空間の構成、各部の寸法や面積、建築・設備として備えるべき機能、主な使用材料や設備機器の種別と品質、予算とのバランス等を検討し、それらを総合して建築物の内外のデザインを立案し、基本設計図書としてまとめる業務

ア) 設計条件の整理

- ① 条件整理
- ② 条件変更等の場合の措置

イ) 法令上の諸条件の調査・打合せ

- ① 法令上の諸条件の調査
- ② 建築確認申請に係わる打合せ

ウ) 上下水道・ガス等の供給状況の調査・折衝

エ) 基本設計方針の策定

- ① 総合検討
- ② 基本計画案の策定と建築主への説明等

オ) 基本設計と基本設計図書の作成

- ① 基本設計（詳細な検討）
- ② 基本設計図書の作成

カ) 工事費概算書の作成

キ) 基本設計内容の建築主への説明等

(2) 実施設計に関する業務

【定義】 設計意図を専門的知識及び技術をもって具体化し、施工者がそれを正確に理解し得る形の情報にしていくための作業を行い、その結果を実施設計図書（建築・構造・設備・外構の図面・仕様書及び計算書から成り、互いに補い合って施工者が施工すべき建築物及びその細部の形状・寸法、構成材料・機器等の種別・品質、工法、施工に関する情報を具体的に表現したもの）としてまとめる業務

ア) 建設意図と要求条件の確認

- ① 建築主の建設意図と要求条件の確認
- ② 条件変更等の場合の協議

イ) 法令上の諸条件の調査

ウ) 官公庁との打合せ・折衝

- ① 建築確認申請に係わる打合せ等

エ) 実施設計方針の策定

- ① 総合検討
- ② 実施設計のための基本事項の確定
- ③ 実施設計方針の承認

オ) 実施設計と実施設計図書の作成

((3)に揚げるものを除く。)

- ① 実施設計（技術的な検討）
- ② 実施設計図書の作成
- ③ 建築確認申請図書の作成

カ) 工事費概算書の作成

キ) 実施設計内容の建築主への説明等

(3) 工事施工段階で行うことに合理性がある実施設計に関する業務等

- ① 設計意図及び設計内容を正確に伝えるための質疑応答等の業務

- ② 工事施工段階において必要となる実施設計に関する業務

（工事施工段階で設計を行うことに合理性があるもの（工事材料・設備機器及び仕上げ見本等）に関する検討・実施設計図書の作成等）

2.工事監理に関する業務

ア)工事監理業務方針の協議等

- ①工事監理方針の協議
- ②工事監理方針変更の場合の協議
- ③施工者との協議等

イ)設計意図の把握等のための業務

- ①設計図書の検討
- ②質疑書・提案書の検討・報告

ウ)施工図等を設計図書に照らして検討及び承認する業務

- ①施工図等の検討・承認

エ)工事の確認及び報告

- ①工事と設計図書・工事請負契約との照合・確認・報告
- ②工事の完了検査等

オ)官公庁等の検査の立会い等

カ)監理業務完了手続き

- ①工事請負契約の目的物の引渡しの立会い
- ②工事監理報告書等の提出

3.工事監理に付随するその他の業務

ア)施工計画の検討、助言

イ)請負代金内訳書・工程表の承認

ウ)工事費支払いの審査

- ①工事費支払い請求の審査
- ②最終支払い請求の審査

追加的な業務の例示(案)

1. 調査・企画等設計前業務

- (1) 建設プロジェクト企画に係わる条件の調査、把握、手続き等
- (2) 事業計画・維持管理計画についての調査・検討
 - ① 共同事業などの事業推進ルール作成
 - ② テナントリーシングへの協力
 - ③ 管理区分の検討及び維持管理計画の立案
 - ④ その他の事業計画・維持管理計画に関する業務
- (3) 建設プロジェクト企画案の作成
 - ① 敷地利用計画についての調査・検討
 - ② 施設計画についての調査・検討・建築設計ブリーフの作成
 - ③ 建設プロジェクト企画資料の作成
 - ④ 工事費略概算書の作成
 - ⑤ 建設プロジェクト日程計画の作成
 - ⑥ その他の建設プロジェクト企画案に関する業務
- (4) 既存建物、敷地及び周辺に関する調査等
 - ① 敷地測量・地盤調査又はそれに関する立案等
 - ② 既存建物・インフラ・設備等の調査及び図化・資料化
 - ③ 地域環境調査及び環境への影響に関する調査
 - ④ その他の敷地及び周辺に関する調査業務
- (5) ワークショップへの出席・準備
- (6) プロポーザル・コンペティション等に係る業務
- (7) その他特別な調査や資料の作成(例:埋蔵物調査、電波障害調査など)

2. 設計周辺業務及び関連業務

- (1) 設計一般に係わる追加的な業務
 - ① 近隣構造物の調査又はそれに関する指導・助言
 - ② 与条件の変更に伴う設計変更(施工段階に行われるものを含む)
 - ③ 特殊技術の開発
 - ④ 別途発注工事との調整に係る業務
 - ⑤ 防災に関する評価、評定
 - ⑥ 敷地特性(傾斜地、崖地、軟弱地盤等)により増加する業務
 - ⑦ 省エネルギー対策への対応業務
 - ⑧ 建築物総合環境性能評価システムを用いた建築物の格付け評価業務
 - ⑨ 竣工後の建物性能を検証する業務
 - ⑩ その他設計一般に関する業務で標準業務内容に含まれない業務
- (2) 構造設計に係わる追加的な業務
 - ① 土質調査・構造試験等に関する指導・助言
 - ② 構造評価、評定に係る業務
 - ③ その他特殊な解析及び特殊な構造設計

例)

- ・時刻暦解析等を伴う高度な構造設計の仕様の検討及び構造設計(超高層、免震、制震等)
- ・特殊荷重の調査と設計条件への組み入れ及び構造設計(政令・学会指針等にはない特殊の荷重、巨大な重量、特殊な振動体、移動荷重等)
- ・構造体に特殊な効果が求められるものの仕様の検討及び構造設計(熱環境対策、電磁・放射線等の遮断対策、微振動の遮断対策等)
- ・特殊な地盤解析、風力解析
- ・建築基準法施行令第80条の3に規定される土砂災害特別警戒区域における居室を有する建築物の構造方法、同令第138条に指定する工作物

(3) 設備設計に係わる追加的な業務

- ① インフラ整備に関する調査・折衝等
- ② その他の特殊設備等により増加する業務

例)

- ・舞台装置、情報通信網、搬送設備等を伴う設計業務
- ・太陽光、風力、排熱利用等を利用した設計業務
- ・建物の耐震性能に伴う高度設計・免震設計業務等
- ・省エネルギー(環境負荷削減)対策を伴う設計業務
- ・シミュレーションツールによるエネルギー消費量検証業務
- ・ビルディング(エネルギー)マネジメントシステムの設計業務
- ・更新性能対策により増加する業務
- ・ランドスケープ、インテリアのライトアップ等の演出照明設計業務
- ・高度映像システムの構築、音響解析を要する高度の設計業務

- ・コンピューターシステム、高度情報通信網の構築及び設計業務
- ・電源安定性、空調信頼性等の設計業務
- ・設備の災害対策・信頼性能・バックアップ対策(BCP機能)を伴う設計業務
- ・高度な防災機能を要求される設備設計業務
- ・自然採光シミュレーション検証業務
- ・監視機能(快適・利便性能)対策を伴う設計業務
- ・体感温度、標準有効温度等による室内環境設計業務
- ・自然換気方式採用に伴うシミュレーション検証業務
- ・3次元熱流体解析手法を用いた検証業務
- ・大空間、ガラス外壁などに対する環境設計業務
- ・クリーンルーム、恒常恒湿、冷蔵冷凍等の高度技術を要する設計業務

(4) 法令上の諸条件の調査・手続き等の追加的な業務

- ① 建築確認申請手続きの代行(建築確認申請図書の作成は標準業務内容に含む)
- ② 特別の法令上の手続き(都市計画法、消防法、バリアフリー法等による通常の建築確認申請以外の法令手続き及び総合設計制度等の建築基準法令に基づく特別な手続きを含む)
- ③ 計画変更確認申請図書の作成及び申請手続き(申請手数料は別途)
- ④ その他の評価・補助金・認定・許可・認証申請報告等の業務

(5) 通常の建築設計業務以外の設計業務

- ① 土木設計・ランドスケープデザイン等
- ② 音響設計
- ③ 特別なインテリアデザイン
- ④ その他の通常の建築設計以外の設計業務

(6) その他の追加的な業務

- ① 工事費内訳明細書・数量調書の作成
- ② 透視図・模型等の作成
- ③ パンフレット・モデルルーム対応
- ④ 設計変更に伴う工事費変更の検証
- ⑤ 設計図書等の電子データ納品
- ⑥ コンストラクションマネジメント業務
- ⑦ ファシリティマネジメント業務
- ⑧ その他の設計周辺業務で標準業務内容に含まれない業務

3. 工事監理周辺業務及び関連業務

(1) 工事監理に係わる追加的な業務

- ① 別途発注関連工事の調整を行う業務
- ② 部分使用・部分引き渡しの手続きを行う業務
- ③ 現場に常駐して行う工事監理のために増加する業務
- ④ 工期及び工区を分割するために増加する業務

(2) その他の追加的な業務

- ① 見積徴収事務への協力及び見積書内容の検討
- ② 代替案(VE)の評価
- ③ 竣工図の作成
- ④ その他の工事監理周辺業務で標準業務内容に含まれない業務

注) 上記の追加的な業務の例示(案)に関しては、今後精査が必要である。

用途等による類別及び難易度

1. 『別表第1 建築物の用途等による類別』の見直しに向けた実態調査の方向性

類型	建築物の用途等
第1類	工場、車庫、市場、倉庫等
第2類	体育館、観覧場、学校、研究所、庁舎、事務所、駅舎、百貨店、店舗、共同住宅、寄宿舍等
第3類	銀行、美術館、博物館、図書館、公会堂、劇場、映画館、集会所（オーディトリウムを有するものに限る。）、ナイトクラブ、ホテル、旅館、料理店、放送局、病院、診療所、複合建築物等
第4類	1 戸建住宅（一般的な戸建住宅を除く。）
	2 一般的な戸建住宅

【現行の類別】



建築物の施設類型	建築物の代表的な用途例
①物流施設	・ 倉庫、立体駐車場等
②生産施設	・ 一般組立工場、化学工場、薬品工場等
③運動施設	・ 体育館、武道館、屋内プール等
④行政施設	・ 合同庁舎、議事堂、警察署、消防署等
⑤業務施設	・ 事務所、銀行、放送局等
⑥商業施設	・ 店舗、百貨店、ショールーム等
⑦共同住宅	・ 賃貸共同住宅、社宅、分譲共同住宅等
⑧教育施設	・ 幼稚園、小・中学校、高等学校等
⑨専門的教育・研究施設	・ 大学、専門学校、研究所等
⑩宿泊施設	・ ホテル、旅館、保養所等
⑪医療施設	・ 病院、診療所、高度医療施設等
⑫福祉・厚生施設	・ 老人ホーム、老人保健施設、福祉施設等
⑬文化・交流・娯楽施設	・ 公民館、集会場、図書館、劇場、美術館等
⑭戸建住宅（詳細設計及び構造計算を必要とするもの）	—
⑮戸建住宅（詳細設計を必要とするもの）	—
⑯上記以外の戸建住宅	—

注1) 施設類型を16に詳細化し、業務量(人・時間)に関する実態調査を実施。

注2) 実態調査の結果、意匠・構造・設備の建物規模(床面積)に応じた業務量の挙動が概ね一致するものを、同じ類別として整理する予定。

2. 難易度に係る要素（案）

①意匠：施設類型をさらに細分化することにより示す。

標準的な建物用途以外の建築物を設計又は工事監理する場合は、下表の用途の例示を考慮すること。

建築物の施設類型 〔標準的な難易度の用途〕	用途の例示	
	標準より難	高度の技術を要するもの
①物流施設 〔一般的倉庫、立体駐車場等〕	立体倉庫等	冷蔵倉庫等、特殊設備を付帯する倉庫等
②生産施設 〔一般組立工場等〕	化学工場、薬品工場、食品工場等	クリーンルーム、パイオ等、特殊設備を付帯する工場等
③運動施設 〔一般体育館、武道館、スポーツジム等〕	屋内プール、スケート場、スタジアム、複合体育館等	国際競技用体育館、特別な施設設備を有する施設等
④行政施設 〔合同庁舎、出張所等の一般庁舎等〕	議事堂、警察署、消防署、郵便局、中央庁舎等、特殊施設が附帯するもの、	超高層庁舎等
⑤業務施設 〔一般事務所、賃貸事務所等〕	銀行、本社ビル等に類する事務所等	放送局、TVスタジオ等の特殊用途ビル、超高層事務所等
⑥商業施設 〔一般店舗、スーパーマーケット等〕	ショールーム、百貨店、ショッピングセンター等	複合商業施設等、
⑦共同住宅 〔公営住宅、社宅、一般賃貸共同住宅等〕	分譲共同住宅、複雑な賃貸共同住宅等	超高層共同住宅等
⑧教育施設 〔一般の幼稚園、小・中学校、高等学校等〕	私立学校、特殊なプログラムを有する公立学校等	—
⑨専門的教育・研究施設 〔文科系大学、文科系専門学校等〕	理工系大学、理工系専門学校、一般研究所等	パイオ、放射線等特殊な研究施設等
⑩宿泊施設 〔一般ビジネスホテル、旅館等の宿泊専用施設等〕	宴会場を有するシティホテル、保養所等	超高層ホテル、国際級ホテル等
⑪医療施設 〔一般病院、診療所等〕	総合病院等	高度医療施設等
⑫福祉・厚生施設 〔一般的な老人ホーム、老人保健施設、リハビリセンター等〕	複合福祉施設、高度な対応を必要とする施設等	—
⑬文化・交流・娯楽施設 〔公民館、集会場、コミュニティセンター等〕	映画館、劇場、コンサートホール、美術館、博物館、図書館等	文化複合施設等

②構造：敷地特性や建物形状により難易度を示す。

標準的な敷地・建物形状以外の建築物を設計又は工事監理する場合は、下表の要素を考慮すること。

a. 敷地特性	傾斜地、崖地、軟弱地盤等
b. 建物形状	平面が不整形なもの（スパンの著しい不均一、大規模吹抜け、平面形状のくびれ）
	立面形状（建物断面）が不整形なもの（階高の著しい不均一、上下階の平面形状の相違）
	平面、立面形状ともに不整形なもの

③設備：設備の機能レベルにより示す。

標準的な設備の機能レベル以外の建築物を設計又は工事監理する場合は、下表の要素を考慮すること。

a. 設備の機能レベル	考慮すべき要素⇒設備の災害対策・バックアップ対策（BCP性能）、室内環境のレベル、部分制御性、監視機能（快適・利便性能）、省エネルギー対策（地球環境性能）等
-------------	--

基本制度部会とりまとめ（概要案）

建築士試験の受験資格の見直しについて

1. 学歴要件の見直し（建築に関する指定科目の設定）について

1) 基本的考え方

- 指定科目を履修することで、建築士の独占業務である設計・工事監理を行うために必要な知識が得られるようなものとすべき。一方で、建築教育の実態に過度に制約を加えることのないように留意。

2) 建築に関する指定科目

- 建築に関する各分野ごとに必要単位をバランスよく取得するよう、建築に関する指定科目を設定すべき。

3) 指定科目の具体的内容

- 広く工学全般を対象とするような基礎科目（例：数学、物理学、電気工学）は指定科目の対象としないこととすべき。

4) 指定科目の確認の方法

- （財）建築技術教育普及センター等が事前に大学等から取り寄せたシラバスをチェックすることを検討すべき。
- 大学等が各々の受験生に関し、指定科目の履修を証明した履修証明証を発行する方向で検討すべき。

2. 実務経験要件について

1) 基本的考え方

- 設計・工事監理に際し、意匠・構造・設備等の専門別の業務を理解し、指示し、まとめあげ、チェックできる能力が獲得できる実務経験とすべき。

2) 実務経験の具体的内容

- 「設計図書・施工図等の図書と密接に関わりを持ちつつ、建築物全体を取りまとめる又は建築物全体と各部の整合や建築関係法規の整合を確認するような業務」を認めるべき。具体的には、以下の取扱いとすべき。

- ・ 営繕業務や建築確認に関する業務は実務経験として認める。
- ・ 設計図書・施工図等と密接に関わりを持ちつつ建築物全体を取りまとめる建築工事や大工工事における施工管理に関する業務は実務経験として認める。

- ・ 建築士のその他業務のうち、建築工事の指導監督、耐震診断等に関する業務は実務経験として認める。
- ・ 大学院において、設計・工事監理に関する業務についての実務訓練と同等となる内容を充足している教育を受ける場合等に関し、これを実務経験として認める
- ・ いわゆる各種工事の施工管理や図書と密接な関わりを持たない営業等の業務、都市計画行政や建築に関する研究・教育の経験等は実務経験とは認めない。

3) 実務経験の確認の方法

申込時の対面審査を維持しつつ、追加的に管理建築士等の証明を要件とすべき。

3. 専門能力を有する技術者の受験資格見直しについて

建築設備士について、二級建築士と同等の能力を有する者として、4年の実務経験を要件として、一級建築士の受験資格を付与すべき。

講習制度について

1. 講習の基本的枠組みについて

- 全ての講習について、講義と修了考査を併せて実施すべき。
- 登録講習機関ごとの講習水準を適切に確保するため、省令に規定する講習事務の実施基準等において、詳細に規定を行うべき。

2. 建築士の定期講習について

1) 講義・修了考査

- 講義・修了考査については、以下の方向で整理すべき。
 - ・ 1日間の講習とする（講義5時間程度、修了考査1時間程度）。
 - ・ 講義内容は告示等で明確化。
 - ①法令に関する科目（建築基準法・建築士法等の近年の改正内容等）、
 - ②設計及び工事監理に関する科目（最新の建築技術、設計・工事監理の実務の動向、建築物の事故事例、処分事例及びこれを踏まえた職業倫理等）
 - ・ 1時間程度の○×方式の修了考査を実施。
 - ・ 修了考査問題は、講義内容に応じバランスよく出題。

2) 登録講習機関の実施体制等

- 建築士を含む合議制の機関を設置し、修了考査問題の作成・結果の判定を実施すべき。
- 年間に複数回、講習を実施する場合に、修了考査問題をストックさせることを検討すべき。

- 講習教材、修了考查問題、修了考查の合格基準点等を公表すべき。

3. 構造／設備設計一級建築士講習について

1) 講義・修了考查

- 講義・修了考查については、以下の方向で整理すべき。

- ・ 3日～4日程度の講習とする（講義2日～3日程度、修了考查1日程度）。
- ・ 講義内容は告示等で明確化。
 - ① 構造／設備関係規定に関する科目（建築基準法等の法規、法適合性確認等）
 - ② 構造／建築設備に関する科目（設計実務、建築物の事故事例及びこれを踏まえた職業倫理等）
- ・ 構造は、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、木造等に関し全般的に講義を実施。設備は、空調・換気設備、給排水衛生設備、電気設備等に関し全般的に講義を実施。
- ・ 1日程度の修了考查を実施。択一方式、記述方式、図面作成等により判定。
- ・ 修了考查に合格できなかった者は、再度、その講義・修了考查を受ける。

2) 登録講習機関の実施体制等

- 建築士を含む合議制の機関を設置し、修了考查問題の作成・結果の判定を実施すべき。

- 修了考查の基準を作成すべき。

3) 実務経験審査

- 設計を行った建築物ごとに、その内容を提出させる等により確認すべき。

- 建築物ごとの実務経験について、第三者が証明することとすべき

4) 同等認定

- 実務経験や講習受講に関して、同等認定を行うべき。

- ・ 建築設備士が建築士に対し意見を述べる実務経験を、建築士が設備設計を行う実務経験と同等認定。
- ・ 「構造計算適合性判定資格者」について、実務経験の状況を考慮したうえで、構造設計一級建築士講習のうち、職業倫理等に関する講義のみを受講することとし、その他の講義・修了考查を免除する。
- ・ 「建築設備士」について、実務経験の状況を考慮したうえで、設備設計一級建築士講習のうち、設備設計に関連する講義・修了考查の部分を免除。

5) みなし講習の活用など弾力的な取扱い

- いわゆる「みなし講習」を活用するなどにより、新たな制度に円滑に移行できるよう、必要な技術者の確保に十分配慮すべき。

- 「みなし講習」においては技術者のレベルが担保される範囲で、弾力的な対応を検討すべき。

4. 構造／設備設計一級建築士定期講習について

1) 講義・修了考査

○ 講義・修了考査については、以下の方向で整理すべき。

- ・ 1日間の講習（講義5時間程度、修了考査1時間程度）とする。
- ・ 講義内容は、告示等で明確化。
 - ① 構造／設備関係規定に関する科目（関係規定の近年の改正内容等）
 - ② 構造／設備設計に関する科目（最新の建築技術、設計・工事監理の実務の動向、建築物の事故事例、処分事例及びこれを踏まえた職業倫理等）
- とし、具体的な内容は告示等で明確化する。
- ・ 1時間程度、択一方式又は○×方式の修了考査を実施。

（登録講習機関の実施体制等）

- 建築士を含む合議制の機関を設置し、修了考査問題の作成・結果の判定を実施すべき。
- 修了考査の基準を作成すべき。

5. 管理建築士講習について

1) 講義・修了考査

○ 講義・修了考査については、以下の方向で整理すべきである。

- ・ 1日間の講習とする（講義5時間程度、修了考査1時間程度）。
- ・ 講義内容は、告示等で明確化。
 - ① 関係法令に関する科目（建築士法等）
 - ② 建築物の品質管理に関する科目（業務の進め方や管理方法、経営管理、紛争防止等）
- ・ 1時間程度の○×方式の修了考査を実施。
- ・ 修了考査問題は、講義内容に応じバランスよく出題。
- ・ 修了考査に合格できなかった者は、再度、講義・修了考査を受ける。

2) 登録講習機関の実施体制等

- 建築士を含む合議制の機関を設置し、修了考査の作成・結果の判定を実施すべき。
- 年間に複数回、講習を実施する場合に、修了考査問題をストックさせることを検討すべき。
- 講習教材、修了考査問題、修了考査の合格基準点等を公表すべき。

3) 実務経験審査

- 原則として、建築士事務所における実務経験とし、管理建築士等が証明することとすべき。

1. 工事監理の定義（規定）について （略）

2. 工事監理業務の課題

1) 工事監理段階で生じている課題

- 業務報酬基準（告示1206号）に標準業務として定める「工事監理等」に基づき、実際に行われている業務には、建築士法に定める工事監理業務及びこれに附随する業務（工事の契約及び指導監督）のほか、工事施工段階で行われる設計業務が、相当の業務量で混在する実態との指摘。
- 限られた「工事監理等」の業務報酬のなかで、工事着手後の設計業務が優先される結果、工事を設計図書と照合するという工事監理業務が、残された業務報酬で実施可能な範囲でしか行われていない実態があるとの指摘。
- 建築主が十分な報酬を支払わないことから、結果として十分な工事監理がなされていない状況も相当数あるとの指摘。

2) 原因として考えられる事項

① 業務報酬基準（告示1206号）の課題

- 業務報酬基準に定める「工事監理等」には、設計行為の一環として設計者が行うことが合理的と思われる業務が含まれており、これが設計業務と工事監理業務の適切な役割分担や責任関係を混乱させる一つの要因。

② 設計実務上の課題

- 工事着手時点で施工の実現性を担保する情報が満たされていない、いわば「未確定の設計図書」を補うための設計行為の存在と、本来であれば追加業務として行うべき設計変更業務に十分な報酬が支払われていないことのいずれもが、十分な工事監理が行えない要因となっているとの指摘。

3. 工事監理業務の充実に向けた、今後の方向性

1) 業務報酬基準（告示1206号）の見直し（標準業務内容）

- 現在の業務報酬基準に定める「工事監理等」について、工事監理の充実の観点から、以下の方針で整理を行うべき。
 - ・ 建築士法で定める工事監理業務（狭義の工事監理）
 - ・ 工事監理に附随するその他の業務（建築工事の契約に関する事務及び指導監督）
 - ・ 工事施工段階で行うことに合理性がある設計業務
 - これと併せて、「設計」の標準業務とは、「建築主の要求や法適合性のみならず、施工の実現性も満たした実施設計図書を作成すること」と位置づけるべき。
 - こうした標準業務内容の見直しに併せて、建築士関係の団体により、いわゆる四会連合協定業務委託契約約款・業務委託書の見直しを行うことが望まれる。
- ### 2) 業務報酬基準（告示1206号）の見直し（業務量）

社会資本整備審議会建築分科会
基本制度部会 委員名簿

委員（部会長代理）	く ぼ 久保	てつお 哲夫	東京大学大学院教授
委員	さくらい 櫻井	けいこ 敬子	学習院大学教授
委員（部会長）	むらかみ 村上	しゅうぞう 周 三	慶應義塾大学教授
臨時委員	あおき 青木	ひろゆき 宏之	（社）全国中小建築工事業団体連合会副会長
	おばた 小幡	じゅんこ 純子	上智大学法科大学院教授
	ささだ 笹田	みよし 己由	全国建設労働組合総連合前住宅対策部長
	ふじもと 藤本	まさや 昌也	（社）日本建築士会連合会副会長
	ふるさか 古阪	しゅうぞう 秀 三	京都大学大学院准教授
	おおもり 大森	ふみひこ 文彦	東洋大学教授・弁護士
	やしろう 野城	ともなり 智也	東京大学教授
専門委員	あきやま 穠山	せいご 精吾	NPO法人全国マンション管理組合連合会会長
	あべ 安部	しげたか 重孝	NPO法人建築技術支援協会理事・建築部会長
	いづか 飯塚	よしのり 悦功	東京大学大学院教授
	おかもと 岡本	ひろし 宏	（社）建築業協会設計部会長・資格制度対応部会長
	ただこし 只腰	のりひさ 憲久	東京都都市整備局長
	かなさし 金指	きよし 潔	（社）住宅生産団体連合会監事
	きはら 木原	ひろみ 碩美	（社）日本建築構造技術者協会会長
	くりはら 栗原	きよし 清	（社）不動産協会マンション・戸建住宅事業委員会委員長
	とだ 戸田	はるひさ 晴久	大阪府住宅まちづくり部長
	しまの 島野	やすし 康	（独）国民生活センター審議役
	せんだ 仙田	みつる 満	（社）日本建築家協会会長
	たかや 高谷	すすむ 進	元日弁連住宅紛争処理機関検討委員会委員長
	のむら 野村	あきのり 昭典	日本労働組合総連合会 建設連合書記長
	まつもと 松本	こうへい 光平	明海大学名誉教授
	みす 三栖	くにひろ 邦博	（社）日本建築士事務所協会連合会会長
	むかいどの 向 殿	まさお 政男	明治大学理工学部教授
	やまのうち 山 内	ひろゆき 泰之	（独）建築研究所理事長
	よしだ 吉田	こうじ 浩二	（社）日本損害保険協会常務理事
	まきむら 牧村	いさお 功	（社）建築設備技術者協会会長

建築物の安全性確保のための建築行政のあり方について
答申

平成18年8月31日

社会資本整備審議会

<目次>

はじめに

1. 構造計算書偽装事件の概要と物件調査等の状況	4
(1) 構造計算書偽装物件等に係る調査の状況	
(2) 建築士等関係者に対する処分の実施	
2. 建築士制度、建築行政の執行体制等の現状と課題	8
(1) 建築士制度の現状と課題	
(2) 住宅の売主等の瑕疵担保責任の現状と課題	
(3) 建築行政における監督体制・審査体制及び建築関連情報の管理・提供体制等の現状と課題	
3. 建築士制度、建築行政の執行体制等の見直しに向けた基本的な考え方	15
(1) 建築士制度に対する信頼の回復	
(2) 住宅の売主等の瑕疵担保責任の実効性確保	
(3) 建築行政における監督体制・審査体制の強化及び建築関連情報の管理・提供体制の充実等	
4. 建築物の安全性確保のために講ずべき施策	19
(1) 建築士制度の抜本的な見直し	
(2) 新築住宅の売主等の瑕疵担保責任履行のための資力確保措置	
(3) 建築行政における監督体制・審査体制の強化及び建築関連情報の管理・提供体制の整備等	
(別添1) 審議経過	24
(別添2) 社会資本整備審議会建築分科会委員	25
(別添3) 社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会委員名簿	26

はじめに

昨年 11 月に明らかになった構造計算書偽装問題は、一級建築士が構造計算書を偽装し、多数のマンション等の耐震性に大きな問題を発生させ、多くの住民の安全と居住の安定に大きな支障を与えただけでなく、国民の間に建築物の耐震性に対する不安と建築界への不信を広げている。

今回の問題では、本来法令を遵守すべき資格者である建築士が、職業倫理を逸脱して構造計算書の偽装を行い、その偽装を、設計図書の作成、建築確認、住宅性能評価、工事施工のそれぞれの段階で、元請け設計者、指定確認検査機関、建築主事、指定住宅性能評価機関のいずれも見抜くことができず、建築確認・検査制度及び建築士制度等への国民の信頼を失墜させたことは、極めて深刻な事態である。

このような状況を踏まえ、再発防止策を講じ、一日も早く国民が安心して住宅の取得や建築物の利用ができるよう、建築基準法、建築士法等の法令上の問題をはじめ建築・住宅行政上の諸課題を検証し、制度の見直しに早急に取り組むことが求められた。こうした中、社会資本整備審議会建築分科会に基本制度部会が設置され、昨年 12 月より 5 回にわたり、建築確認・検査制度の今後のあり方等について議論を行い、本年 2 月に「建築物の安全性確保のための建築行政のあり方について」の中間報告をとりまとめた（以下「中間報告」という。）。

中間報告においては、「建築物の安全性確保のため早急に講ずべき施策」として、構造設計図書の建築確認時の審査方法の厳格化、指定確認検査機関に対する監督の強化、建築士及び建築士事務所等に対する罰則の強化、住宅の売主等の瑕疵担保責任の充実等を取りまとめ、国土交通省に対し、制度の見直しなど早急に建築物の安全確保のための対策に取り組むことを強く求めたところである。

政府においては、この中間報告等を踏まえ、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案を第 164 回国会に提出し、同法案は、本年 6 月に成立した。この改正法においては、建築確認・検査の厳格化（高度な構造計算を要する一定高さ以上の建築物等について構造計算適合性判定の義務付け、3 階建て以上の共同住宅について中間検査を法律で義務付け等）、指定確認検査機関の業務の適正化（指定要件の強化、特定行政庁に立入検査権限を付与等）、建築士等に対する罰則の大幅な強化等の措置が図られることとなった。

一方、建築士の資質、能力の向上、専門分野別の建築士制度の導入など建築士制度に係る課題等についてはその社会的必要性や実効性、見直しの具体的内容や方法等について更なる検討が必要であることから、中間報告においては、「施策の実現に向けて引き続き検討すべき課題」として位置づけた。これを受け、基本制度部会においては、2 月以降、これら建築士制度の抜本的な見直し、新築住宅の売主等の瑕疵担保責任履行の実効性確保、建築行政における監督体制・審査体制の強化及び建築関連情報の管理・提供体制の整備等といった課題について議論を行ってきた。この間も、姉歯元一級建築士以外の複数の建築士における構造計算書の偽装や計算の誤りが判明し、建築士を巡るトラブルが次々と明らかになってきた。また、第 6 回基本制度部会にお

いては、構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会の巽座長から、同委員会の最終報告書（平成18年4月6日）について報告を受けた。同報告では、国土交通大臣に対して、建築士制度について、建築技術の高度化に伴う専門分化の実態に即した業務の明確化、資格の付与・能力認定の仕組みの構築などを図るべきといった提言や、瑕疵担保制度について、実効性を向上させる仕組みを検討すべきとの提言がなされている。

中間報告とりまとめ以降、6回にわたる議論を経て（第6回～第11回）、今般「建築物の安全性確保のための建築行政のあり方について」最終報告をとりまとめた。国土交通省においては、中間報告を踏まえて講じた措置の運用に万全を期すとともに、この最終報告を踏まえ、建築士制度の見直しなど長期的な観点からの建築物の安全確保のための対策に取り組むことを強く求める。

1. 構造計算書偽装事件の概要と物件調査等の状況

国土交通省においては、指定確認検査機関イーホームズ㈱から、建築確認時に添付された構造計算書の偽装の可能性について報告を受け、平成 17 年 10 月 28 日から調査を進めたところ、同年 11 月 16 日までに、偽装が事実であること、また、偽装された構造計算書に基づき建築物が建築された場合、耐震性に大きな問題があることが判明した。このため、同年 11 月 17 日、事案の内容を公表した。構造計算書を偽装したのは、構造設計を下請けした姉齒元一級建築士（千葉県市川市；平成 17 年 12 月 7 日付けで免許取消処分）であった。また、元請けの建築士や建築確認を行った 6 指定確認検査機関（57 物件）、29 特定行政庁（42 物件）においても、偽装であることが見過ごされていた。

（１）構造計算書偽装物件等に係る調査の状況

姉齒元一級建築士や姉齒元一級建築士偽装物件関係業者の関与物件等について、偽装の有無や偽装物件の耐震性に関する調査を行った結果、平成 18 年 8 月 30 日までに構造設計・構造計算の偽装や誤りが確認された物件は、姉齒元一級建築士が関与したもの 100 件（うち偽装 99 件）、姉齒元一級建築士の関与した偽装物件に多数関係していた業者の関与したもの 8 件（うち偽装 3 件）が報告されている。また、調査を進める中で、これらの者との関係がみられない建築士が関与した物件においても偽装等が報告されている。調査結果の概要は、下記のとおりである（平成 18 年 8 月 30 日現在）。

	合計	報告結果					
		誤りあり			偽装なし	計画中止、所在不明等	調査中
		うち偽装あり	うち偽装なし				
姉齒元一級建築士の関与物件	205件	100件	99件	1件	90件	15件	0件
姉齒元一級建築士の関与した物件に多数関係していた業者の関与物件	536件	8件	3件	5件	516件	8件	4件
姉齒元一級建築士の関与物件以外で偽装が報告された北海道の浅沼元二級建築士の関与物件	143件	35件	29件	6件	108件	-	0件
姉齒元一級建築士の関与物件以外で偽装が報告された福岡のサムシング㈱の関与物件	761件	4件 (3件再掲)	4件 (3件再掲)	-	115件	-	642件
合計		144件	132件	12件			

① 姉齒元一級建築士の関与物件

姉齒元一級建築士については、これまで 99 件の偽装が報告されている。これらは構造計算書の入力部分と出力結果を差し替えることなどにより偽装が行われ、ほとんどの物件で強度が基準を下回っており、保有水平耐力の数値（ Q_u/Q_{un} 値）が 0.5 を下回る危険なものも 33 件報告されるなど、悪質な業務内容が明らかになっている。また、これら偽装物件については、元請けの建築士事務所におけるチェックもなされていなかったことが判明した。なお、姉齒元一級建築士が関与し、構造計算に誤りが報告されている 1 件は、構造設計も含めた設計業務を、中堅のゼネコンが行っており、

姉齒元一級建築士に作業の一部をさせていたと報告された物件であり、当該ゼネコンが設計ミスを認めている。

② 姉齒元一級建築士の関与した偽装物件に多数関係していた業者の関与物件

姉齒元一級建築士の関与した偽装物件に多数関係していたデベロッパー（㈱ヒューザー）、元請け建築士事務所（平成設計㈱）、施工会社（木村建設㈱）、コンサルタント会社の関与物件（姉齒元一級建築士が構造計算をしたもの以外）計 535 件の調査においては、1 事務所（サムシング㈱）による構造計算書の差し替え等の 3 物件の偽装や、4 事務所による誤った構造計算が行われた 5 物件の、計 8 件が報告されている。

③ その他偽装等が報告された物件等

姉齒元一級建築士の関与物件以外で、北海道において、マンションの建築主による自主的な販売物件の調査によって、浅沼元二級建築士が関与した物件の構造計算書に偽装の疑義があることが判明した。北海道、札幌市等において、当該元建築士の関与物件の調査が行われ、関与が把握された物件 143 件のうち、構造計算書の偽装 29 件、構造計算の誤り 6 件が報告されている。

また、②の調査で偽装が判明したサムシング㈱については、福岡県、福岡市等において、改めてその関与物件の調査が行なわれており、これまでに 761 件の関与物件が把握されている。そのうち、調査が進められた約 153 件において 4 件の偽装が報告され、他に 34 件について疑義が指摘されている。

他にも、北海道、千葉県、埼玉県内において、構造計算等に疑義があり、デベロッパーが販売等を中止し、建築主及び特定行政庁等において調査が行われているマンション等がある。

さらに、戸建て住宅においても、東京都内に本社を置く建設・販売業者が、自社が建設・販売（設計は外注）した 681 棟の 2 階建て木造戸建て住宅において強度不足（壁量の不足）があった旨を、本年 6 月に公表し、現在、特定行政庁等において違反内容及び補強工事状況の調査が進められている。

これらに加え、国土交通省が指定確認検査機関の建築確認物件から 103 物件を抽出し、構造計算の再計算等を行った結果、これまでに 15 件について原計算に疑義が認められ、これらも含め再度、特定行政庁等において確認作業が続けられている。

さらに過去 5 年間に建築確認された中高層マンションから無作為に抽出した 400 件を対象に、現在、構造安全性の再検証が実施されている。

以上のように、偽装や、技術力の不足等に起因する計算の誤りは、姉齒元一級建築士のみならず、他の建築士が構造計算等を行ったものにも及び、それを見過ごした元請け建築士事務所なども含め、多くの建築士において不適切な業務が行われている実態が明らかになっている。

(2) 建築士等関係者に対する処分の実施

調査等により判明した事実に基づき、これまでに、建築士、建築士事務所、建築基準適合判定資格者及び指定確認検査機関に対して次のような処分が行われている。

- 姉齒一級建築士の免許を取消す（平成 17 年 12 月 7 日）とともに、千葉県により姉齒建築士事務所の登録取消処分が行われた（同年 12 月 5 日）。
- 元請け建築士等 23 名について、免許取消又は業務停止の処分が行われた（平成 18 年 1 月 24 日、3 月 6 日及び 4 月 25 日）。これを受けて、東京都、福岡県、静岡県及び神奈川県によりそれぞれ元請け建築士事務所に対する登録取消又は事務所閉鎖の処分が行われた（同年 2 月 9 日、3 月 23 日、4 月 13 日、5 月 17 日、5 月 31 日、6 月 7 日及び 7 月 14 日）。
- 北海道により、浅沼二級建築士に対する免許取消の処分が行われた（平成 18 年 7 月 20 日）。
- 建築基準適合判定資格者 18 名について、登録の消除又は業務禁止の処分が行われた（平成 18 年 5 月 24 日）。
- 指定確認検査機関 4 機関について、指定の取消（イーホームズ^(株)）、業務停止処分（日本 ERI^(株)）及び監督命令（^(株)東日本住宅評価センター、ビューローベリタスジャパン^(株)）が行われた（平成 18 年 5 月 29 日）。

(参考) 建築士、建築基準適合判定資格者及び指定確認検査機関の処分事由と内容

○ 一級建築士の処分事由と処分内容

処分事由	処分内容
設計者として、建築基準法令に定める構造基準に適合しない設計を行い、それにより耐震性等の不足する構造上危険な建築物を現出させた。また、構造計算書に偽装が見られる不適切な設計を行った。	免許取消(姉齒元一級建築士)
設計者として、建築基準法令に定める構造基準に適合しない設計を行い、それにより耐震性等の不足する構造上危険な建築物を現出させた。	免許取消(8名)、業務停止12月(2名)、業務停止6月(4名)
設計及び工事監理を行う意思がないにもかかわらず、建築確認申請書の設計者欄及び工事監理者欄並びに設計図書に自己の建築士としての名義を記載する事を了承した。	免許取消(2名)、業務停止10月(1名)、業務停止5月(1名)、業務停止2月(1名)
他の建築士の名義を無断で借用し、確認申請及び設計図書に他の建築士の名義を記名及び押印させた。また、事務所の開設者として実質的な管理建築士を置かず、管理建築士変更の届出もしていなかった。	免許取消(1名)
設計者として、建築基準法令に定める構造基準に適合しない設計を行い、それにより耐震性等の不足する構造上危険な建築物を現出させた。また、管理建築士としての業務を履行しなかった。	業務停止7月(1名)
構造計算書に偽装が見られる不適切な設計を行った。	業務停止1月(2名)

○ 建築基準適合判定資格者の処分事由と処分内容

処分事由	処分内容
建築基準法令に定める構造基準に適合しない建築計画を看過し、確認済証を交付させ、それにより耐震性等の不足する構造上危険な建築物を現出させた。	登録消除(2名)、業務禁止6月(2名)、業務禁止4月(1名)、業務禁止3月(6名)、業務禁止2月(4名)
建築基準法令に定める構造基準に適合しない建築計画を看過し、確認済証を交付させた。	業務禁止11月(1名)、業務禁止3月(1名)、業務禁止1月(1名)

○ 指定確認検査機関の処分事由と処分内容

	処分事由	処分内容
イーホームズ(株)	確認検査の業務に従事する確認検査員が、確認検査の業務に関し、重大な過失等により構造計算書の偽装を看過し、それにより構造上大きな問題のある建築物を現出させた。	指定の取消し
日本ERI(株)	確認検査の業務に従事する確認検査員が、確認検査の業務に関し、過失により構造計算書の偽装を看過し、それにより構造上大きな問題のある建築物を現出させた。	500㎡超の建築物の確認検査について、平成18年6月13日から3ヵ月間の業務停止命令 ◇ 業務停止期間中に禁止する行為 ① 確認検査に係る契約を新たに締結する行為 ② 既に締結した契約の変更により、確認検査の業務を追加する行為 ③ 業務の停止の期間満了後において前各号の行為を実施するための見積り、交渉等の行為 ◇ 監督命令 ① 業務改善計画の提出(平成18年6月12日まで) ② 業務の実施に関する定期的な報告 国土交通大臣が指示するまでの間、業務改善計画書に基づく各月の業務の実施状況について、翌月末までに報告すること。
(株)東日本住宅評価センター	確認検査の業務に従事する確認検査員が、確認検査の業務に関し、過失により構造計算書の偽装を看過し、それにより構造上大きな問題のある建築物を現出させた。	◇ 監督命令 ① 業務改善計画の提出(平成18年6月12日まで) ② 業務の実施に関する定期的な報告 国土交通大臣が指示するまでの間、業務改善計画書に基づく各月の業務の実施状況について、翌月末までに報告すること。
ビューローベリタスジャパン(株)	確認検査の業務に従事する確認検査員が、確認検査の業務に関し、過失により構造計算書の偽装を看過した。	◇ 監督命令 ① 業務改善計画の提出(平成18年6月12日まで) ② 業務の実施に関する定期的な報告 国土交通大臣が指示するまでの間、業務改善計画書に基づく各月の業務の実施状況について、翌月末までに報告すること。

2. 建築士制度、建築行政の執行体制等の現状と課題

(1) 建築士制度の現状と課題

① 建築士制度の沿革

我が国における今日の建築規制は、昭和25年に、建築物の質の確保と向上を図るため、建築物の最低基準を定めてこれを規制する建築基準法と、その質の向上を図るためには人材確保が重要との認識に立った建築士法とが車の両輪として機能するよう制定されたことをその端緒としている。

建築士制度は、一定の知識、技能を有する資格者である建築士の自主責任を基本とし、法規を守るべき建築士に一義的に責任をもたせることとして、建築物の設計及び工事監理についての業務独占が与えられている。また、建築の計画・意匠に特化している西欧のアーキテクト制度とは異なり、建築物の質の確保と向上を図る観点から、建築に関する広範な技術者を確保、養成するための制度として構成された。

建築士制度の導入によって、戦災復興期から高度経済成長期等を通じて、設計・工事監理はもとより、建築工事の指導監督を行う技術者等として相当数の建築士が従事することとなり、この制度は我が国における建築生産の場において建築物の質の確保を果たしてきたと言える。

また、建築士法は資格法としてだけではなく、業として設計等を行おうとするときは、建築士事務所の開設、その技術的な管理を行う建築士の専任義務が課されている等、設計、工事監理等の業務を行う際の業法としての側面も有しており、これまでも、事務所の「届出」制から「登録」制への変更、事務所における業務実績等に関する書類の閲覧制度の導入など、建築士事務所における業務の適正化を図ることを目的とする内容の改正が行われてきた。

② 建築士及び建築士事務所の現状と課題

ア. 建築士及び建築士事務所の登録状況

一級建築士及び二級建築士については、昭和26年から登録が開始されており、平成17年度末時点での登録数は、一級建築士が322,248名、二級建築士が692,968名、木造建築士が14,950名となっている。このうち、一級建築士の年齢階層別登録数をみると、20歳代は約3,000人、30歳代は約47,000人、40歳代は約66,000人、50歳代は約101,000人、60歳以上が約106,000人であり、その平均年齢は56.2歳となっている。

また、平成17年度末時点の建築士事務所の登録数は、一級建築士事務所が92,028事務所（うち個人事務所37,180、法人事務所54,848）、二級建築士事務所が40,419事務所、木造建築士事務所が828事務所、総数133,275事務所となっている。このうち、二級建築士事務所は昭和60年の56,699事務所、木造建築士事務所は昭和63年の1,779事務所、総数は平成12年の135,972事務所をピークとして、その後はそれぞれ減少傾向が続いている。

イ. 建築士の業務実態

建築士の業務実態をみると、構造設計に従事する者は約4%、設備設計に従事する者は約1.1%であり、これらの業務に従事する者の割合が極めて低い状況にある。また、一級建築士試験合格者においても、その職務内容別の構成をみると、構造設計を担当している者の占める割合は約4～5%（200～300人程度）で推移しており、同様に設備設計を担当している者は1%強（100人程度）となっている。

建築士事務所に対して行ったアンケート結果（平成18年5月実施）によれば、約半数の事務所が専業事務所であり、また、所員数5人未満の小規模事務所が占めており、零細な実態が明らかとなっている。また、全事務所で見ると約55%の事務所で開設者と管理建築士が同一となっているが、専業事務所では開設者と管理建築士が同一であることが多い。

業務内容としては、約43%の事務所が意匠設計業務を中心としており、構造設計業務の約45%、設備設計業務の約69%が再委託されている。特に、これらの再委託業務については、約43%の事務所が再委託の契約を口頭のみで行っており、また、約36%の事務所が依頼主に対して再委託先を提示していない、といった責任関係の曖昧な業務実態が明らかとなっている。

ウ. 工事監理業務に対する指摘

工事監理について、現行建築士法では、「工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認すること」とされているが、一連の欠陥住宅問題や今回の構造計算書偽装問題などを通じて、現場管理者が工事監理を行っていて十分なチェック機能が果たせていない場合がある、設計者が工事監理者であっても工事現場での照合をほとんど行っていない場合がある等、工事監理が適切に機能していない実態が明らかになってきており、工事監理の方法、内容、範囲等を明らかにして、工事監理者の責任を明確化すべきとの指摘がある。

さらに、工事監理については、建築基準法で工事監理者の選任が義務付けられているが、建築主が、設計者にその名義を工事監理者欄に記入させ、実際は工事監理なしで工事が進められるといった名義貸しの問題も起きている。工事監理者の名義貸しについては、最高裁判所は、欠陥住宅裁判で、平成15年11月、名義を貸した建築士への損害賠償請求を認める判決を下しており、こうした実態の改善も急務となっている。

エ. 建築士の業務報酬、賃金水準

一級建築士の賃金水準については、厚生労働省において実施されている「賃金構造基本統計調査」（平成17年度）によれば、年収（「きまって支給する現金給与額」の12ヵ月分に、年間賞与その他特別給与額を加算したもの）は約540万円（約44歳）であり、医師（約1,050万円；約40歳）、歯科医師（約900万円；約35歳）、弁護士（約2,100万円；約41歳）等に比べれば低い水準にあるものの、社会保険労務士（約550万円；約38歳）、技術士（約530万円；約40歳）、薬剤師（約507万円；約36歳）とほぼ同程度となっている。

しかし、特に、下請けとなっている構造設計や設備設計を担当する建築士は、契

約関係上弱い立場にあり、十分な報酬が得られない等の問題が生じているとの指摘もある。

現行の報酬基準である告示 1206 号（「建築士法第 25 条の規定に基づき建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準」昭和 54 年建設省告示 1206 号）は、標準的な業務内容と業務量（人・日数）を示すものであるが、制定された当時に比べて設計業務の CAD（コンピューター援用設計（Computer Aided Design））化が進んでいること、また、示されている業務量も専門分野別に対応したものとはなっていないこと等報酬基準が業務実態に合わなくなっていると指摘されている。

オ. 建築士が行う関連業務

建築士が行う業務としては、独占業務である設計・工事監理以外にも、建築ストックの有効活用に向けた耐震診断や省エネ診断、建築物の性能を踏まえたデューデリジェンス（不動産の適正な評価手続きを行うための調査・分析（Due Diligence））等の調査・鑑定業務、景観形成やまちづくりに関連したコンサルタント業務やコーディネート業務等が増えてきている。

③ 建築士制度をとりまく経済社会情勢の変化

これまで、建築士は、法制定時の戦災復興期、高度経済成長期やバブル期を通じ、急激に増大する建築生産における建築物の質の確保を支えてきた。

今日、我が国の経済社会情勢はこれらの時期とは大きく異なり、人口減少・少子高齢社会が現実化して人口減少社会という大きな転換期に入っており、将来的な建設投資の減少予測もなされている。

こうした状況を踏まえ、建築行政や住宅政策のあり方としても、量の確保から質の向上を目指す方向へと移行し、ストックの有効活用が重要視されるようになっていく。また、建築物に要求される性能について耐震や防火といった基本的な安全性はもとより、シックハウス対策やエレベーター事故対策等様々な安全対策が求められている。さらに、環境問題、省エネルギー問題への対応やバリアフリー化への対応など、経済社会活動に関わる諸課題への対応が求められる。

これらの点を踏まえれば、建築生産を支える建築士、特に、設計者や工事監理者となる建築士には、これまで以上に高い能力と質の向上が求められている。

④ 建築物の安全性に対する国民の信頼を損なう事案発生の広がりとその背景

姉齒元一級建築士による構造計算書偽装問題の発覚後も、建築士による不適切な設計の実態が明らかとなっているが、これらの事案からは次のような問題点が明らかになっている。

ア. 建築士の能力の欠如

姉齒元一級建築士による構造計算書偽装問題は、当該建築士によって故意に構造計算書の偽装が行われたものであるが、その内容は、地震荷重や積載荷重の低減、コンクリート強度の水増し等のコンピューターに入力する数値を改ざんしたもの、計算結果の数値を改ざんしたもの等であった。偽装された構造計算書から判断する

限り、当該建築士は、適切な構造計算を行えるだけの十分な能力を有していないと考えられる。

また、元請け建築士らは、「構造を原則論的には分かっているが、実際の数量等は構造設計の範疇だと思っているため分からない。」「確認が下りているということを頼りにしていた。」等の主張をしており、安全な建築物を適法に設計しなければならないという義務を果たせるだけの能力、すなわちチェック能力のない元請け建築士の存在が明らかとなった。

建築技術の高度化に伴い建築設計においても建築士の得意分野ごとの分業と協働作業が行われるようになった。もともと建築設計は相当広範な技術分野の知識を必要とするものであり、今日のように技術が高度化した状況では、それぞれの建築士が得意とする分野の技術力を集結して設計図書を完成させることは、建築物の質の確保、向上を図る上で当然の流れであると言えるが、このような設計体制にあつては、むしろ全体をとりまとめ・管理すべき建築士の役割が非常に重要となっている。

しかしながら、元請け建築士らは、建築物の安全や質の確保について一義的な責任を負っていることを忘れ、建築確認を通しさえすれば設計者としての役割を果たしているかのように錯覚し、本来果たすべきチェック機能を果たしていないことが明らかとなった。

本来、建築士は、技術の高度化等を踏まえた能力の向上に努めなければならないにも関わらず、必要な知識及び技能の維持向上の努力を怠り、必要とされる能力を持たないまま設計を行っている元請け建築士が相当数存在しているものと考えられる。

イ. 不適切な設計の外注

北海道の浅沼元二級建築士によって、一級建築士でなければ設計を行うことができない建築物の構造計算書が偽装されていたが、本案件では、当該元建築士に構造計算を行わせた元請け建築士事務所の建築士等は、同人が二級建築士であり、事務所登録を行っていないことを知らないで、また、確認もせず使用していたことが明らかとなっており、元請け建築士事務所のあまりにも安易な設計の外注実態が明らかになった。

従来から、意匠・計画を担当する建築士事務所が建築主から設計業務を受託し、構造や設備の専門家に業務補助を委託することが行われているが、今回のケースでは、従来の業務補助を超えて設計図書の作成という設計業務そのものを委託していたにもかかわらず、納品される設計図書には業務を直接受託した元請け建築士だけが記名押印していたものであり、委託先の建築士の責任を不明確なものにしている。こうした匿名性を背景として、能力の不十分な者が構造計算を行うことを許容し、構造計算書の偽装を可能にしたと考えられる。

こうした状況は、建築主が設計を依頼する建築士を選択する権利を奪うものであり、市場による淘汰の機会が失われていることに加えて、下請け建築士の職業倫理を低下させ、違法設計等の問題を生じやすくしていると言える。

(2) 住宅の売主等の瑕疵担保責任の現状と課題

欠陥住宅問題に対応するため、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき、新築住宅の売主又は請負人は、住宅の基本構造部分の瑕疵について、10年間の瑕疵担保責任を負うこととされている。しかしながら、今般の構造計算書偽装問題を契機として、新築住宅の売主等が十分な資力を有さず瑕疵担保責任が十分に履行されない場合、住宅の所有者が極めて不安定な状態に置かれることが、改めて認識された。この瑕疵担保責任の履行を確保するための瑕疵担保責任保険が既に存するが、その利用が任意であることもあり、利用率は新規住宅供給戸数の約1割にとどまっている状況にある。

このため、中間報告において、住宅の売主等による瑕疵担保責任の確実な履行を担保するための措置を講ずることが必要であり、住宅の売主等による瑕疵担保責任保険への加入等瑕疵担保責任の履行の実効を確保するための措置を早急に講ずる必要がある旨の指摘を行ったところである。

こうした指摘を踏まえ、本年6月に成立した建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律においては、宅地建物取引業者に対し宅地又は建物の瑕疵を担保すべき責任の履行に関する保証保険契約の締結等の措置の有無等の説明及び当該措置の内容を記載した書面の交付を義務付け、建設工事の請負契約の当事者が瑕疵担保責任等に関する定めをするときはその内容の請負契約への記載を義務づける等の情報開示のための措置が講じられたところであり、これらを着実に進めることが必要である。さらに新築住宅の瑕疵担保責任履行の実効を確保するため、住宅の売主等の資力の確保に関して実効性のある措置の検討が必要と考えられる。

(3) 建築行政における監督体制・審査体制及び建築関連情報の管理・提供体制等の現状と課題

① 建築行政における監督体制・審査体制

今般の構造計算書偽装事件においては、一級建築士が構造計算書を偽装し、それを一部の指定確認検査機関や特定行政庁において建築確認時に見過ごす等十分な審査が行われていなかった事実が明らかになった。

今回の事件を契機として国土交通省等が全国の指定確認検査機関や特定行政庁に対して行った緊急点検においても、一部の指定確認検査機関や特定行政庁において、部材応力等の算定された値に不審な値（異常な値）がないことの確認が行われていなかった、構造計算書の断面リストと構造設計図書の照合が十分に行われていなかった、などの不十分な構造審査の実態が明らかになっている。今後、構造審査を的確に実施するための体制整備及び建築主事や確認検査員の能力の向上が喫緊の課題となっている。

また、近年、特定行政庁における業務内容が大きく変化している。建築確認・検査業務の民間開放に伴い特定行政庁の建築確認・検査業務については減少したが、

今般の構造計算書偽装事件、系列ホテルによる違法改造問題等を受けて、違反建築物対策等の業務が増大している。また、耐震改修やアスベスト対策等の既存建築物の安全対策、省エネルギー対策、バリアフリー対策等の新たな課題に的確に対応するための業務も増大している。さらに、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律においても、3階建て以上の共同住宅における中間検査の義務付け、特定行政庁に対する指定確認検査機関への立入検査権限の付与等の措置がなされており、今後、これらの業務にも的確に対応する必要がある。

一方、指定確認検査機関による建築確認・検査件数の増加に伴い、特定行政庁の建築確認・検査件数が減少し、平成14年度をピークに、建築行政職員数、構造審査担当者数はともに減少しており、今後、的確に建築行政を執行するための体制整備が急務となっている。

指定確認検査機関の指導監督については、指定権者である国土交通大臣又は都道府県知事が報告徴収、立入検査、監督命令、指定取消し等、必要な措置を講じることができることとされており、原則として年度ごとの報告徴収及び立入検査に加え、随時立入検査等が実施されてきた。しかし、従来は審査体制や公正中立性等について法令に定められた要件に適合するかどうかの検査が中心であり、例えば確認申請書のサンプルを抽出してその内容を再審査するなど、個々の建築確認・検査内容の適法性を検査することまでは、ほとんど行われていなかった。今後、国及び都道府県は、必要な体制を整備し、指定確認検査機関に対して的確な指導監督を実施する必要がある。

② 建築確認・検査の特例制度の課題

建築士（一級建築士も複数含まれている。）が設計した2階建て木造戸建て住宅681棟で耐震強度の不足が確認され、その事実関係について現在調査が行われている。問題の住宅を販売した業者からは、壁量計算を行っていないものや、図面への転記ミスのものであった、との報告がなされている。

小規模な木造戸建て住宅等については、建築基準法第6条の3及び第7条の5並びに同施行令第13条の2により、建築士が設計・工事監理を行った場合、構造耐力等に関する規定の審査を行わないという建築確認・検査の特例が置かれている。この特例は、建築士による適切な業務を信頼して建築確認等の一部を省略する制度であるが、今回ずさんな設計が多数の建築士によって行われていたことが明らかとなったことを受け、この特例制度の是非についても検討が必要となっている。

③ 建築物に関する情報の管理・提供体制

平成10年の建築基準法改正により、建築確認・検査業務が民間開放され、特定行政庁の役割は、従来の建築確認・検査業務を中心としたものから、違反建築物対策、既存建築物対策、まちづくり等の業務へとシフトしつつある。

こうした業務を進める上で、既存建築物の実態を速やかに把握できること、建築士や建築士事務所、指定確認検査機関の業務実績や処分履歴を共有できること等の重要性が改めて認識され、これらのデータベースの構築への期待が高まっている。

しかしながら、建築確認・検査等の情報を総合的に管理し、提供できるシステムを整備している特定行政庁は全体の約半数にとどまっており、今般の構造計算書の偽装問題への対応についても、一部の特定行政庁においては、データの抽出や集計に多大な時間と労力を要したところである。また、国、特定行政庁、指定確認検査機関等における情報の共有化は十分とはいえない状況にある。したがって、今後、建築物に関する情報を総合的に管理・提供できるシステムの整備が必要である。

④ 構造計算書に係る審査方法

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律により、国土交通大臣が定める確認審査等に関する指針に従って建築確認・検査を行うことが義務付けられるとともに、高度な構造計算を要する一定高さ以上の建築物等については構造計算適合性判定が義務付けられ、構造計算書偽装事件の再発防止を図ることとされたところである。

構造計算適合性判定の際には、建築確認申請時に提出された構造計算書の入力データ（電子情報）に基づき、大臣認定プログラムを用いて再入力・再計算をすることにより偽装防止を図ることとされたところであるが、大臣認定プログラム以外のプログラムを用いて構造計算書の作成がなされる場合は、構造計算過程について偽装の有無も含めて詳細な審査を行う必要がある。

したがって、大臣認定プログラムであるかどうかにかかわらず、プログラムを用いて作成した構造計算書の偽装の有無等について、より円滑な審査を可能とするシステムを整備することが今後の課題となっている。

3. 建築士制度、建築行政の執行体制等の見直しに向けた基本的な考え方

(1) 建築士制度に対する信頼の回復

建築士制度に対する信頼を回復するためには、「建築士」という資格とその業務のあり方や業を行うための「建築士事務所」制度を、消費者の立場に立って厳しく見直すとともに、これらの適正な業務実施を支えるための取り組みを総合的に講じることが必要である。

その際、今日、建築物に対する社会や国民の高度化・多様化するニーズに応え、安全で質の高い建築物を提供するため、得意分野の異なる者が協働して建築物の設計や工事監理の業務を行うことが常態化していることを念頭に置いて検討すべきである。

① 建築士の資質、能力の向上及び高度な専門能力を有する建築士の育成、活用

建築士が建築物の安全や質の向上を図るための専門家としての社会的責任を果たし、信頼を取り戻すためには、その資質、能力の維持向上を図り、建築に関する深い専門的知識、技能はもちろん、高い倫理観を保持することが必要である。

したがって、

- ・ 建築士制度について受験資格及び試験等の資格要件の厳格化を図ること、
 - ・ 資格取得後も、不断の自己研鑽により、建築全般にわたる一定水準の知識及び技能を維持向上させるとともに、各々得意分野の高度な知識及び技能を獲得させるため、自己研鑽を実効あるものとするための環境整備を図ること、
- を基本として見直しを行うべきである。

② 高度な専門能力を有する建築士による構造設計及び設備設計の適正化

今日の建築設計においては、専門性が高い構造及び設備の分野に関しては、高度な専門能力を有する者の活用が不可欠となっているとともに、必要十分な能力をもつ建築士が、それぞれの分野の業務の整合性をとりつつ、設計図書として一つにまとめ上げることが必要となっている。

したがって、構造及び設備の分野については、高度な専門能力を有する建築士が関与して適切に設計が行われる仕組みを制度化すべきである。

③ 建築士及び建築士事務所の業務の適正化

専門分野別に分業化し、重層的な業務実施体制が常態化していることを前提として、建築主が安心して設計を依頼できる環境を整えることが必要である。建築士及び建築士事務所の業務を適正化するためには、業務内容の明確化とその責任を明確化し、誰が業務を行っているのかを建築主に分かるようにして、市場で選別可能とすることが必要である。特に、今日のような重層化した設計業務体制における建築士の匿名性を排除することで、責任の明確化と職業倫理意識の向上を図ることが必要である。

したがって、

- ・ 業務を依頼する建築士について消費者が建築士本人であることを直接確認できるようにすること、

- ・建築士が行う設計や工事監理等の業務の内容を建築主が十分理解した上で適切に契約が行われるようにすること、
 - ・管理建築士による事務所管理機能を強化すること、
 - ・業務の再委託等について適正化を図ること、
- を基本として見直しを行うべきである。

④ 工事監理業務の適正化と実効性の確保

建築士の行う業務は、法令を守りつつ、建築主の利益を保護するため、契約に基づいて適切かつ誠実に実施されるべきものである。

したがって、工事監理業務についても契約に基づいて適正に実施されるよう、

- ・業務内容、実施方法の具体化や建築主への報告内容の充実等を図ること、
 - ・建築主の工事監理者選任義務の履行を担保するための措置を講じること、
- を基本として見直しを行うべきである。

⑤ 業務実態を踏まえた業務報酬のあり方

業務報酬額を統一的・具体的に示すことは、適正な競争を阻害するおそれがあるものとして、弁護士報酬基準等についても規制改革の中で廃止され、現在は自由化されている。こうした状況を踏まえつつ、建築士が行う設計及び工事監理に関する業務報酬基準については、引き続き、標準的な業務内容とこれに伴って必要となる作業量（人・日数）を示すことが適当であるが、その際、設計業務のCAD化、専門分化や調査業務の増大といった業務実態の変化に合わせて見直しを行う必要がある。

⑥ 団体による建築士及び建築士事務所の業務適正化に向けた取り組みの強化

建築士や建築士事務所における業務の適正化を図るためには、建築士等が必要な情報を共有し、必要な知識・技能を修得するための研修の提供を受け、互いに切磋琢磨できる環境を整えることが必要である。

また、建築士事務所において行われる業務の適正化や建築業務に対する信頼を回復するためには、業に携わる者が自ら率先して業務の適正化を図る必要がある。

したがって、建築士や建築士事務所を会員とする団体による、会員の資質、能力向上のための取り組みや建築士の業務の適正化を図るための取り組みが推進されるよう制度の見直しを行うべきである。

（２）住宅の売主等の瑕疵担保責任の実効性確保

新築住宅の売主等の瑕疵担保責任履行の実効を確保するための当該売主等の資力確保に関しては、保険や、供託、信託等を活用した制度設計が考えられる。制度設計にあたっては、被害者の迅速・確実な救済（迅速・確実な瑕疵修補）といった視点と欠陥住宅の排除・不良事業者の排除といった視点のいずれもが重要であり、住宅性能表示制度の活用等、品質確保体制の整備や、紛争処理体制等について十分に留意する必

要がある。なお、保険についてはすでに任意加入の瑕疵担保責任保険が中小住宅生産者を中心に約1割の新築住宅を対象として活用されていること、諸外国においても住宅瑕疵に関する保険が活用されているケースがみられること等から、こうした制度を参考として検討を進めるべきである。また、保険機能を活用した制度設計にあたっては、的確な検査の実施をはじめとして、モラルハザードの防止に留意することが必要である。

今般の構造計算書偽装問題を契機として、新築住宅の売主等が十分な資力を有さず瑕疵担保責任が十分に履行されない場合、住宅の所有者が極めて不安定な状況に置かれることが改めて認識されるなど、住宅に対する国民の不安が根強く残る中、住宅の安全の確保に対する国民のニーズに応えるためには、具体的な制度設計が行われることを前提に、新築住宅購入者等の保護の観点から、住宅に係る情報開示をすすめるとともに、瑕疵担保責任履行の実効を確保するための措置を講じる必要がある。

(3) 建築行政における監督体制・審査体制の強化及び建築関連情報の管理・提供体制の充実等

① 建築行政における監督体制・審査体制の強化

今回の構造計算書偽装事件の再発防止や新たな政策課題への対応のため、今後、国土交通大臣、都道府県知事及び特定行政庁は、

- ・的確な建築確認・検査業務の実施
 - ・違反建築物対策、耐震改修やアスベスト対策等の既存建築物の安全対策等の推進
 - ・指定確認検査機関、建築士、建築士事務所等に対する強力な指導監督の実施
 - ・省エネルギー対策、バリアフリー対策等の新たな政策課題への適切な対応
- 等を図るため必要かつ十分な建築行政の執行体制を整備する必要がある。

また、建築技術の高度化、建築基準法令等の改正等に的確に対応できるよう、建築主事、確認検査員、構造計算適合性判定員等については、継続的な研修等を通じて、十分に審査能力の維持向上を図る必要がある。

② 建築確認・検査の特例制度の見直し

建築士が設計・工事監理を行った小規模な木造住宅等について、構造耐力等の規定の確認審査や検査が省略する特例制度が設けられているが、建築士による設計・工事監理が適切に行われなかったことにより、構造安全上問題のある違法建築物が多数建築されたことを重く受け止め、これらの規定について、適法性が確保されるよう制度の見直しを行うべきである。

③ 建築物に関する情報の管理・提供体制の整備

様々な行政課題と法改正等に適切に対応しその実効性を上げていくためには、既存の建築物や建築士、建築士事務所等の状況について、これまで以上に正確に把握するとともに、そうした建築物の情報並びに建築士等の実績、処分等の情報を国民に開示する体制を速やかに整備することが不可欠である。

④ 構造計算書に係る電子認証システムの整備

構造計算プログラムを用いて作成する構造計算書の偽装の有無等について、より円滑な審査を可能とするため、電子認証システムを活用した審査体制の整備について具体化を図る必要がある。

4. 建築物の安全性確保のために講ずべき施策

(1) 建築士制度の抜本的な見直し

① 建築士に求められる資質、能力の確保等

適切な設計及び工事監理の業務を遂行できるだけの建築士の資質、能力の確保等を図るため、次の対策を講じる必要がある。

ア. 新たに建築士になる者の資質、能力の確保

近年、構造計算や構造設計、設備設計の業務内容が高度化してきており、一級建築士については、こうした専門別の業務を理解して、指示し、チェックできるだけの能力が必要となってきた。また、構造及び設備の専門能力を有する一級建築士を育成し、そうした人材を確保することも必要となってきた。したがって、これからの一級建築士の資格付与は、こうした能力を獲得できる実務経験とその能力を確認するための試験によって厳格に判定することとすべきである。

現在、建築士試験の受験資格は、建築又は土木に関する正規の課程を卒業していること及び建築に関する一定期間以上の実務経験を有していることを基本的な要件としている。実務経験については幅広に認められており、大学院における研究期間等設計業務や工事監理業務の経験がない場合であっても受験資格が認められ、試験に合格すれば建築士として、設計業務等を行うことが可能となっている。

建築士の信頼を損なう事案の発生を踏まえ、建築士に本来期待されている設計及び工事監理に必要な能力を的確に検証した上で資格が付与されるよう、次のような措置を講ずべきである。

- ・ 受験資格である学歴要件については、受験希望者が、所定の学科を卒業しているかどうかではなく、建築士となるのに必要な知識等を修得可能な科目を履修しているか否かにより、判断すること。
- ・ 受験資格である実務経験については、原則として建築士の独占業務である設計及び工事監理の業務に関するものとし、建築士事務所の管理建築士等に証明させることとする。
- ・ これらの見直しの一貫として、専門能力を有する技術者の受験資格についても適切に見直しを行うこと。
- ・ さらに、構造及び設備等の専門分野の設計の重要性が増すなど高度化・専門化する建築設計に対応するため、試験内容についても適切に見直しを行うこと。

イ. 既存建築士の資質、能力の向上

現在、建築士となっている者については、建築士法第22条第1項で「設計及び工事監理に必要な知識及び技能の維持向上に努めなければならない」とされているものの、昨今発生している事案を踏まえると当該努力義務規定では不十分であり、国民の生命、財産を守るために、必要な能力が維持向上されるよう具体的な措置が講じられる必要がある。

このため、建築士事務所に所属し、業に携わる建築士については、一定期間ごとの講習の受講を義務付けることとし、講習及び受講効果を確認するための修了考査

の実施により、資格取得後の新たな建築技術への対応や建築基準法令等の改正への対応等必要な能力の維持向上が図られるよう措置すべきである。

ウ. 建築士であることの確認・証明

再委託などにより、設計等の業務が重層化している中で、今回の構造計算書偽装問題等では、消費者はもちろん、元請け建築士事務所も、業務を再委託している建築士の情報を正確に把握していない場合があることが明らかとなった。

設計等を業として行う場合には建築士事務所の登録が必要であり、その旨の標識を掲示することとされているが、実際の業務を行っている者が建築士なのか、それとも補助者なのかは、建築主はもちろん一般の建築士にも分かりにくいといった実態がある。

こうした実態を改善し、建築士の責任を明確化し、業務の適正化を図るため、現在の建築士免許証を顔写真入りの携帯可能なものに変更し、業務実施時に提示義務を課し、建築主等が建築士の本人確認ができるようにすべきである。

② 高度な専門能力を有する建築士による構造設計及び設備設計の適正化

建築設計が高度化・専門分化している実態を踏まえ、構造設計及び設備設計の適正化を図るため、次の措置を講ずべきである。

- ・ 一定規模以上の建築物等については、構造設計又は設備設計について高度な知識及び技能を有する一級建築士（特定構造建築士(仮称)、特定設備建築士(仮称)）による構造又は設備に関する設計図書の作成又は法適合性証明を義務付けること。
- ・ 上記措置が確実に実施されるよう、建築確認申請時に、特定構造建築士又は特定設備建築士が自ら設計図書を作成した場合にはそれぞれ特定構造建築士又は特定設備建築士である旨を証する書類を、それ以外の場合には法適合性を証明した図書を確認申請書に添付しなければならないこととすること。
- ・ 特定構造建築士又は特定設備建築士は、それぞれ構造設計図書又は設備設計図書の作成に関し一定以上の実務経験を有し、かつ、所定の講習を修了した者又はこれと同等と認められる者とする。

③ 建築士事務所の業務の適正化

建築設計の分業体制が常態化していることも踏まえつつ、業務の適正化を図るため、次の措置を講ずべきである。

- ・ 建築士事務所を管理する管理建築士について、一定の実務経験等の要件を付加するなど、その能力の向上を図ること。
- ・ 管理建築士が技術的観点から開設者に述べた意見が尊重されるよう必要な措置を講じること。
- ・ 住宅購入者等の信頼に応えるため、受託した設計業務又は工事監理業務の一括再委託を禁止するとともに当該業務の建築士事務所以外への再委託の禁止を徹底すること。

- ・ 建築主が業務を委託する際に、所要の情報を得た上で委託するか否かの判断ができるよう、管理建築士又は開設者が指名した建築士に、一定の事項について事前説明を行わせるとともに、その内容について書面で確認させること。
- ・ 事務所の開設者に対し、所属建築士への講習受講機会の付与を義務付けること。

④ 工事監理業務の適正化と実効性の確保

建築物の質の確保、向上を図る上で、設計と並んで重要な役割を果たす工事監理業務については、建築主と工事監理者となる建築士との間での業務内容を確認し、その適正化と第三者性などの実効性の確保を図るため、次の措置を講ずべきである。

- ・ 工事監理業務として実施する内容を、業務の受託に際して説明し、書面で確認させること。
- ・ 工事監理業務の内容、実施方法や建築主への報告内容等の適正化、明確化を図ること。
- ・ 建築基準法上の着工届けの際に工事監理業務の契約書を添付させるなど、建築主の工事監理者の選任義務について実効性を確保するための措置を講じること。

⑤ 報酬基準の見直し

建築士事務所における業務の適正化を担保するとともに、建築主にとっても委託する設計業務や工事監理業務の報酬決定に際しての目安となるよう、所要の実態調査等を行った上で、標準的な業務量について、意匠・計画、構造及び設備の分野別に示す、工事金額ではなく延べ床面積に応じて示す、設計業務のCAD化、調査業務の増大を踏まえ業務量の見直しを行う等、報酬基準を定めている現行告示 1206号について、定期的に見直しを行うべきである。

⑥ 団体による自律的な監督体制の確立

建築士や建築士事務所の業務の適正化を図り、建築主が安心して設計を依頼できるようにするため、建築士や建築士事務所の団体への加入を義務付け、それらの団体が必要な情報の提供や知識・技能の習得促進など資質能力向上のための取り組みを行うとともに建築士等が互いに切磋琢磨できる環境を整えることを通じて建築士等に対する職業倫理意識の涵養や指導監督を強化することについては、その必要性を認める意見がある一方、関係する様々な団体からは一の団体への強制加入に対する反対意見があることや建築士等に対する厳しい参入規制となること等から強制加入そのものへの反対意見が多いこと、さらに新たに強制加入制度を採用することについて憲法で保障された権利を制限するに足る理由が不十分であるとの指摘があること、また、現状の加入率が1割程度にとどまっており、直ちに強制加入させることについて十分な理解が得られる状況にないことから、強制加入については将来の課題としつつ、当面、既存団体への加入率を向上させ、団体による自律的な監督機能を強化させることを主眼として、次の措置を講ずべきである。

ア. 団体による研修の実施

建築士及び建築士事務所の団体を建築士に対する研修等を実施する団体として位置付けることにより、建築士の資質、能力の維持向上を支援させ、その業務の適正化を図る。

イ. 団体を通じた業の適正化の取り組みの推進

団体を通じた自律的な業務の適正化による消費者保護を促進するため、次の措置を講じる。

- ・ 建築士事務所協会に苦情相談業務を行わせることとし、会員には当該業務上必要な調査への応答義務を課すこと。
- ・ 建築士事務所協会以外の団体が建築士事務所協会という名称を使用することを制限するとともに、建築士事務所協会会員以外の者が建築士事務所協会会員という名称を使用することを制限すること。

ウ. 団体による登録、閲覧事務の効率的・効果的な執行

建築士や建築士事務所の登録事務や登録簿の閲覧事務については、指定登録法人制度を設け、団体を活用することで行政事務の効率化を図る。

(2) 新築住宅の売主等の瑕疵担保責任履行のための資力確保措置

新築住宅の売主等が瑕疵担保責任履行の実効を確保するために住宅の売主等に必要とされる相応の資力の確保に関して、保険や、供託、信託等の仕組みについて、具体的な制度設計の検討を進めるべきである。その際、これらの仕組みが円滑に運営されるための環境整備や、故意・重過失に起因する瑕疵による損害への対応、紛争処理体制の整備など、消費者保護のための仕組みを構築する必要がある。

保険機能を活用する場合、既存の住宅瑕疵に係る保険に比べ、質、量ともにリスクが異なるなど、制度運営主体が過大な負担を負うことも想定されることを踏まえ、さらに制度の検討を進めるべきである。

こうした検討を行った上で、瑕疵担保責任履行の実効を確保するための相応の資力確保措置を新築住宅の売主等に対し義務付けるべきである。

(3) 建築行政における監督体制・審査体制の強化及び建築関連情報の管理・提供体制の整備等

① 国、都道府県、特定行政庁における建築行政職員数の確保及び建築主事等の能力の向上、研修等

建築行政の体制整備については、国、都道府県及び特定行政庁において、具体的な整備プログラムを1年以内に策定・公表し、その実現に努めるべきである。また、その実効性を確保するため、特定行政庁において建築行政職員数、建築主事数等の執行体制が適切に確保されているかを国が定期的にモニタリングし、その内容を公開すべきである。

建築主事等の能力の向上、研修等については、各特定行政庁における独自の取り組みに加え、日本建築行政会議（ＪＣＢＯ）が中心となって、国その他関係組織の協力のもと、建築主事、確認検査員、構造計算適合性判定員等に対する建築技術、特に建築構造に関する研修プログラムを毎年度継続的に実施する必要がある。また、国においても、地方行政職員等向けの研修会等のカリキュラムを見直し、充実を図る必要がある。

また、審査の適正化・円滑化が図られるよう、国は日本建築行政会議（ＪＣＢＯ）と協力して、審査等に係る法令の解釈・運用方針を明確化し、公開すべきである。

② 建築確認・検査の特例制度の見直し

建築士が設計・工事監理を行った多数の木造住宅について構造耐力上の違法行為が確認されたことを踏まえ、建築士が設計・工事監理を行った小規模木造住宅等について構造耐力等に関する規定の審査を省略する建築確認・検査の特例制度について、これらの規定について適法性が確保されるよう適切に見直しを行うべきである。

③ 建築関連情報の管理・提供体制の整備

国と地方公共団体が協力して、建築物のストック情報、建築士及び建築士事務所等に係る各種情報等を各行政機関で共有化し、さらに必要に応じて消費者に対し情報提供できる建築行政情報の総合管理システムについて、既存のシステムも活用しつつ、整備する必要がある。

その際、消費者向け閲覧情報（建築計画概要、建築士及び建築士事務所の処分情報等）と特定行政庁向け情報（違法行為若しくはその疑義に関する情報等）などに分けて検討し、これらの情報を一元的に収集・管理する必要がある。

④ 構造計算書に係る電子認証システムの整備

今後、国は、他制度での仕組みも参考にしつつ、構造計算書に係る電子認証システムの活用に向け、当該システムをより低コストで効率的に実施するための技術開発を推進するとともに、当該システムに対応した構造計算プログラムの性能評価等に関する共通ルールの構築等について検討すべきである。また、電子認証システムの導入に当たっては、すべての設計者においてその円滑な導入が進むよう支援スキームを検討すべきである。

審議経過

H17. 12. 12 建築分科会

※国土交通大臣から社会資本整備審議会への諮問、社会資本整備審議会から建築分科会への付託、基本制度部会の設置

H17. 12. 19 第1回基本制度部会

H18. 1. 10 第2回基本制度部会

H18. 1. 30 第3回基本制度部会

H18. 1. 30～H18. 2. 15 「建築物の安全性確保のための建築行政のあり方について」中間報告(案)についてご意見募集

H18. 2. 8 第4回基本制度部会

H18. 2. 22 第5回基本制度部会

H18. 2. 24 建築分科会

※「建築物の安全性確保のための建築行政のあり方について」中間報告をとりまとめ

H18. 4. 24 第6回基本制度部会

※「構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会報告書」について緊急調査委員会座長から報告

H18. 5. 31 第7回基本制度部会

(H18. 6. 14 「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案」可決成立〔第164回国会〕)

(H18. 6. 21 「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律」公布)

H18. 6. 26 第8回基本制度部会

H18. 7. 20 第9回基本制度部会

H18. 7. 31 第10回基本制度部会

H18. 7. 31～H18. 8. 18 「建築物の安全性確保のための建築行政のあり方について」報告書(案)についてご意見募集

H18. 8. 31 第11回基本制度部会

H18. 8. 31 建築分科会

※「建築物の安全性確保のための建築行政のあり方について」報告をとりまとめた後、社会資本整備審議会答申として大臣に提出

(別添2)

社会資本整備審議会建築分科会
委員名簿

平成 18 年 8 月 31 日現在

委員	く ぼ 久 保	てつお 哲夫	東京大学大学院教授
	くろかわ 黒 川	たけし 洸	(財)計量計画研究所理事長
	こうら 小 浦	ひさこ 久子	大阪大学大学院助教授
	こしざわ 越 澤	あきら 明	北海道大学大学院教授
(分科会長代理)	こばやし 小 林	しげのり 重敬	横浜国立大学大学院教授
	こやべ 小谷部	いくこ 育子	日本女子大学教授
	さくらい 櫻 井	けいこ 敬子	学習院大学教授
	そのだ 園 田	まりこ 真理子	明治大学助教授
	にしに 西 谷	つよし 剛	國學院大學法科大学院教授
(分科会長)	むらかみ 村 上	しゅうぞう 周 三	慶應義塾大学教授
	やの 矢 野	りゅう 龍	住友林業(株)取締役社長
臨時委員	あおき 青 木	ひろゆき 宏之	(社)全国中小建築工事業団体連合会副会長
	あさみ 浅 見	やすし 泰司	東京大学教授
	おおもり 大 森	ふみひこ 文彦	東洋大学教授・弁護士
	おぼた 小 幡	じゅんこ 純子	上智大学教授
	さかもと 坂 本	ゆうぞう 雄三	東京大学大学院教授
	ささだ 笹 田	みよし 己由	全国建設労働組合総連合住宅対策部長
	たつみ 巽	かずお 和夫	京都大学名誉教授
	のむら 野 村	かん 勸	国際医療福祉大学大学院教授
	ふくい 福 井	ひでお 秀夫	政策研究大学院大学教授
	ふじもと 藤 本	まさや 昌也	(社)日本建築士会連合会副会長
	ふるさか 古 阪	しゅうぞう 秀 三	京都大学大学院助教授
	もり 森	みのる 稔	森ビル(株)代表取締役社長
	やし 野 城	ともなり 智也	東京大学教授

(別添3)

社会資本整備審議会建築分科会
基本制度部会委員名簿

平成18年8月31日現在

委員（部会長代理）	く ぼ 久 保	てつお 哲夫	東京大学大学院教授
委員	さくらい 櫻 井	けいこ 敬子	学習院大学教授
委員（部会長）	むらかみ 村 上	しゅうぞう 周 三	慶應義塾大学教授
臨時委員	あ お き 青 木	ひろゆき 宏之	(社)全国中小建築工事業団体連合会副会長
	お ば た 小 幡	じゅんこ 純子	上智大学教授
	さ さ だ 笹 田	み よ し 己由	全国建設労働組合総連合住宅対策部長
	ふじもと 藤 本	まさや 昌也	(社)日本建築士会連合会副会長
	ふるさか 古 阪	しゅうぞう 秀 三	京都大学大学院助教授
専門委員	あきやま 穂 山	せいご 精吾	NPO法人全国マンション管理組合連合会会長
	あ べ 安 部	しげたか 重孝	NPO法人建築技術支援協会理事・建築部会長
	いづか 飯 塚	よしのり 悦功	東京大学大学院教授
	おかもと 岡 本	ひろし 宏	(社)建築業協会設計部会長・資格制度対応部会長
	かきさかい 柿 堺	いたる 至	東京都都市整備局長
	かなさし 金 指	きよし 潔	(社)住宅生産団体連合会監事
	きはら 木 原	ひろみ 碩美	(社)日本建築構造技術者協会副会長
	くりはら 栗 原	きよし 清	(社)不動産協会マンション・戸建住宅事業委員会委員長
	しまの 島 野	やすし 康	(独)国民生活センター審議役
	せんだ 仙 田	みつる 満	(社)日本建築家協会会長
	たかや 高 谷	すすむ 進	元日弁連住宅紛争処理機関検討委員会委員長
	とだ 戸 田	はるひさ 晴久	大阪府住宅まちづくり部長
	のむら 野 村	あきのり 昭典	日本労働組合総連合会 建設連合書記長
	まつもと 松 本	こうへい 光平	明海大学名誉教授
	みす 三 栖	くにひろ 邦博	(社)日本建築士事務所協会連合会会長
	むかいどの 向 殿	まさお 政男	明治大学理工学部教授
	やまのうち 山 内	ひろゆき 泰之	(独)建築研究所理事長
	よしだ 吉 田	こうじ 浩二	(社)日本損害保険協会常務理事

第2版（平成19年11月14日発行）

実務者向けのわかりやすい

新しい建築確認手続きの要点

「認定書の写しの取り扱い」
「軽微な変更の取り扱い」
が改正され、新しくなりました

本年6月20日に、建築確認・検査の厳格化を柱とする改正建築基準法が施行されました。一昨年末に発覚した耐震偽装事件の教訓を踏まえ、建築物の安全・安心の確保を目的とするものです。

改正法では、構造計算適合性判定制度の導入、確認審査等に関する指針の制定及びそれに基づく審査の実施等により、建築確認手続きが大きく変わりました。

このリーフレットは、新しい建築確認手続きの要点について、設計者、施工者、デベロッパーなど主に事業者の皆様が読まれることを念頭に、わかりやすく説明したものです。

この第2版は、平成19年11月14日の建築基準法施行規則の一部改正を受けて、改訂を行ったものです。

国土交通省

【ポイント1 申請図書の訂正について】

新しい建築確認手続きでは、記載内容の整合性のとれた申請図書の提出を求め、これまでより申請図書の訂正に厳しくのぞむことになりました。後で差し替えればよいとして十分に図面や計算書をチェックしないまま提出するなど、残念ながら、ずさんな申請図書が少なくなかったためです。

とはいうものの、建築士が通常の注意を払って設計した場合でも、いわゆるヒューマンエラーは起こるものです。その点を考慮し、新しい建築確認手続きにおいても、軽微な不備がある場合の補正、不明確な点がある場合の追加説明書の提出が認められるようになっています。

以下に、申請図書の訂正に関してポイントとなることを説明します。

1. 軽微な不備がある場合の補正が認められる例、不明確な点がある場合の追加説明書の提出が認められる例について、次ページに掲載します。

一部の建築関係者の間で、単純な誤字・脱字しか申請図書の修正が認められないという話が伝わっていると聞きますが、補正や追加説明書の提出が認められる範囲は、もっと広いものです。

2. 申請図書の補正の仕方ですが、上書き修正や正しい図面の差し込みなど、審査経過が残るかたちで行うことになっており、間違った図面を抜き取って正しい図面に入れかえる、いわゆる差し替えによる方法とはならないことになっています。

3. 建築主事や指定確認検査機関（以下「建築主事等」といいます。）が、補正や追加説明書の提出を求めるときは、小出しにするのではなく、ひととおり審査した上でまとめて指示すべきとされています。

補正や追加説明書の提出の指示は文書通知によることになっていますが、審査の円滑化のために、文書通知の前に建築主事等が申請者側に電話等で説明等を求めることはもちろん差し支えありません。

4. 建築基準関係規定の審査に関係しない部分（例えば、郵便番号、住所等）での誤記、記載漏れ等については、文書通知によらずに、適宜訂正印による補正を行うことになっています。

施行規則で「付近見取図」と定められているのに対し申請図書では「案内図」と記されていたために補正を求められた例も報告されておりますが、このような審査上支障のないものについては、あえて補正を求める必要はないところですし、仮に整理の都合等で補正を求めるにしても、適宜訂正印による補正で済ますべきものです。

いずれにしても、建築主事等に対して、申請者側に無用の負担を強いることのないよう要請しているところです。

【参考：補正が認められる例】

軽微な不備がある場合の補正が認められる例としては、下記のような場合が挙げられます（もちろん、これら以外のものでも、類似のものは補正が認められることになります。）。

- (1) 確認申請書、建築計画概要書及び構造計算概要書に記載すべき事項について、設計図書等から申請者が本来記載しようとした事項が容易に推測される程度の単純な誤記、記載漏れ等がある場合

① 確認申請書・建築計画概要書

- (例)
- ・地名地番の表示
 - ・特定工程の有無
 - ・床面積の記入
 - ・建築物の棟数の記入
 - ・確認申請書と建築計画概要書の記載内容の齟齬

② 構造計算概要書

- (例)
- ・記入が不要と判断される項目について、その旨の分かる理由の記入
 - ・建築物の概要欄への延べ面積の記入
 - ・プログラムのバージョン番号

- (2) 図面上建物の形状に変更がなく、明らかに建築基準関係規定に適合している場合で、単純な誤記、記載漏れ等がある場合

- (例)
- ・縮尺、立面図・断面図の方位の記入
 - ・敷地面積、床面積計算等に係る求積計算と求積図との齟齬
 - ・敷地境界線の寸法や外壁の後退距離の表示
 - ・土地の高低及び延焼のおそれのある部分の表示
 - ・図面間における通り芯などの符号
 - ・鋼材の J I S 番号で該当のないものの表示

- (3) 審査側が独自に決めている取り扱い基準と申請内容が異なる場合

- (例)
- ・開放廊下、ピロティ等の取り扱いの相違

【参考：追加説明書の提出が認められる例】

不明確な点がある場合の追加説明書の提出が認められる例としては、下記のような場合が挙げられます（もちろん、これら以外のものでも、類似のものは追加説明書の提出が認められることになります。）。

- (例)
- ・壁、床等の断面の構造、材料の種別、寸法の明示が一部不明確であり、申請図書の他の部分を参照しても不明確な場合
 - ・敷地内通路の有効幅員の明示
 - ・構造計算書のワーニングメッセージに対する設計者の所見
 - ・モデル化の判断における追加検討（複数のモデル化の検討） 等

【ポイント2 申請図書の記載の仕方について】

改正法の施行に伴い、申請図書の種類、各図書に明示すべき事項（審査上必要な記載事項）等が見直されました。

この見直しは、建築基準関係規定に係る審査を適確に実施するために行われたものですが、新しく定められた図書もあり、また、明示すべき事項の追加もあって、申請図書が質的に充実する一方、その分量が増加することになりました。

以下に、申請図書の記載の仕方に関してポイントとなることを説明します。

1. 申請図書の記載の仕方については、建築基準関係規定への適合を審査するのに差し支えない範囲で、以下に示す例のように、ある程度柔軟に取り扱ってよいことになっています。
 - ① 施行規則において各図書に明示すべき事項が定められていますが、他の図書に明示することによって、本来の図書に明示しないで済ませることができます。
 - ② 具体的な数値や図の代わりに、建築基準関係規定に適合することが明らかである旨を表した簡便な記載によることも可能です。（例：前面道路幅員 30 m、適用距離 25 m のため道路斜線制限に適合 等）
 - ③ 例えば、各階平面図について、意匠や各種設備等の各階平面図を適宜別葉で提出しても差し支えありません。
2. 設備機器等については、確認申請時に具体的な品番が決まっていないケースが多いと聞きますが、その場合には、一定の仕様範囲（寸法、材料、性能等）を示した標準的な図面あるいは一以上の採用候補機種の図面を添付し、当該設備機器等又は当該設備機器等と同等以上の設備機器等を用いることを明示して下さい。なお、完了検査時等には、採用した具体の機種を説明していただきます。
3. 構造計算に関し、構造計算概要書等の新しい図書が定められましたが、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、木造それぞれの構造計算概要書の記載例が作成されていますので、（財）建築行政情報センターのホームページ (<http://www.icba.or.jp/>) にアクセスし、参考にして下さい。
4. 指定確認検査機関から特定行政庁への報告に用いる、いわゆるチェックリストについては、確認申請者からの提出図書として位置付けられているものではありませんので、申請者の意志に反して指定確認検査機関への提出を義務付けられるものではありません。

【ポイント3 認定書の写しの取り扱いについて】

今般、国土交通大臣の認定を受けた工法、部材、材料等を使用する場合には、原則として、認定書の写しの添付が必要なこと、その場合、おもて紙のみならず別添図書の写しも添付が必要なことを明確にしました。

認定書の写しの添付を求めるのは、その工法、部材、材料等が、計画している建築物に採用可能なものであること、適用される建築基準関係規定に適合すること等をチェックする必要があるためです。

以下に、認定書の写しの取り扱いに関してポイントとなることを説明します。

1. 建築基準法施行規則の一部改正(平成 19 年 11 月 14 日)により、確認申請時の認定書の写しの提出については、建築主事等が求める場合に限られることとなりました。

写しの提出を必要としない認定書については、審査機関のホームページや窓口等において認定番号リスト等が公表されることになっていますので、申請に当たって、事前相談時等によく確認して下さい。

2. なお、認定書の写しの提出を求められる場合、別添図書の写しについては、すべてのページを提出する必要はなく、認定を受けた仕様が記載されたページを適宜選択して提出すればよいことになっています。

例えば、耐火構造等（外壁、防火設備、屋根・軒裏など）の認定を受けている構造方法についていえば、断面の構造、材料の種別及び寸法等が示されたページの写しで足ります。また、その写しをもって、当該耐火構造等の構造詳細図に替えてよいことになっています。

3. ホルムアルデヒド発散建築材料や防火材料については、確認申請時に具体的な使用材料が決まっていないケースが多いと聞きますが、その場合には、使用材料の種別（例えば、F☆☆☆☆、不燃材料など）を示せばよく、認定書の写しの添付は不要です。なお、完了検査時等には、採用した具体の使用材料を説明していただきます。

4. 鉄骨製作工場に係る認定書の写しについても、確認申請時にはどの鉄骨製作工場に発注するか決まっていないケースが多いため、その取り扱いに関して質問が多いところ です。

鉄骨製作工場が決まっていない場合には、構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口の構造詳細図に鉄骨の溶接部を書き込むことにより、認定書の写しの添付は不要です。後に鉄骨製作工場が決まった段階で認定書の写しを提出していただき、それに基づき中間検査等が行われることになります。

* 下線部は、第2版で追加された部分です。

【ポイント4 構造計算適合性判定について】

構造計算適合性判定制度（いわゆるピアチェック）は、通常の確認審査では見破ることが困難な耐震偽装があったこと、高度な構造計算の法適合審査においては専門的な工学的判断が必要とされること等から導入されたものです。

構造計算適合性判定を行うのは、都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関（以下、「指定構造計算適合性判定機関等」といいます。）です。

以下に、構造計算適合性判定に関してポイントとなることを説明します。

1. 構造計算適合性判定の対象となる建築物は、いわゆるルート2以上の構造計算を行う建築物です（ルート1でも大臣認定プログラムを使うと判定の対象となります。）。

高さが20mを超える鉄筋コンクリート造、地階を除く階数が4以上の鉄骨造、高さが13m又は軒の高さが9mを超える木造等が代表例ですが、耐力壁や柱の水平断面積の少ない鉄筋コンクリート造やスパンが大きい鉄骨造など、比較的小規模な建築物であってもルート2以上の構造計算が適用され、対象となる場合があります。

2. 構造計算適合性判定についても、あくまでも建築基準関係規定に適合するか否かの観点から判定が行われるものです。

したがって、建築物の構造関係技術基準解説書等で「・・・が望ましい」等の表現で示されている事項など、構造設計に係る推奨事項の採用を指導するようなことは適切でなく、そのことを指定構造計算適合性判定機関等に通知しているところです。

3. 建築確認の審査と同様に、構造計算適合性判定についても、事前相談を実施してほしいとの要望が寄せられています。

このため、どこで構造計算適合性判定を受けるかについて建築主事等が承知している場合には、指定構造計算適合性判定機関等においても、不適合箇所の指摘を含め事前相談にきめ細かく対応するよう要請しているところです。

4. 構造計算適合性判定に係る正式な文書通知は建築主事等を経由して行うこととされていますが、審査の円滑化を図るため、それ以外に適宜、構造計算適合性判定員が直接申請者側に説明等を求めることは差し支えありません。

【参考：構造計算プログラムについて】

新しい大臣認定プログラムについては、改ざん防止機能等が装備され、審査期間の短縮と手数料の軽減が行われます。現在、複数のプログラummerが性能評価の審査中あるいは準備審査中であり、国土交通省としても的確かつ迅速な審査を働きかけています（平成19年10月22日現在）。

旧大臣認定プログラムも引き続き使用可能であり、構造関係技術基準の見直しへの対応など活用にあたっての注意点を明らかにし、その活用促進を図っているところです。

【ポイント5 計画変更の取り扱いについて】

建築確認を受けた後に、建築主の要望により、あるいは施工上の都合等により、計画変更を行うことはよくあることです。

計画変更を行う場合、従前より、原則として、それが建築基準関係規定に適合するかどうかについて、当該変更箇所の工事に入る前に建築主事等のチェックを受けなければならないとされています。この計画変更の確認手続きが適切に行われない場合には、法令に適合しないまま工事が進められていくおそれがあります。

ただし、工事に対する影響に配慮し、一定の「軽微な変更」については、計画変更の確認手続きを要しないこととされているほか、運用上の工夫等も行われています。

以下に、計画変更の取り扱いに関しポイントとなることを説明します。

1. 計画変更の確認手続きが不要な「軽微な変更」については、施行規則第3条の2に規定されています。

そもそも当該建築計画に適用される建築基準関係規定に関係のない計画変更は、確認手続きを要しません。図面に記載された内容に変更があった場合、建築主事等がすべからく計画変更の確認手続きを求めていることがあると聞きます。具体的な話として、戸建て住宅に付属する塀に設けた戸の位置を変更しようとしたところ、計画変更の確認手続きを求められたケースが報告されていますが、このような建築基準関係規定に関係のない図面上の変更については、確認手続きは必要ありません。

2. 建築基準法施行規則の一部改正(平成19年11月14日)により、間仕切りや開口部の変更であって構造安全性、防火・避難性能が低下することのないもの等については、計画変更の確認手続きが不要な「軽微な変更」として扱い、計画変更に係る確認申請は必要ないこととされました。

この構造安全性、防火・避難性能が低下することのないもの等の運用については、軽微な変更の趣旨が建築確認手続に要する建築主の負担軽減にあること等を踏まえ、弾力的に取り扱うこととしています。

3. 軽微な変更については、中間検査や完了検査の申請時に、変更の内容を説明することとなりますが、検査を円滑に実施するため、検査前の適当な時期に、建築主事等に対しあらかじめ説明しておくことも考えられます。

4. 軽微な変更の弾力的な取り扱いや、以下の「あらかじめの検討」の的確な活用により、工事着工後の計画変更への対応も一定範囲内で柔軟にできることとなります。

* 下線部は、第2版で追加された部分です。

5. 施工の関係上やむを得ず発生する可能性の高い変更事項について、それへの対応を当初の確認申請時の図書においてあらかじめ検討しておくことにより、計画変更の確認手続きを行わないで済ませることができます。

この「あらかじめの検討」の例として、以下の事例が（財）建築行政情報センターのホームページ（<http://www.icba.or.jp/>）に掲載されていますので、参考にして下さい（「構造審査・検査の運用解説」第4章第2）。

- ・ くい芯ずれを考慮した検討
- ・ くいの長さの変更を見込んだ検討
- ・ 小ばりの位置の変更を見込んだ大ばりの検討
- ・ 大きさの変更を見込んだスラブの検討
- ・ はり貫通孔の大きさと位置の変更を見込んだ検討
- ・ 壁開口の位置の変更を見込んだ検討
- ・ スラブの開口及び段差の変更を見込んだ検討

6. また、「あらかじめの検討」としては、上記に類するものとして、建築物の計画上、建築主等の意向により発生が見込まれる変更事項への対応方法があらかじめ検討されている場合があります。

例えば、分譲共同住宅について、一定の間取り変更が生じても、構造耐力上、防火・避難上、採光上等支障がないことがあらかじめ確かめられている場合が考えられます。

また、従前から、分譲住宅の供給に当たって住宅等の間取り等に選択性を持たせた販売方法に即した建築確認手続きとして、いわゆる「メニュー方式」への対応があり、その活用も考えられます。

「あらかじめの検討」により計画変更の確認手続きを行わないで済ませる方法については、様々なケースへの応用が可能なものです。

7. 計画変更の確認手続きが必要な場合においても、簡易な計画変更に対して特別に短い審査期間を設定するなどの方法により手続きを迅速に行うよう、建築主事等や指定構造計算適合性判定機関等に要請しているところです。もちろん、大臣認定に係る変更手続きにおいても迅速な処理に配慮します。

8. 構造計算適合性判定の対象建築物に係る計画変更であっても、変更内容が構造耐力に関係しない場合には確認手続きのみでよく、再度の構造計算適合性判定は不要です。

* 下線部は、第2版で追加された部分です。

【参考：新しい建築確認手続きに関する情報提供等について】

国土交通省では、日本建築行政会議（※）等と協力して、新しい建築確認手続きに関する様々な情報を（財）建築行政情報センターのホームページに掲載し、申請側・審査側双方の実務者等に提供しています。また、同センターでは、実務者等に対する電話相談窓口も開設しています。

実務者等に対する情報提供や相談については、さらに地域レベルできめ細かく実施していくことが求められています。このため、都道府県に説明会の開催、相談窓口の設置等を要請しているほか、地域からの求めに応じ研修会等にアドバイザーを派遣する体制を整備しています。

（※）日本建築行政会議：特定行政庁、指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関を構成員とする団体です。

（財）建築行政情報センターによる情報提供・相談

○ インターネットによる情報提供

- ・ 改正建築基準法に係る質疑・応答（Q&A）

設計や審査の実務者から寄せられた質問を逐次整理し、回答をQ&A方式で掲載しています。

- ・ 確認審査・検査、構造計算適合性判定に関する運用解説（審査マニュアル）
- ・ 構造計算概要書の記載事例（木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造）
- ・ 確認申請書の作成事例（戸建て木造住宅）
- ・ 改正建築基準法「質問箱」

改正建築基準法の運用に関する質問をホームページ上で受け付けています。

- ・ 改正建築基準法「苦情箱」

確認審査等に関する苦情を匿名でも受け付け、対象の審査機関に対しては、国土交通省や都道府県を通じて苦情内容を通知するとともに、必要に応じて助言等を行います。

（財）建築行政情報センターのホームページ <http://www.icba.or.jp/>

○ 電話相談室の開設

- ・ 設計・施工・審査の実務者から電話による質問や相談を受け付けます。

電話番号： 03-5206-6135

受付時間： 【午前】 10:00～12:00

【午後】 13:00～18:00

※土日・祝日を除く。

【参考：建築関係中小企業の資金繰りを支援するための金融上の措置について】

大工・工務店や建築資材関連業者など建築関連の中小企業への資金繰りなどの経済的影響が懸念されることから、10月9日より、政府系中小企業金融機関によるセーフティネット貸付及び既往債務の返済条件の緩和等の措置が講じられています。

1. 特別相談窓口の設置

政府系中小企業金融機関（中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、商工組合中央金庫、沖縄振興開発金融公庫）、信用保証協会、主要商工会議所、商工会連合会及び各経済産業局に特別相談窓口を設置し、中小企業者に対する経営上の相談を受け付ける。

2. セーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）の適用

影響を受ける中小企業者については、政府系中小企業金融機関において、セーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）が利用可能。

融資条件（H19.11.9現在）

	中小企業金融公庫	国民生活金融公庫	商工組合中央金庫
融資限度	4.8億円に倍増	4,800万円	4.8億円
融資利率	基準利率（5年以内2.25%）	基準利率（5年以内、2.40%）	基準利率（5年以内、2.25%）
融資期間	7年以内	7年以内	7年以内
元金返済据置期間	2年以内に延長	2年以内に延長	2年以内
その他	無担保・担保不足の場合でも融資可能（金利上乘せ）		担保不足の場合でも融資可能（金利上乘せ）

※上記の表のゴシック部分は一般貸付と比較したセーフティネット貸付の特例です。

3. 既往債務の返済条件緩和の対応

政府系中小企業金融機関において、返済猶予等既往債務の条件変更について、関連中小企業者の実情に応じて対応する。

【融資に関するお問い合わせ先】

中小企業金融公庫	http://www.jasme.go.jp/jpn/bussiness/a400.html
商工組合中央金庫	http://www.shokochukin.go.jp/tempo/index.html
国民生活金融公庫	http://www.kokukin.go.jp/tenpo/index.html
沖縄振興開発金融公庫	http://www.okinawakouko.go.jp/index.html

10月16日には、民間金融機関による金融の円滑化を図るため、金融庁に要請を行い、全国銀行協会等の各金融関係団体に対し、関係中小企業向けの資金の円滑な供給への配慮について周知徹底いただいたところです。

【参考：建築主に対する国土交通省からのお知らせ文】

建築主の皆様へ

～6月20日から建築確認・検査の手続きが変わりました～

一昨年11月に発覚した構造計算書偽装事件のような問題を二度と起こさないよう、昨年の通常国会において、「建築確認・検査の厳格化」を大きな柱とする建築基準法等の一部改正が行われ、去る6月20日から施行されています。

建築確認・検査は、建築物の安全を確保するための重要な手続きで、直接には、設計者や工事施工者の方々が対応されるものと思われませんが、これらの手続きが円滑に行われるためには、建築主の皆様の理解が必要不可欠です。

1. 建築確認・検査の厳格化の概要

(1) 構造計算適合性判定制度の導入

高度な構造計算を行う建築物（一般的には一定の高さ以上等の建築物が対象になりますが、比較的小規模な建築物でも対象になる場合があります。）については、第三者機関による構造審査（ピアチェック）が義務付けられました。

(2) 審査期間の延長

構造計算適合性判定制度の導入等に伴い、建築確認の審査期間が延長されました。（21日間→35日間、ただし、詳細な構造審査を要する場合には最大で70日間）

(3) 指針に基づく厳格な審査の実施

従来、設計者のチェックが不十分な設計図書であっても、審査段階での補正が幅広く認められてきましたが、軽微な不備を除き、設計図書に法令に適合しない箇所や不整合な箇所がある場合には、再申請を求めることとしました。また、設計内容の変更を行う場合には、軽微な変更を除き、当該部分の工事前に計画変更の確認を受けなければなりません、このことを徹底することとしました。

なお、建築確認・検査の手数料は、特定行政庁（自治体）や指定確認検査機関（民間）がそれぞれ定めるものですが、これらの安全確保を図るための措置に伴い、所要の見直しが行われています。

2. 建築主の皆様へのお願い

(1) 設計条件や要求事項について、設計者と事前に綿密に打合せを行い、意匠・構造・設備の整合性のとれた設計図書により確認申請を行って下さい。

(2) 設計図書の作成や確認申請の手続き（構造計算適合性判定の対象となる場合には、その手続きも含みます。）に必要な期間を考慮して、できるだけ余裕のあるスケジュールを設定して下さい。

(3) 設計内容の変更を行う場合は、軽微な変更を除き、計画変更の確認の手続きが必要となりますので、当初の建築確認申請の段階で設計内容を十分に詰めておくとともに、設計内容の変更を検討する場合は、工事のスケジュールへの影響について十分に留意して下さい。

「新しい建築確認手続きの要点」

平成 19 年 10 月 30 日 初版発行

平成 19 年 11 月 14 日 第 2 版発行

国土交通省 住宅局 建築指導課

建築関連中小企業に対する金融上の支援について

建築確認、建築着工の減少等による影響を受ける建築関連の中小企業者の方に対する金融上の支援については、①セーフティネット貸付制度と②セーフティネット保証制度が措置されています。

① セーフティネット貸付制度は、政府系中小企業金融機関による運転資金の融資制度です。

- ・ 建築確認、建築着工の減少等による影響を受ける幅広い業種が対象です。
- ・ 一般貸付及び普通貸付と比べ、融資限度額や元金返済据置期間に優遇措置があります。
- ・ 担保条件の特例制度が利用可能です。

② セーフティネット保証制度は、各都道府県等の信用保証協会が債務保証を行うことにより、民間金融機関から融資を受けやすくする制度です。

- ・ 一般保証と比べ、保証限度額が別枠になるとともに、割安な保証料での保証が可能です。
- ・ 指定業種に属し、最近3ヵ月間の売上高等が前年同月比マイナス5%以上の事業者が対象となり、対象事業者は指定期間内に市町村長に申請を行い、認定を受ける必要があります。

※ 融資制度等に関するお問い合わせは、政府系金融機関（中小公庫、国民公庫、商工中金、沖縄公庫）、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業庁・経済産業局に設置されている建築関連の特別相談窓口にご相談ください。

国土交通省・中小企業庁

1. セーフティネット貸付制度（政府系金融機関による融資制度）

○ 対象

建築確認、建築着工の減少等により、一時的に資金繰りに著しい支障を来している又は来すおそれがある中小企業

○ 融資条件（ゴシック部分は一般貸付と比較したセーフティネット貸付の特例）

	中小企業金融公庫	国民生活金融公庫	商工組合中央金庫
融資限度額	一般貸付とあわせて 4.8億円	普通貸付とあわせて 4,800万円	4.8億円
融資利率（【参考1】参照）	基準利率	基準利率	基準利率
融資期間	7年以内	7年以内	7年以内
元金返済据置期間	2年以内	2年以内	2年以内
その他	一定の要件を満たす 場合には、担保の免 除が受けられる制度 あり（金利上乘せ）		一定の要件を満たす 場合には、担保の一部 免除が受けられる制 度あり（金利上乘せ）

（注）沖縄県においては、沖縄振興開発金融公庫が、中小企業金融公庫及び国民生活金融公庫と同様の融資を取り扱っています。

○ ご利用方法

申込の際は、各政府系金融機関に必要書類を提出して下さい。なお、必要書類については各機関にお問い合わせ下さい。

○ その他

建築確認、建築着工の減少等による影響がない場合でも、一般貸付のご利用は可能です。

セーフティネット貸付制度のお問い合わせ先

中小企業金融公庫

東京相談センター 電話：03-3270-1260 名古屋相談センター 電話：052-551-5188
大阪相談センター 電話：06-6345-3577 福岡相談センター 電話：092-781-2396
全国各支店 <http://www.jasme.go.jp/jpn/bussiness/a400.html>

国民生活金融公庫

東京相談センター 電話：03-3270-4649 名古屋相談センター 電話：052-211-4649
大阪相談センター 電話：06-6536-4649
全国各支店 <http://www.kokukin.go.jp/tenpo/index.html>

商工組合中央金庫

お客様サービスセンター 電話：03-3246-9366
全国各支店 <http://www.shokochukin.go.jp/tempo/index.html>

沖縄振興開発金融公庫

電話：098-941-1795 <http://www.okinawakouko.go.jp/>

※ 融資制度等に関するお問い合わせは、政府系金融機関（中小公庫、国民公庫、商工中金、沖縄公庫）、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業庁・経済産業局に設置されている建築関連の特別相談窓口にご相談ください。

2. セーフティネット保証制度（民間金融機関から融資を受ける際の信用保証制度）

信用保証制度は、民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が債務保証を行うことにより、中小企業の皆様が融資を受けやすくします。

セーフティネット保証制度は、経営の安定に支障を生じている中小企業の皆様について、一般の保証枠とは別枠で保証を行います。

○ 対象

全国的に業況の悪化している業種として指定を受けた業種（【参考2】参照）に属する中小企業であって、事業所の所在地を管轄する市町村長または特別区長の認定を受けた方。
なお、指定業種以外の業種の中小企業の方であっても、一般保証の利用は可能です。

○ 認定要件 最近3か月間の平均売上高等が前年同期比マイナス5%以上の中小企業者。

○ 保証限度額の別枠化

	（一般保証限度額）		（別枠保証限度額）
・ 普 通 保 証	2 億円	+	2 億円
・ 無 担 保 保 証	8,000 万円	+	8,000 万円
・ 無担保無保証人保証※2	1,250 万円	+	1,250 万円

※2 納税していること等、一定の要件あり。

○ 保証料

おおむね1.0%以内で、信用保証協会ごと及び信用保証制度ごとに定められています。

一般保証と比べ、割安な保証料となります（平均1.35%→0.8%程度に軽減）。

○ 手続きの流れ

本店（個人事業主の方は主たる事業所）所在地の市町村（または特別区）の商工担当課等の窓口にて指定期間内に認定申請書2通を提出（その事実を証明する書面等を添付）し、認定を受け、希望の金融機関または所在地の信用保証協会に認定書を持参のうえ、保証付融資を申し込むことになります。

その後、金融審査を経て、融資及び保証の可否が決まります。

セーフティネット保証制度に関するお問い合わせ先

（社）全国信用保証協会連合会

電話：03-3271-7201

各都道府県等の信用保証協会

<http://www.zensinhoren.or.jp/access.htm>

※ 融資制度等に関するお問い合わせは、政府系金融機関（中小公庫、国民公庫、商工中金、沖縄公庫）、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業庁・経済産業局に設置されている建築関連の特別相談窓口にご相談ください。

【参考1】

各政府系金融機関の基準利率（H19.11.9現在）

	基準利率（5年以内）
中小企業金融公庫	2.25%
国民生活金融公庫	2.40%
商工組合中央金庫	2.25%

【参考2】

セーフティネット保証における建築関連の指定業種

（指定期間：平成19年10月1日～12月31日）

- 一般土木建築工事業
- 鉄筋工事業
- 内装工事業
- 電気通信・信号装置工事業
- 銘板・銘木製造業
- 粘土かわら製造業

（指定期間：平成19年11月27日～平成20年3月31日）

- 建築工事業（木造建築工事業を除く）
- 木造建築工事業
- 大工工事業
- 鉄骨工事業
- 石工・れんが・タイル・ブロック工事業
- 金属製屋根工事業
- 塗装工事業（道路標示・区画線工事業を除く）
- コンクリート製品製造業（コンクリートパイル製造業に限る）
- 碎石製造業
- 建設用金属製品製造業（鉄骨製造業に限る）
- 建築用金属製品製造業（扉、シャッター、サッシ、エクステリア、カーテンウォール製造業に限る）
- 鉄鋼卸売業
- 建築設計業
- 測量業
- その他の土木建築サービス業（地質調査業に限る）

注1） 上記以外の業種の指定状況については、中小企業庁HPを参照してください。

中小企業庁HP「セーフティネット保証」 http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_gaiyou.htm

注2） 不況業種の指定は通常四半期毎（次回は、1月～3月指定）。

注3） 産業分類は、日本標準産業分類によります。

※ 主として自ら労働者を雇用して土地の造成又は建物の建設を行い、それを分譲する事業所は、一般土木建築工事業、土木工事業（造園工事業、しゅんせつ工事業、舗装工事業を除く）、建築工事業（木造建築工事業を除く）、木造建築工事業に分類されます。
また、建築設計業には、指定確認検査機関等が含まれます。

【参考 1】

各政府系金融機関の基準利率 (H19. 12. 12 現在)

※利率は月ごとに変動するのでご注意ください。

	基準利率 (5 年以内)	参照 H P
中小企業金融公庫	2. 3%	http://www.jasme.go.jp/
国民生活金融公庫	2. 3%	http://www.kokukin.go.jp/
商工組合中央金庫	2. 3%	http://www.shokochukin.go.jp/

【参考 2】

セーフティネット保証における建築関連の指定業種

(指定期間：平成 19 年 10 月 1 日～12 月 31 日)

- 一般土木建築工事業
- 内装工事業
- 銘板・銘木製造業
- 鉄筋工事業
- 電気通信・信号装置工事業
- 粘土かわら製造業

(指定期間：平成 19 年 11 月 27 日～平成 20 年 3 月 31 日)

- 建築工事業 (木造建築工事業を除く)
- 大工工事業
- 石工・れんが・タイル・ブロック工事業
- 塗装工事業 (道路標示・区画線工事業を除く)
- コンクリート製品製造業 (コンクリートパイル製造業に限る)
- 建設用金属製品製造業 (鉄骨製造業に限る)
- 建築用金属製品製造業 (扉、シャッター、サッシ、エクステリア、カーテンウォール製造業に限る)
- 建築設計業
- その他の土木建築サービス業 (地質調査業に限る)
- 木造建築工事業
- 鉄骨工事業
- 金属製屋根工事業
- 砕石製造業
- 鉄鋼卸売業
- 測量業

(指定期間：平成 19 年 12 月 18 日～平成 20 年 3 月 31 日)

- とび工事業
- 板金工事業
- 金属製建具工事業
- 屋根工事業
- 電気工事業
- 一般製材業
- 床板製造業
- 建築用木製組立材製造業
- 生コンクリート製造業
- 木材・竹材卸売業
- 左官工事業
- ガラス工事業
- 木製建具工事業
- 防水工事業
- 管工事業
- 単板・合板製造業
- 集成材製造業
- 板ガラス加工業
- 陶磁器製タイル製造業
- 建物売買業

注 1) 上記以外の業種の指定状況については、中小企業庁 H P を参照してください。

中小企業庁 H P 「セーフティネット保証」 http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_gaiyou.htm

注 2) 業種指定は通常四半期毎。

注 3) 産業分類は、日本標準産業分類によります。

※ 建築設計業には、指定確認検査機関等が含まれます。

建築士法等の一部を改正する法律について (平成18年12月20日公布)

建築士の資質・能力の向上、高度な専門能力を有する建築士の育成・活用、
設計・工事監理業務の適正化、建設工事の施工の適正化等を図り、

耐震偽装事件により失われた
建築物の安全性及び建築士制度に対する国民の信頼を回復

1. 建築士の資質、能力の向上

- ◆ 建築士事務所に所属する建築士に対する定期講習の受講義務付け
 - ・ 講習の実施にあたり、講習機関の登録制度を創設
- ◆ 建築士試験の受験資格の見直し
 - ・ 学歴要件の見直し (現行: 所定の学科卒業 → 改正: 指定科目の履修)
 - ・ 実務経験要件の適正化 (原則として、設計・工事監理業務に関する実務に限定)

2. 高度な専門能力を有する建築士による構造設計及び設備設計の適正化

- ◆ 一定の建築物※について、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士による法適合チェックの義務付け
 - ・ 法適合チェックがされていない場合の確認申請書受理及び工事着工の禁止【建築基準法の改正】

※ 一定の建築物について

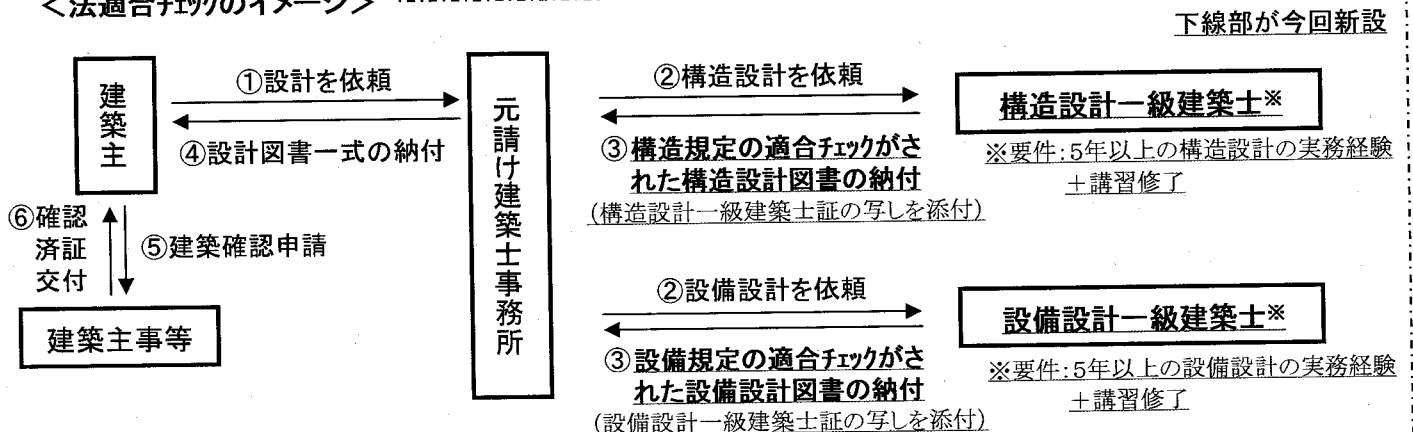
＜構造設計の場合＞

- ・ 高度な構造計算(保有水平耐力計算、限界耐力計算等)が義務付けられる一定規模以上の建築物
(鉄筋コンクリート造高さ20m超、鉄骨造4階建て以上、木造高さ13m超又は軒高9m超等)

＜設備設計の場合＞

- ・ 3階建て以上、かつ、床面積5,000㎡超の建築物

＜法適合チェックのイメージ＞



- ◆ 建築士が設計・工事監理した場合の小規模木造住宅等に係る構造関係規定の審査省略の見直し
(専門能力を有する建築士が設計・工事監理した場合のみ引き続き審査省略を認める)

3. 設計・工事監理業務の適正化、消費者への情報開示

◆ 建築士事務所を管理する管理建築士の要件強化

建築士として3年以上の実務経験と管理建築士講習の受講を要件として付加

◆ 設計・工事監理契約締結前に管理建築士等による重要事項説明及び書面による確認の義務付け

工事監理の方法、報酬額、設計又は工事監理を担当する建築士の氏名等について説明

◆ 建築士事務所以外への再委託の禁止

◆ 分譲マンションなど発注者とエンドユーザーが異なる一定の建築物の設計等について、一括再委託を全面的に禁止

◆ 建築士名簿の閲覧、顔写真入り携帯用免許証の交付

- ・ 建築士等の登録・閲覧事務の実施にあたり、指定登録法人制度を創設

	登録実施主体	
	現行	改正後 (機関を指定した場合)
一級建築士	国土交通大臣	中央指定登録機関
二級建築士 木造建築士	都道府県知事	都道府県指定登録機関
一級建築士事務所 二級建築士事務所 木造建築士事務所	都道府県知事	指定事務所登録機関 (都道府県知事指定)

4. 団体による自律的な監督体制の確立

◆ 建築士事務所協会及び建築士事務所協会連合会の法定化

- ・ 協会による苦情解決業務の実施等

◆ 建築士会、建築士事務所協会等による建築士等に対する研修の実施

5. 建設工事の施工の適正化【建設業法の改正】

◆ 分譲マンションなど発注者とエンドユーザーが異なる一定の工事について、一括下請負を全面的に禁止

◆ 資格者証の交付等を受けた監理技術者の配置を要する場合を学校・病院等の重要な民間工事に拡大 (現在は公共工事のみ)

6. 施行期日等

- ◆ 平成18年12月13日法案可決・成立、12月20日公布。主として、公布後2年以内施行。

○建設省告示第1206号

建築士法（昭和25年法律第202号）第25条の規定に基づき、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準を次のように定める。

昭和54年7月10日

建設大臣 渡海 元三郎

第一 業務報酬の算定方法

建築士事務所の開設者が建築物の設計、工事監理、建築工事契約に関する事務又は建築工事の指導監督の業務（以下「設計等の業務」という。）に関して請求することのできる報酬は、複数の建築物について同一の設計図書を用いる場合その他の特別の場合を除き、第二の業務経費及び第三の技術料等経費を合算する方法により算定することを標準とする。

第二 業務経費

業務経費は、次の（イ）から（ニ）までに定めるところによりそれぞれ算定される直接人件費、特別経費、直接経費及び間接経費の合計とする。

（イ） 直接人件費

直接人件費は、建築物の設計等の業務に直接従事する者のそれぞれについての当該業務に関して必要となる給与、諸手当、賞与、退職給与、法定保険料等の人件費の一日当たりの額に当該業務に従事する延べ日数を乗じて得た額の総和とする。

（ロ） 特別経費

特別経費は、出張旅費、特許使用料その他の建築主の特別の依頼に基づいて必要となる費用の合計とする。

（ハ） 直接経費

直接経費は、印刷製本費、複写費、交通費等建築物の設計等の業務に関して直接必要となる費用（（ロ）に定める経費を除く。）の合計とする。

（ニ） 間接経費

間接経費は、建築物の設計等の業務を行う建築士事務所を管理運営していくために必要な人件費、研究調査費、研修費、減価償却費、通信費、消耗品費等の費用（（イ）から（ハ）までに定める経費を除く。）のうち、当該業務に関して必要とな

る費用の合計とする。

第三 技術料等経費

技術料等経費は、建築物の設計等の業務において発揮される技術力、創造力等の対価として支払われる費用とする。

第四 直接人件費等に関する略算方法による算定

業務経費のうち直接人件費又は直接経費及び間接経費の額の算定については、第二の(イ)、(ハ)又は(ニ)にかかわらず、次の(イ)又は(ロ)に定める算定方法を標準とした略算方法によることができる。

(イ) 直接人件費

設計又は工事監理等（工事監理、建築工事契約に関する事務及び建築工事の指導監督をいう。）の業務でその内容が別添一に掲げる標準業務内容であるものに係る直接人件費の算定は、通常当該業務に従事する者一人について一日あたりに要する人件費に別添二に掲げる標準業務人・日数を乗じて算定する方法

(ロ) 直接経費及び間接経費

直接経費及び間接経費の合計の算定は、直接人件費の額に1.0を標準とする倍数を乗じて算定する方法

別 添 一

標準業務内容は、別表第1に掲げる建築物の用途等による類別に応じ、別表第1中第1類から第4類の1までの建築物については別表第2に掲げる業務（第4類の1の建築物に関しては同表中(※)のものを除く。）とし、第4類の2の建築物については別表第3に掲げる業務とする。

別表第1 建築物の用途等による類別

		建築物の用途等	備 考
第 1 類		工場，車庫，市場，倉庫等	
第 2 類		体育館，観覧場，学校，研究所， 庁舎，事務所，駅舎，百貨店，店 舗，共同住宅，寄宿舍等	第1類の建築物のうち第2類の建築物に相当する複雑な設計等を必要とするものを含む。
第 3 類		銀行，美術館，博物館，図書館， 公会堂，劇場，映画館，集会場（オー ーデトリウムを有するものに限 る。），ナイトクラブ，ホテル，旅 館，料理店，放送局，病院，診療 所，複合建築物等	第1類又は第2類の建築物のうち第3類の建築物に相当する複雑な設計等を必要とするものを含む。
第4類	1	戸建住宅（一般的な木造戸建住宅を除く。）	
	2	一般的な木造戸建住宅	

（注）記念建造物，社寺，教会堂，茶室，室内装飾，家具造作等に関する特殊なものは，上記の類に含まれない。

別表第2

1 設 計

(1) 建築(総合)・基本設計

ア 情報収集・準備	イ 条件設定	ウ 比較検討
①依頼主により設定された条件のは握 ②現地調査 ③類似事例調査 ④関係法令調査 ⑤関係官庁との打合せ ⑥スタッフの選任 ⑦スケジュールの調整 ⑧各種打合せ	①設計条件の設定 (i)要求性能の確定 (ii)法令その他の制約条件の整理 (iii)工事予算の設定 ②設計方針の設定 (i)設計理念の確立 (ii)仕様程度の設定	①性能面からの機能の検討 ②設計理念上又は意匠上の検討 ③計画実現のための工事費の検討 ④計画実現のための施工性の検討 ⑤仕様、使用材料、構造方式、設備方式等の総合的検討

(2) 建築(総合)・実施設計

ア 情報収集・準備	イ 条件設定	ウ 比較検討
①依頼主により設定された条件の詳細な把握 ②現地詳細調査及び確認 ③使用材料等についての文献、カタログ等の収集 ④各種法令手続の打合せ ⑤スケジュールの調整 ⑥各担当打合せ	①基本設計に基づく設計条件の詳細な設定 (i)各部分の要求性能の確定 (ii)法令その他の制約条件の各部分ごとくのは握 ②工事費のは握 ③基本設計に基づく設計方針の展開	①各部分の機能の検討 ②空間表現の検討 (i)形態の検討 (ii)使用材料の検討 ③工事費の検討 ④施工技術の検討

エ 総合化	オ 成果図書
①機能配置計画の策定 ②空間構成計画の策定 ③工事費配分計画の策定 ④動線計画の策定 ⑤防災計画の策定 ⑥施設配置計画の策定 ⑦平面計画の策定 ⑧断面計画の策定 ⑨立面計画の策定 ⑩立面計画の策定 ⑪各種計画の総合調整	①仕様概要表 ②仕上表 ③面積表及び求積図 ④敷地案内図 ⑤配置図 ⑥平面図(各階) ⑦断面図 ⑧立面図(各面) ⑨矩計図(主要部詳細) ⑩計面説明書 ⑪工事費概算書

エ 総合化	オ 成果図書
①外部空間設計 ②内部空間設計 ③平面設計 ④断面設計 ⑤立面設計 ⑥詳細設計 ⑦各部分の使用材料及び仕様の確定 ⑧防災設計 ⑨色彩計画の策定 ⑩工事費概算との調整 ⑪各種設計等の調整	①仕様書 ②仕様概要表 ③仕上表 ④面積表及び求積図 ⑤敷地案内図 ⑥配置図 ⑦平面図(各階) ⑧断面図 ⑨立面図(各面) ⑩矩計図 ⑪展開図 ⑫天井伏図 ⑬平面詳細図 ⑭部分詳細図 ⑮建具表 ⑯工事費概算書 ⑰確認申請図書

(3) 建築(構造)・基本設計

ア 情報収集・準備	イ 条件設定	ウ 比較検討
①依頼主により設定された条件のは握 ②現地調査等 (i)土質関係調査資料の収集 (ii)近隣環境調査 ③類似事例調査 ④関係法令調査 ⑤関係官庁との打合せ ⑥スタッフの選任 ⑦スケジュールの調整 ⑧各種打合せ	①設計条件の設定 (i)目的性能(建築条件)のは握 (ii)立地上その他の制約条件の整理 (iii)安全性能の設定 a 積載荷重 b 風荷重及び地震荷重 ②設計方針の設定 (1)構造計画理念の設定 (ii)仕様程度の設定	①構造種別等の検討 ②構造方式の検討 (i)骨組方式の検討 (ii)基礎方式の検討 ③計画実現のための工事費の検討 ④計画実現のための施工性の検討

エ 総合化	オ 成果図書
①構造計画の策定 (i)試設計の解析 (ii)部材断面の仮定の検討 (iii)構造システムの決定 (iv)使用材料及び仕様の概略の決定 ②工事費配分計画の策定 ③設定条件への適合性の確認 ④各種計画の総合調整	①基本構造計画案 ②構造計画概要書 ③仕様概要書 ④工事費概算書 (注) 上記の成果図書は、建築(総合)基本設計の成果図書の中に含まれる場合がある。

(4) 建築(構造)・実施設計

ア 情報収集・準備	イ 条件設定	ウ 比較検討
①依頼主により設定された条件の詳細な把握 ②現地詳細調査及び確認 ③使用材料についての調査及び確認 ④特殊工法部分の詳細調査 ⑤各種法令手続の打合せ ⑥スケジュールの調整 ⑦各担当打合せ及び調整	①構造設計条件の詳細確定 (i)立地上その他の制約条件の確認 (ii)各種荷重条件の設定 (iii)解析手法の設定 ②工事費のは握 ③基本設計に基づく設計方針の展開	①各部材の適合性の検討 ②使用材料メーカーの選択 ③工事費の検討 ④施工技術の検討

エ 総合化	オ 成果図書
①応力解析 (i)モデルの設定 (ii)構造計算 ②構造設計 (i)各部の設計 (ii)接合部の設計 ③工事費概算との調整 ④他部門との照合及び調整	①構造設計図 (i)伏図 (ii)軸組図 (iii)各部断面図 (iv)標準詳細図 (v)各部詳細図 ②構造計算書 ③仕様書 ④工事費概算書 ⑤確認申請図書

(5) 電気設備・基本設計

ア 情報収集・準備	イ 条件設定	ウ 比較検討
①依頼主により設定された条件のは握 ②現地調査等 (i)現地状況調査 (ii)電力、電話等の関連施設調査 ③類似事例調査 ④関係法令調査 ⑤関係官庁との打合せ ⑥スタッフの選任 ⑦スケジュールの調整 ⑧各種打合せ	①設計条件の設定 (i)要求性能の確定 (ii)法令その他の制約条件の整理 (iii)工事予算のは握 ②設計方針の設定 (i)設計理念の確立 (ii)必要設備の設定 (iii)仕様程度の設定 (iv)使用機器の設置場所の設定	①設備種別の基本方式の検討 ②使用機器及び材料の検討 ③計画実現のための工事費の検討 ④計画実現のための施工性の検討 ⑤維持管理上の問題点の検討

エ 総合化	オ 成果図書
①内外環境計画の策定 ②各種電気設備計画の策定 ③工事費配分計画の策定	①電気設備計画概要書 ②仕様概要書 ③工事費概要書 ④各種技術資料 (注) 上記の成果図書は、總案(総合)基本設計の成果図書の中に含まれる場合がある。

(6) 電気設備・実施設計

ア 情報収集・準備	イ 条件設定	ウ 比較検討
①依頼主により設定された条件の詳細な把握 ②現地詳細調査及び確認 ③使用機器及び材料についての調査 ④各種法令手続の打合せ ⑤スケジュールの調整 ⑥各担当打合せ及び調整	①基本設計に基づく設備設計条件の詳細確定 (i)各設備の要求性能の確定 (ii)法令その他の制約条件の各設備ごとのは握 ②工事費のは握 ③基本設計に基づく設計方針の展開 ④機器類の配置及び使用方式の設定 ⑤配管配線等の系統及び経路の設定	①設備方式の詳細な検討 (i)受変電方式の検討(※) (ii)非常電源方式の検討(※) (iii)幹線方式の検討(※) (iv)電灯及びコンセント方式の検討 (v)動力設備方式の検討 (vi)弱電設備方式の検討(※) (vii)火報等設備方式の検討 (viii)エレベーター、エスカレーターの検討(※) ②使用機器及び材料の検討 ③工事費の検討 ④施工技術の検討 ⑤維持管理についての検討 ⑥関係法令等の照合及び検討

エ 総合化	オ 成果図書
①各種設備設計 (i)受変電設備設計(※) (ii)非常電源設備設計(※) (iii)幹線設備設計(※) (iv)電灯及びコンセント設備設計 (v)動力設備設計 (vi)弱電設備設計 (vii)火報等設備設計(※) (viii)エレベーター、エスカレーター等の設計(※) ②使用機器及び仕様決定 ③工事費概算との調整	①仕様書 ②敷地案内図 ③配置図 ④受変電設備図(※) ⑤非常電源設備図(※) ⑥幹線系統図(※) ⑦動力設備系統図 ⑧動力設備平面図(各階) ⑨弱電設備系統図 ⑩弱電設備平面図(各階) ⑪火報等設備系統図(※) ⑫火報等設備平面図(各階)(※) ⑬エレベーター、エスカレーター等の設備図(※) ⑭屋外設備図 ⑮工事費概算書 ⑯確認申請図書 ⑰各種計算書

(7) 給排水衛生設備・基本設計

ア 情報収集・準備	イ 条件設定	ウ 比較検討
①依頼主により設定された条件のは握 ②現地調査等 (i)現地状況調査 (ii)給水、排水、ガス等の関連施設調査 ③類似事例調査 ④関係法令調査 ⑤関係官庁との打合せ ⑥スタッフの選任 ⑦スケジュールの調整 ⑧各種打合せ	①設計条件の設定 (i)要求性能の確定 (ii)法令その他の制約条件の整理 (iii)工事予算のは握 ②設計方針の設定 (i)設計理念の確立 (ii)必要設備の設定 (iii)仕様程度の設定 (iv)使用機器の設置場所の設定	①設備種別の基本方式の検討 ②使用機器及び材料の検討 ③計画実現のための工事費の検討 ④計画実現のための施工性の検討 ⑤維持管理上の問題点の検討

エ 総合化	オ 成果図書
①給排水衛生計画の策定 ②特殊設備計画の策定(例) ③工事費配分計画の策定	①給排水衛生設備計画概要書 ②仕様概要書 ③工事費概算書 ④各種技術資料 (注) 上記の成果図書は、建築(総合)基本設計の成果図書の中に含まれる場合がある。

(8) 給排水衛生設備・実施設計

ア 情報収集・準備	イ 条件設定	ウ 比較検討
①依頼主により設定された条件の詳細な把握 ②現地詳細調査及び確認 ③使用機器及び材料についての調査 ④各種法令手続の打合せ ⑤スケジュールの調整 ⑥各担当打合せ及び調整	①基本設計に基づく設備設計方針の詳細確定 (i)各設備の要求性能の確定 (ii)法令その他の制約条件の各設備ごとのは握 ②工事費のは握 ③基本設計に基づく設計方針の展開 (i)機器類の配置及び使用方式の設定 (ii)配管類の系統及び経路の設定	①設備方式の詳細な検討 (i)給排水、ガス等の配管方法の検討 (ii)配管経路の検討 (iii)消火設備の検討(例) (iv)汚水処理の検討 (v)特殊設備の検討(例) ②使用機器及び材料の検討 ③工事費の検討 ④施工技術の検討 ⑤維持管理についての検討 ⑥関係法令等との照合及び検討

エ 総合化	オ 成果図書
①給排水衛生設備設計 (i)各種給排水衛生設備の配管設計 (ii)消火設備設計(例) (iii)汚水処理設備設計 (iv)特殊設備設計(例) ②使用機器及び仕様決定 ③工事費概算との調整	①敷地案内図 ②配置図 ③給排水衛生設備配管系統図 ④給排水衛生設備配管平面図 ⑤消火設備系統図(例) ⑥消火設備平面図(例) ⑦汚水処理設備図 ⑧特殊設備設計図(例) ⑨部分詳細図 ⑩屋外設備図 ⑪工事費概算書 ⑫確認申請図書 ⑬各種計算書

(9) 空調換気設備・基本設計

ア 情報収集・準備	イ 条件設定	ウ 比較検討
①依頼主により設定された条件の把握 ②現地調査等 (i)現地状況調査 (ii)給水、排水、ガス等の関連施設調査 ③類似事例調査 ④関係法令調査 ⑤関係官庁との打合せ ⑥スタッフの選任 ⑦スケジュールの調整 ⑧各種打合せ	①設計条件の設定 (i)要求性能の確定 (ii)法令その他の制約条件の整理 (iii)工事予算の把握 ②設計方針の設定 (i)設計理念の確立 (ii)必要設備の設定 (iii)仕様程度の設定 (iv)使用機器の設置場所の設定	①設備方式の検討 ②使用機器及び材料の検討 ③計画実現のための工事費の検討 ④計画実現のための施工性の検討 ⑤維持管理上の問題点の検討

エ 総合化	オ 成果図書
①内外環境計画の策定 ②空調設備計画の策定 ③換気設備計画の策定 ④特殊設備計画の策定(※) ⑤工事費配分計画の策定	①空調換気設備計画概要書 ②仕様概要書 ③工事費概算書 ④各種技術資料 (注) 上記の成果図書は、建築(総合)・基本設計の成果図書の中に含まれる場合がある。

(10) 空調換気設備・実施設計

ア 情報収集・準備	イ 条件設定	ウ 比較検討
①依頼主により設定された条件の詳細な把握 ②現地詳細調査及び確認 ③使用機器及び材料についての調査 ④各種法令手続の打合せ ⑤スケジュールの調整 ⑥各担当打合せ及び調整	①基本設計に基づく設備設計方針の詳細確定 (i)各設備の要求性能の確定 (ii)法令その他の制約条件の各設備ごとの把握 ②工事費の把握 ③基本設計に基づく設計方針の展開 (i)機器類の配置及び使用方式の設定 (ii)配管類の系統及び経路の設定	①空調方式等の検討 (i)空調方式の検討 (ii)空調系統の検討 (iii)冷熱源方式の検討 ②換気方式の検討 ③自動制御方式の検討 ④特殊設備の検討(※) ⑤工事費の検討 ⑥施工技術の検討 ⑦維持管理上の問題点の検討 ⑧関係法令等との照合及び検討

エ 総合化	オ 成果図書
①空調設備設計 (i)空調方式の設計 (ii)空調系統の設計 ②換気設備設計 ③特殊設備設計(※) ④使用機器及び仕様の決定 ⑤工事費概算との調整	①敷地案内図 ②配置図 ③空調設備系統図 ④空調設備平面図 ⑤換気設備系統図 ⑥換気設備平面図 ⑦特殊設備設計図(※) ⑧部分詳細図 ⑨屋外設備図 ⑩工事費概算書 ⑪確認申請図書 ⑫各種計算書

2 工事監理等

(1) 工事監理

①設計意図を施工者に正確に伝えるための業務 (i)施工者との打合せ (ii)図面等の作成 ②施工図等を設計図書に照らして検討及び承諾する業務 (i)施工図の検討及び承諾 (ii)模型、材料及び仕上見本の検討及び承諾 (iii)建築設備の機械器具の検討及び承諾 ③工事の確認及び報告 (i)工事が設計図書及び請負契約に合致するかどうかの確認及び建築主への報告 (ii)工事完了検査及び契約条件が遂行されたことの確認 ④工事監理業務完了手続 (i)契約の目的物の引渡しの立会い (ii)業務完了通知書及び関係図書の建築主への提出	
---	--

(2) 工事の契約及び指導監督

①工事請負契約への協力 (i)施工者の選定についての助言 (ii)請負契約条件についての助言 (iii)工事費見積りのための説明 (iv)見積書の調査 (v)請負契約案の作成 (vi)工事監理者としての調印 ②工事費支払審査及び承諾を行う業務 (i)中間支払手続（施工者から提出される工事費支払の請求書の審査及び承諾） (ii)最終支払手続（工事完了検査による確認に基づき施工者からの最終支払の請求の承諾） ③施工計画を検討し、助言する業務	
---	--

(注) ①(ii)に規定する図面等は、設計意図を正確に伝えるためのスケッチ等であり、工事期間中に行われる実施設計の延長と考えられる図書は含まない。

別表第 3

1 設 計

(1) 基本設計

ア 情報収集・準備	イ 条件設定	ウ 比較検討
①依頼主により設定された条件の把握 ②現地調査 ③類似事例調査 ④関係法令調査 ⑤関係官庁との打合せ ⑥スタッフの選任 ⑦スケジュールの調整 ⑧各種打合せ	①設計条件の設定 (i)要求性能の確定 (ii)法令その他の制約条件の整理 (iii)工事予算の設定 ②仕様程度等の設計方針の設定	①性能面からの検討 ②意匠上の検討 ③計画実現のための工事費の検討 ④計画実現のための施工性の検討 ⑤仕様、使用材料、構造方式等の検討

(2) 実施設計

ア 情報収集・準備	イ 条件設定	ウ 比較検討
①依頼主により設定された条件の詳細な把握 ②現地詳細調査及び確認 ③使用材料等についての文献、カタログ等の収集 ④各種法令手続の打合せ ⑤スケジュールの調整	①基本設計に基づく設計条件の設定 (i)各部分の要求性能の確定 (ii)法令その他の制約条件の各部分ごとの把握 ②工事費のは握 ③基本設計に基づく設計方針の展開	①各部分の機能の検討 ②空間表現の検討 (i)形態の検討 (ii)使用材料の検討 ③工事費の検討 ④施工技術の検討

エ 総 合 化	オ 成 果 図 書
①機能配置計画の策定 ②空間構成計画の策定 ③動線計画の策定 ④防災計画の策定 ⑤施設配置計画の策定 ⑥平面計画の策定 ⑦断面計画の策定 ⑧立面計画の策定 ⑨各種計画の総合調整	①仕様概要表 ②仕上表 ③配置図 ④平面図 (各階) ⑤断面図 ⑥立面図 (各面) ⑦設備位置図 (電気、給排水衛生及び空調) ⑧工事費概算書

エ 総 合 化	オ 成 果 図 書
①外部空間設計 ②内部空間設計 ③平面設計 ④断面設計 ⑤立面設計 ⑥各部分の使用材料及び仕様の確定 ⑦防災設計 ⑧色彩計画の策定 ⑨工事費概算との調整 ⑩各種設計等の調整	①仕様書 ②仕様概要表 ③仕上表 ④面積表 ⑤敷地案内図 ⑥配置図 ⑦平面図 (各階) ⑧断面図 ⑨立面図 (各面) ⑩矩計図 ⑪基礎伏図 ⑫床伏図 ⑬はり伏図 ⑭小屋伏図 ⑮軸組図 ⑯展開図 ⑰天井伏図 ⑱建具表 ⑲設備位置図 (電気、給排水衛生及び空調) ⑳工事費概算書 ㉑確認申請図書

2 工事監理等

(1) 工事監理

① 設計意図を施工者に正確に伝えるための業務

- (i) 施工者との打合せ
- (ii) 図面等の作成

② 施工図等を設計図書に照らして検討及び承諾する業務

- (i) 施工図の検討及び承諾
- (ii) 模型、材料及び仕上見本の検討及び承諾
- (iii) 建築設備の機械器具の検討及び承諾

③ 工事の確認及び報告

- (i) 工事が設計図書及び請負契約に合致するかどうかの確認及び建築主への報告
- (ii) 工事完了検査及び契約条件が遂行されたことの確認

④ 工事監理業務完了手続

- (i) 契約の目的物の引渡しの立会い
- (ii) 業務完了通知書及び関係図書の建築主への提出

(注) ①(ii)に規定する図面等は、設計意図を正確に伝えるためのスケッチ等であり、工事期間中に行われる実施設計の延長と考えられる図書は含まない。

(2) 工事の契約及び指導監督

① 工事請負契約への協力

- (i) 施工者の選定についての助言
- (ii) 請負契約条件についての助言
- (iii) 工事費見積りのための説明
- (iv) 見積書の調査
- (v) 請負契約案の作成
- (vi) 工事監理者としての調印

② 工事費支払審査及び承諾を行う業務

- (i) 中間支払手続（施工者から提出される工事費支払の請求書の審査及び承諾）
- (ii) 最終支払手続（工事完了検査による確認に基づく施工者からの最終支払の請求の承諾）

③ 施工計画を検討し、助言する業務

別 添二

標準業務人・日数は、次の表に掲げるものとする。

工 事 費		5,000万円	6,000万円	8,000万円	1億円	2億円	3億円
第 1 類	設 計	85	95	120	140	240	325
	工事監理等	40	45	55	65	110	150
	合 計	125	140	175	205	350	475
第 2 類	設 計	95	110	130	155	265	360
	工事監理等	45	50	65	75	125	165
	合 計	140	160	195	230	390	525
第 3 類	設 計	100	120	145	175	290	400
	工事監理等	50	55	70	80	135	180
	合 計	150	175	215	255	425	580

4億円	5億円	6億円	8億円	10億円
410	485	555	695	825
180	210	240	295	345
590	695	795	990	1,170
455	535	620	770	915
200	235	265	330	385
655	770	885	1,100	1,300
500	590	680	850	1,005
220	260	295	360	425
720	850	975	1,210	1,430

工 事 費		1,000万円	1,500万円	2,000万円
第 4 類	設 計	33	45	57
	工事監理等	17	23	30
	合 計	50	68	87
第 4 類	設 計	18 (10)	24	29
	工事監理等	8 (5)	11	15
	合 計	26 (15)	35	44

(注) 1 この表に規定する第1類、第2類、第3類及び第4類は、それぞれ別添一の別

表第1に掲げる第1類、第2類、第3類及び第4類である。

2 この表は、一級建築士の免許取得後2年相当又は二級建築士の免許取得後7年相当の建築に関する業務経験を有する者が設計又は工事監理等を行うために必要

な業務人・日数の標準を示したものである。

3 工事監理等の業務人・日数は、非常駐監理の場合である。

4 ()は、基本設計と実施設計を区別せず、詳細な設計を行わない場合の業務に対応するものである。

昭和54年7月10日

全国都道府県知事あて

建設省住宅局長名

建築士事務所の開設者がその業務に関して 請求することのできる報酬の基準について

建築士法第25条の規定に基づき、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準が建設大臣により定められ、昭和54年7月10日付けで別添のとおり告示されたところであるが、この基準について、下記事項に留意のうえ、貴管下の建築士事務所、発注者等に対して、関係団体を通じる等によって周知徹底を図るとともに、この基準に基づいて業務報酬の算定に関する合理化及び適正化に努めるよう適切な指導をお願いする。

なお、業務報酬の算定の合理化及び適正化の目的は、建築士事務所による設計等の業務の適正かつ円滑な実施の推進に資することであるが、このためには、建築士事務所が不断の研さん及び業務実施体制の整備に努め、設計、工事監理、施工等を一貫して行う場合においても設計等の業務を明確にする等の書面による適正な契約に基づき業務を実施することが要求されるので、建築士事務所に対する技術力、業務実施体制等に関する指導を一層推進されるよう併せてお願いする。

記

1 業務報酬算定方法

この基準は、業務報酬の算定基礎を明確にするものであり、業務の具体的な内容と数量的に対応する経費（業務経費）及び業務において個別的に発揮される建築士事務所の業務経験、技術力、創造力、総合企画力、情報の蓄積等の対価としての経費（技術料等経費）によって構成する方法を標準としている。

なお、技術料等経費は、個別事例に応じて当事者間の協議又は慣行に基づいて定められるのが適当である。

また、この基準は、個別の業務内容に対応して経費を算定することができる通常の一般的な業務を前提とするものであり、いわゆる標準設計による場合、複数の建築物

について同一の設計図書を用いる場合、設計内容が特に芸術的性格が強い場合等で、この算定方法が必ずしもなじまない場合においては、他の合理的な算定方法によることを妨げるものではない。

2 直接人件費等に関する略算方法による算定

直接人件費又は直接経費及び間接経費の算定については、業務に従事する者の構成が複雑な場合、並行して他の業務に従事していて当該業務に従事する日数を区分して算定することが困難な場合、当該業務に係る経費を他の業務に係る経費と区分して算定することが困難な場合等が多い実情にかんがみ、略算方法を示すこととした。

なお、各建築士事務所において略算方法を用いる場合には、この基準で定めた標準業務内容及びそれに対応した標準業務人・日数表等を参考として、各建築士事務所ごとに、直接人件費の算定については業務内容及びそれに対応した業務人・日数表をあらかじめ作成し、直接経費及び間接経費の算定についてはその合計と直接人件費との割合をあらかじめ算定しておく等の措置をとることが望ましい。

(1) 直接人件費

直接人件費については、設計等の業務の個別の実態にかかわらず、標準業務内容に対応する標準業務人・日数に基づいて算定することができることとしたものである。

標準業務内容は、建築物の質を確保し、建築主の意図を具体化させるために一般的用途に供する建築物において共通に行われる主な業務を示したものであるもので、個別の業務において必要となる別表に掲げるような業務については、その必要な業務に対応した業務人・日数を付加する等の調整が必要であり、また、標準業務内容のうち一部の業務しか行わない場合は、行われない業務に対応した業務人・日数を削減する等の調整が必要である。

(2) 直接経費及び間接経費

通常建築士事務所においては、直接経費及び間接経費の合計が直接人件費の約1.0倍であるという実情にかんがみ、当該経費は直接人件費に1.0を標準とする倍数を乗じて算定することができることとしたものであり、個別の業務において直接経費及び間接経費が通常の場合に比べ著しく異なる場合においては、乗ずる倍数の調整が必要である。

別 表

1 調査研究・企画

業 務 内 容	成 果 図 書
①設計対象となる建築物に適応する敷地を選定するために必要な各種の条件に関する調査研究・企画の業務 (Ⅰ)敷地の適応条件 (Ⅱ)各種法令上の制約条件 (Ⅲ)自然環境条件(土質, 風向, 日照等) (Ⅳ)社会環境条件(交通, 人口等) (Ⅴ)建築物の配置計画上の条件 (Ⅵ)施工上の技術的条件 ②設計対象となる建築物の用途, 規模, 建築形式等の設計上の基本的条件を確定するために必要な各種の基礎的条件に関する調査研究・企画等の業務 (Ⅰ)各種法令上の制約条件 (Ⅱ)敷地の立地条件 (Ⅲ)経営採算上の条件 (Ⅳ)自然的環境条件 (Ⅴ)社会的環境条件 (Ⅵ)建築物の配置計画上の条件 (Ⅶ)施工上の技術的条件 (Ⅷ)測量, 実測, 建築物の鑑定等 ③設計対象となる建築物が要する工事費予算を確定するために必要な業務 (Ⅰ)概略設計による工事費の概算 (Ⅱ)経営採算上の条件に関する調査研究 (Ⅲ)工事費の事例に関する調査研究 ④設計対象となる建築物が周辺環境に及ぼす影響を事前には握する業務	①調査研究・企画報告書 ②概略計画図書

2 設 計

(1) 建築(総合)・基本設計

業 務 内 容	成 果 図 書
①各種法令手続のための技術資料の作成又は技術的助力	①透視図(完成予想図)
②各種公聴会等の手続又は出席に当たっての専門技術の提供若しくは図書の作成	②模型
③周辺地区住民に対する説明立合い	③日影図(日照図)
④通常 of 成果図書以外の資料の提供	④各種技術資料
⑤電子計算機の利用	⑤変更訂正図
⑥依頼主の都合その他条件の変化等による設計変更の処理	

(2) 建築(総合)・実施設計

業 務 内 容	成 果 図 書
①建築確認申請以外の各種法令手続のための技術資料の作成又は技術的助力	①各種技術資料
②通常 of 成果図書以外の資料の提供	②工事費内訳明細書
③依頼主の都合その他条件の変化等による設計変更の処理	③透視図
	④模型
	⑤変更訂正図

(3) 建築(構造)・基本設計

業 務 内 容	成 果 図 書
①各種法令手続のための技術資料の作成又は技術的助力	①各種技術資料
②土質調査に関する指導・助言	②変更訂正図
③近隣建造物の調査又はそれに関する指導・助言	
④特殊構造の採用による増加する業務	
⑤特殊技術の開発	
⑥通常 of 成果図書以外の資料の提供	
⑦電子計算機の利用	
⑧依頼主の都合その他条件の変化等による設計変更の処理	

(4)建築(構造)・実施設計

業 務 内 容	成 果 図 書
①高度の構造解析(電子計算機の使用を含む。) ②構造試験等に対する指導・助言 ③特殊構造の採用による増加する業務 ④建築確認申請以外の各種法令手続のための技術資料の作成又は技術的助力 ⑤通常 of 成果図書以外の資料の提供 ⑥依頼主の都合その他条件の変化等による設計変更の処理	①各種技術資料 ②工事費内訳明細書 ③変更訂正図

(5)電気設備・基本設計,給排水衛生設備・基本設計又は空調換気設備・基本設計

業 務 内 容	成 果 図 書
①各種法令手続のための技術資料の作成又は技術的助力 ②通常 of 成果図書以外の資料の作成 ③依頼主の都合その他条件の変化等による設計変更の処理	①各種技術資料 ②変更訂正図

(6)電気設備・実施設計,給排水衛生設備・実施設計又は空調換気設備・実施設計

業 務 内 容	成 果 図 書
①建築確認申請以外の各種法令手続のための技術資料の作成又は技術的助力 ②通常 of 成果図書以外の資料の作成 ③依頼主の都合その他条件の変化等による設計変更の処理	①各種技術資料 ②工事費内訳明細書 ③維持管理費の算出 ④変更訂正図

3 工事監理等

業 務 内 容
①請負工事契約が複数の場合の調整業務 ②現場,工場等における特殊な作業方法,仮設方法及び工事用機械器具について検討・助言する業務 ③竣工図の作成